

碧南市地域防災計画

—地震・津波災害対策計画—

(案)

令和5年度

碧南市防災会議

目 次

第1編 総則.....	1
第1章 計画の目的.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	3
第4節 碧南市地域防災計画の作成又は修正.....	3
第2章 碧南市の特質と災害要因.....	4
第1節 碧南市の地形・地質.....	4
第2節 本市における既往の地震とその被害.....	4
第3節 社会的条件.....	5
第3章 被害想定及び減災効果.....	6
第1節 基本的な考え方.....	6
第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果.....	6
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項.....	12
第1節 防災の基本理念.....	12
第2節 重点を置くべき事項.....	12
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	15
第1節 実施責任.....	15
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	15
第2編 災害予防.....	25
第1章 防災協働社会の形成推進.....	25
第1節 防災協働社会の形成推進.....	25
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携.....	27
第3節 企業防災の促進.....	30
第2章 建築物等の安全化.....	33
第1節 建築物の耐震推進.....	34
第2節 交通関係施設等の整備.....	37
第3節 ライフライン関係施設等の整備.....	40
第4節 文化財の保護.....	46
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	47
第3章 都市の防災性の向上.....	51
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定.....	51
第2節 防災上重要な都市施設の整備.....	52
第3節 建築物の不燃化の促進.....	52
第4節 建築物の耐震化の促進.....	53
第5節 市街地の整備・改善.....	53

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	54
第1節 土地利用の適正誘導	54
第2節 液状化対策の推進	54
第3節 宅地造成の規制誘導	55
第4節 土砂災害の防止	55
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備.....	58
第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備.....	59
第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備.....	59
第6章 避難行動の促進対策	68
第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備.....	68
第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等.....	69
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成.....	70
第4節 避難誘導等に係る計画の策定.....	71
第5節 避難に関する意識啓発	72
第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	75
第1節 避難所の指定・整備	75
第2節 要配慮者支援対策	78
第3節 帰宅困難者対策	82
第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	83
第1節 火災予防対策に関する指導	83
第2節 消防力の整備強化	84
第3節 危険物施設防災計画	84
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画.....	85
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	86
第9章 津波等予防対策.....	88
第1節 津波対策に係る地域の指定等.....	89
第2節 津波防災体制の充実	89
第3節 津波防災知識の普及	91
第4節 津波等防災事業の推進	93
第10章 広域応援・受援体制の整備	94
第1節 広域応援・受援体制の整備	94
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備.....	95
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備.....	96
第4節 防災活動拠点の確保等	97
第11章 防災訓練及び防災意識の向上	98
第1節 防災訓練の実施	99
第2節 防災のための意識啓発・広報.....	101
第3節 防災のための教育	103

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施.....	105
第12章 震災に関する調査研究の推進.....	106
第1節 震災に関する調査研究の推進.....	106
第3編 災害応急対策.....	108
第1章 活動態勢（組織の動員配備）.....	108
第1節 災害対策本部の設置・運営.....	109
第2節 職員の派遣要請.....	114
第3節 災害救助法の適用.....	115
第2章 避難行動.....	118
第1節 津波警報等の伝達.....	118
第2節 避難情報.....	121
第3節 住民等の避難誘導等.....	122
第3章 災害情報の収集・伝達・広報.....	124
第1節 被害状況等の収集・伝達.....	125
第2節 通信手段の確保.....	128
第3節 広報・広聴.....	131
第4章 応援協力・派遣要請.....	133
第1節 応援協力.....	134
第2節 応援部隊等による広域応援等.....	135
第3節 自衛隊の災害派遣.....	136
第4節 ボランティアの受入れ.....	139
第5節 労務計画.....	140
第6節 防災活動拠点.....	141
第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援.....	143
第5章 救出・救助対策.....	145
第1節 救出・救助活動.....	146
第2節 海上における避難救出活動.....	147
第3節 航空機の活用.....	148
第6章 消防活動・危険性物質対策.....	150
第1節 消防活動.....	151
第2節 危険物施設対策計画.....	153
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画.....	154
第4節 毒物劇物取扱施設対策計画.....	155
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策.....	157
第1節 医療救護.....	158
第2節 防疫・保健衛生.....	161
第8章 交通の確保・緊急輸送対策.....	165
第1節 道路交通規制等.....	167

第2節	道路施設対策	171
第3節	港湾・漁港施設対策	175
第4節	鉄道施設対策	176
第5節	緊急輸送手段の確保	177
第9章	浸水・津波対策	181
第1節	浸水対策	181
第2節	津波対策	182
第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	184
第1節	避難所の開設・運営	185
第2節	要配慮者支援対策	188
第3節	帰宅困難者対策	189
第11章	水・食品・生活必需品等の供給	191
第1節	給水	191
第2節	食品の供給	194
第3節	生活必需物資の供給	195
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	198
第1節	環境汚染防止対策	198
第2節	地域安全対策	198
第13章	遺体の取扱い	200
第1節	遺体の捜索・収容	200
第2節	遺体の処理	201
第3節	遺体の埋火葬	203
第14章	ライフライン施設等の応急対策	204
第1節	電力施設対策	205
第2節	ガス施設対策	208
第3節	上水道施設対策	210
第4節	工業用水道施設対策	211
第5節	下水道施設対策	211
第6節	通信施設の応急措置	212
第7節	郵便業務の応急措置	215
第8節	ライフライン施設の応急復旧	215
第15章	住宅対策	216
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	217
第2節	被災住宅等の調査	218
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	218
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	219
第5節	住宅の応急修理	221
第6節	障害物の除去	222

第16章 学校における対策	224
第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	225
第2節 教育施設及び教職員の確保	226
第3節 応急な教育活動についての広報	226
第4節 教科書・学用品等の給与	226
第5節 被災教職員、児童・生徒の健康管理	227
第4編 災害復旧・復興	228
第1章 復興体制	228
第1節 復興本部の設置等	228
第2節 復興計画等の策定	229
第3節 職員の派遣要請	229
第2章 公共施設等災害復旧対策	231
第1節 公共施設災害復旧事業	231
第2節 激甚災害の指定	233
第3節 暴力団等への対策	234
第3章 災害廃棄物処理対策	235
第1節 災害廃棄物処理対策	235
第4章 震災復興都市計画の決定手続き	238
第1節 第一次建築制限	238
第2節 第二次建築制限	239
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	239
第5章 被災者等の生活再建等の支援	241
第1節 罹災証明書の交付等	242
第2節 被災者への経済的支援等	242
第3節 金融対策	244
第4節 住宅等対策	246
第5節 労働者対策	247
第6章 商工業・農林水産業の再建支援	248
第1節 商工業の再建支援	248
第2節 農林水産業の再建支援	248
第7章 財政対策	249
第1節 財源の確保	249
第2節 費用の負担	249
第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	251
1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	251
2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	252
3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応	256
別紙「東海地震に関する事前対策」	1

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	1
第1節 東海地震に関する事前対策の意義.....	1
第2節 東海地震に関連する情報	2
第2章 地震災害警戒本部の設置等	4
第1節 地震災害警戒本部の設置等	4
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達.....	5
第3節 警戒宣言発令時等の広報	7
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等.....	8
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	11
第1節 主要食糧、医薬品の確保	11
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備.....	12
第4章 発災に備えた直前対策	16
第1節 避難対策	18
第2節 消防、浸水等対策	21
第3節 社会秩序の維持対策	22
第4節 道路交通対策	22
第5節 鉄道	24
第6節 バス	25
第7節 海上交通	26
第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係.....	26
第9節 生活必需品の確保	30
第10節 金融対策	30
第11節 郵政事業対策	32
第12節 病院、診療所	32
第13節 スーパーマーケット等	33
第14節 緊急輸送	33
第15節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策.....	34
第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策	36
第1節 道路	36
第2節 河川及び海岸	37
第3節 港湾・漁港	38
第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設.....	39
第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置.....	40
第6節 工事中の建築物等に対する措置.....	41
第6章 他機関に対する応援要請	42
第1節 防災関係機関に対する応援要請等.....	42
第2節 自衛隊の地震防災派遣	43
第7章 市民のとりべき措置	44

第1節	家庭においてとるべき措置	44
第2節	職場においてとるべき措置	45

第 1 編 総則

第 1 章 計画の目的

第 1 節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある大規模な地震災害に対処するため、「第 2 編 災害予防」及び「第 3 編 災害応急対策」等に定め、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

1 地域防災計画―地震・津波災害対策計画―

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、碧南市防災会議が碧南市の地域に係る防災計画として作成する「碧南市地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、各機関及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 碧南市防災会議は、毎年、碧南市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

◆資料編（資料 12－1）碧南市防災会議条例

2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）（以下「大震法」という。）第 6 条第 2 項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定された碧南市は、地域防災計画において、

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕

大震法第 3 条第 1 項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の 39 市町村（平成 24 年 1 月 4 日現在）である。

名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日

進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された碧南市は地域防災計画において、

- (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては「第2編災害予防」、「第3編災害応急対策」及び「第5編南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

〔南海トラフ地震防災対策推進地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の全市町村（平成26年3月28日現在）である。

〔南海トラフ地震防災対策特別強化地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき、推進地域のうち特別強化地域として指定された地域は、次の3市町（平成26年3月28日現在）である。

豊橋市、田原市、南知多町

4 碧南市国土強靱化地域計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、碧南市国土強靱化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ア 人命の保護を最大限守る
- イ 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ウ 市民の財産、公共施設及び産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- エ 迅速な復旧復興を可能とする

5 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」、「碧南市水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

地域防災計画【地震・津波災害対策計画】

構 成		主 な 内 容	関連計画・資料
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱等	－
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策等	・碧南市地震対策減災計画
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策等	・碧南市地震時応急復旧計画 ・碧南市職員非常配備体制表 ・碧南市災害時行動マニュアル（地震編） ・碧南市避難所開設・運営マニュアル
第4編	災害復旧・復興	被害地域の迅速な復旧に向けた対策等	－
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等	－

地震防災強化計画【東海地震】

構 成		主 な 内 容	関連計画・資料
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策等	・碧南市地震対策減災計画
第5編	東海地震に関する事前対策	東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対応等	－

南海トラフ地震防災対策推進計画【南海トラフ地震】

構 成		主 な 内 容	関連計画・資料
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策等	・碧南市地震対策減災計画
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策等	・碧南市地震時応急復旧計画 ・碧南市職員非常配備体制表 ・碧南市災害時行動マニュアル（地震編） ・碧南市避難所開設・運営マニュアル

第4節 碧南市地域防災計画の作成又は修正

碧南市防災会議は、碧南市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、特に愛知県地域防災計画において、計画事項に示すものについては、碧南市の地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 碧南市の特質と災害要因

第1節 碧南市の地形・地質

この地域に広がる平野は、西三河平野であり、矢作川の堆積作用により形成された平野と海成の段丘、台地が広がる。それぞれの地形面は、三好面、挙母面、碧海面、越戸面に分類することができる。

碧海面は、平野南部に広がる碧海台地にあたり、河成又は海成の段丘である。北東から南西に向かい、緩やかに高度を減じる。国道1号以南では碧海層と呼ばれる海成の砂層・泥層が卓越する。また、矢作川河口に広がる矢作川低地は、領家花崗岩の風化したマサと粘性土から構成されている。

臨海部には、伊勢湾岸や三河湾沿いに17世紀以降の新田開発や治水事業の推進に伴う、干潟・干拓地が存在し、さらに、昭和30年以降の港湾施設の設備拡充、臨海工業地帯の造成に伴う埋立地の規模が急速に拡大している。

第2節 本市における既往の地震とその被害

本市が所在する愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

1 海溝型地震

発生年	マグニチュード	地震名	死者・行方不明	その他の被害・特徴
1707年	8.6	宝永地震	—	愛知県では渥美郡、吉田（現在の豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。
1854年	8.4	安政地震	—	愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。
1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者 1,223人	愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

2 内陸型地震

発生年	マグニチュード	地震名	死者・行方不明	その他の被害・特徴
1586年	7.8	天正地震	死者 5,500人以上	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波高2～4m。
1891年	8.0	濃尾地震	死者 7,885人	愛知県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。
1945年	6.8	三河地震	死者 2,306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、県域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

◆資料編（資料11-1）災害の記録

第3節 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

- (1) 土地利用の変化により市街地の拡散は進んでいるが、旧市街地の密集は火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大等、要配慮者の増大も懸念されている。
- (2) 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。
- (3) 自動車・鉄道等の高速交通機関は、その円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。
また、大量輸送機関である鉄道は、災害時には大規模な被害をもたらす恐れがある。
- (4) 本市においては、多種多様な産業の多くが、液状化現象の発生が懸念される臨海部の軟弱地盤地帯の埋立地に立地しており、大量の危険物等が集積していることから、災害時における被害の拡大が懸念される。
- (5) 地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下している。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

以上のような災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本地域に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果

(1) 被害予測

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 1. 2

碧南市地震時応急復旧計画 3. 2

碧南市地震時応急復旧計画 9. 2. 1

碧南市地震時応急復旧計画 10. 2

ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査結果の概要

(ア) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、市としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

a 「過去地震最大モデル」

○ 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

○ 市の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

○ 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

(※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。)

○ 市の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

(イ) 結果(「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成26年5月 愛知県防災会議地震部会)

a 「過去地震最大モデル」

<揺れ、液状化>

○ 平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度6 強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度7 の非常に強い揺れが想定されるところもある。

○ 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。震度7:7 市町(碧南市)、6 強:21 市町村、6 弱:22 市町村、5 強:4 市町

<浸水・津波>

○ 渥美半島の外海では、最短で約9 分後に津波(30cm)が到達すると想定される。

(碧南市では、最短で約57分後に津波(30cm)が到達すると想定される。)

○ 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。

○ 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。

	津波高(最大)	津波到達時間(最短)	浸水想定域(浸水深1cm以上)
愛知県全体	10.2m	9分※津波高30cm	約26,500ha
碧南市	3.5m	57分※津波高30cm	約1,071ha

<被害量の想定結果>愛知県全体(碧南市) 碧南市の数値は碧南市地震時応急復旧計画による。

建物被害 ※1	揺れによる全壊	約47,000棟(2,015棟)	生活への影響	避難者数 ※4	避難所	約799,000人 (13,298人)
	液状化による全壊	約16,000棟(21棟)			避難所外	約748,000人 (9,773人)
	津波・浸水による全壊	約8,400棟(238棟)			合計	約1,547,000人 (23,070人)
	急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟(*)		帰宅困難者数 ※5		約858,000～約930,000人 (約5,400人～約5,500人)
	地震火災による焼失	約23,000棟(2,325棟)		飲料水不足 ※6		約13,000トン (286トン)
	合計	約94,000棟(4,599棟)		食料不足 ※6		約214万食 (30,716食)
人	建物倒壊等による死者	約2,400人(119人)		毛布不足		約45万枚 (24,008枚)

ライ フ ラ イ ン 被 害	浸水・津波による死者	約3,900人(144人)	廃 棄 物	入院対応不足数	約6,300人 (約200人)
	急傾斜地崩壊等による死者	約50人(※)		外来対応不足数	約5,100人 (約1,500人)
	地震火災による死者	約90人(※)		災害廃棄物(がれき) ※7	約13,374,000トン
	死者数合計	約6,400人(264人)		津波堆積物 ※7	約6,465,000トン
	上水道(断水人口) ※3	約7,021,000人 (約68,000人)	経 済 被 害 ※7	合 計	約19,839,000トン (約988,000トン)
	下水道(機能支障人口) ※3	約3,207,000人 (約3,200人)		直接的経済被害 (復旧に要する費用)	約13.86兆円
	電力(停電軒数) ※3	約3,757,000軒 (約30,000軒)		間接的経済被害 (生産額の低下)	約3.00兆円
	固定電話(不通回線数) ※3	約1,205,000回線 (約9,400回線)			
	携帯電話(停波基地局率) ※3	約81% (83%)			
	都市ガス(復旧対象戸数)	約169,000戸(※)			
	LPGガス(機能支障世帯)	約162,000世帯 (約9,500世帯)			

※1 全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合

※2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合

※3 発災1日後の想定 ※4 発災1週間後の想定 ※5 平日12時 ※6 1～3日目の計

※7 愛知県全体の数値のみ

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定
＜揺れ、液状化＞

- 平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度6弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定される。
- 震度7が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。
- 尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
- 陸側ケース 震度7：32市町村(碧南市)、6強：14市町、6弱：8市町村
東側ケース 震度7：17市町(碧南市)、6強：27市町村、6弱：5市町、5強：4市町、5弱：1村

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で約5 分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定される。
- （碧南市では、最短で約55分後に津波（30cm）が到達すると想定される。）
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。
- 津波ケース⑦の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース①の場合に県全体の死者数が最大となる。

津波ケース	津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深 1cm 以上）
① （碧 南）	21m 3.2m	7 分※津波高 30cm 56 分※津波高 30cm	約 35, 000ha 約 1, 106ha
⑦ （碧 南）	9.3m 3.1m	6 分※津波高 30cm 55 分※津波高 30cm	約 32, 800ha 約 1, 064ha

<被害量の想定結果> 愛知県全体（碧南市）

建物被害 ※1	揺れによる全壊	約242, 000棟(約10, 000棟)	人的被害 ※2	建物倒壊等による死者	約14, 000 人(約600 人)
	液状化による全壊	約16, 000 棟(約20 棟)		浸水・津波による死者	約13, 000 人(約400 人)
	津波・浸水による全壊	約22, 000 棟(約100 棟)		急傾斜地崩壊等による死者	約70 人(※)
	急傾斜地崩壊等による全壊	約700 棟(※)		地震火災による死者	約2, 400 人(約200 人)
	地震火災による焼失	約101, 000 棟(約5, 200 棟)		死者数合計	約29, 000 (約1, 200 人)
	合 計	約101, 000棟(約15, 000棟)	※5未満→「※」		

※1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合(地震:陸側ケース、津波ケース⑦)

※2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5 時の場合(地震:陸側ケース、津波ケース①)

- (り) 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計（平成27年7月 県環境部）
- 過去の地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

〈被害量の想定結果〉愛知県全体

廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約20,625,000トン
	津波堆積物	約6,465,000トン
	合 計	約27,090,000トン

(2) 減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- 建物の耐震化率100%の達成（現状：約85%）
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成（現状：50%）
- 全員が発災後すぐに避難開始
- 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659棟）

イ 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約2割減少すると想定される。
- 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。

(ア) 建物被害

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数		(約6割減)		(約6割減)
愛知県	約47,000棟	約20,000棟	約242,000棟	約103,000棟
碧南市	約2,900棟	約1,100棟	約10,000棟	約4,000棟

※全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

(イ) 人的被害

項目		過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
		対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	県市	約6,400人 282人	(約8割減) 約1,200人 214人	約29,000人 約1,200人	(約6割減) 約11,000人 約400人
	うち建物倒壊等による死者	約2,400人 119人	(約7割減) 約700人 約60人	約14,000人 約600人	(約7割減) 約4,900人 約100人
	うち浸水・津波による死者	約3,900人 114人	(約9割減) 約300人 94人	約13,000人 約400人	(約7割減) 約3,500人 約100人
	自力脱出困難	約800人 約70人	(約8割減) 約200人 約10人	約5,500人 約300人	(約7割減) 約1,500人 約90人
	津波からの逃げ遅れ	約3,100人 約60人	(約9割減) 約200人 約10人	約7,100人 約80人	(約7割減) 約2,000人 約20人

※1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

(ウ) 経済被害額（過去地震最大モデル）

項 目	対策前	対策後
経済被害額（直接被害額）	約13.86 兆円	約11.25 兆円（約2 割減）

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に係る事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に係る事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に係る事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に係る事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に係る事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に係る事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災の第 1 次的責務者として、本市の公共的団体等の各関係機関の協力を得て、本章第 2 節 1 の防災活動を実施する。

また、災害救助法が発令された後は、知事の補助機関として災害救助にあたる。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又はその公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内 容
碧南市	(1) 災害予防 ア 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 イ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 ウ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 エ 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 オ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策を行う。 カ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ウ 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。

	エ 避難の指示を行う。 オ 被災者の救助を行う。 カ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 キ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 ク 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 ケ 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。 コ 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 サ 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 シ 津波警報等の伝達を行う。 ス 消防・水防その他の応急処置を行う。 セ 施設及び設備の応急復旧を行う。 ソ 緊急輸送の確保を行う。 (3) 災害復旧 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧を行う。 (4) 南海トラフ地震に関する事前対策 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

2 県

機関名	内 容
愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (4) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。 (5) 避難の指示を代行することができる。 (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。 (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。 (17) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (18) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。 (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (20) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。 (25) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。

	(26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (27) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。
愛知県警察	(1) 災害時等における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関することを行う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び整備資機材の整備を行う。 (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させる恐れのある設備及び物件の除去を行う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 (9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震応急対策に対する協力を行う。 (13) 緊急輸送確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

3 指定地方行政機関

機関名	内 容
東海財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。 (2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。 (3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。 (4) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。 (5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (6) 上記（1）～（5）の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。
東海農政局	(1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。 (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。 (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。 (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。 (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。 (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

	(5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。
中部近畿産業保安監督部	高压ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。
中部運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。 (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 (5) 特に必要があると認めるときは、船舶運行事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 (6) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 (11) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。
大阪航空局 中部空港事務所	(1) 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。 (2) 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。
第四管区海上保安本部	(1) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。 (2) 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。 (3) 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。 (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法・ 海上交通安全法 ）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (5) 海上における治安を維持する。
名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
東海総合通信局	(1) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (2) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。 (3) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。
愛知労働局	(1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。 (2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。 (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安

	全衛生の確保に努める。 (4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。 (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。 (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。 (7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。 (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。
中部地方整備局	(1) 災害予防 ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。 イ 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。 ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。 エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。 オ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。 カ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。 キ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 初動対応 ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。 (3) 応急復旧 ア 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。 イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。 ウ 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。 エ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。 オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。 カ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。 キ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。
近畿中部防衛局東海防衛支局	(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
国土地理院中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

	(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。 イ 災害派遣計画を作成する。 ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。 (2) 発災後の対処 ア 即時救援活動人命救助を最優先して救援活動を実施する。 イ 応急救援活動方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。 ウ 方面隊による本格対処方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

5 衣浦東部広域連合消防局

機関名	内 容
碧南消防署 (以下、消防署)	(1) 正確な情報の収集及び伝達を行う。 (2) 火災発生防止に関する広報を行う。 (3) 火災等防除のための警戒を行う。 (4) 消防活動及び浸水対策活動を行う。 (5) 救急救助の活動及び体制整備を行う。 (6) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査を行う。 (7) 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定を行う。 (8) 防災活動の協力を行う。 (9) 消防団を所轄の下行動させる。

6 指定公共機関

機関名	内 容
独立行政法人都市再生機構	(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
日本銀行	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整

日本赤十字社	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) 避難所の設置に係る支援を行う。 (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) 血液製剤の確保と供給を行う。 (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 (6) 義援金等の受付及び配分を行う。 なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。
日本放送協会	(1) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (2) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。
日本郵便株式会社	災害の発生時又はその恐れがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
中部電力パワーグリッド株式会社（※）、株式会社 J E R A	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 （※）刈谷営業所を含む。（以降同じ。）
東邦瓦斯株式会社（※）	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 （※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
西日本電信電話株式会社	(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

	(4) 気象等警報を市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。 (6) 災害用伝言ダイヤルの開設 (7) 災害用ブロードバンド伝言板「web171」の開設 (8) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
KDDI株式会社	(1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。 (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
株式会社NTTドコモ	(1) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (2) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。 (4) 被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言サービスを運用する。
ソフトバンク株式会社	(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
一般社団法人日本建設業連合会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

7 指定地方公共機関

機関名	内 容
愛知県土地改良事業団体連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
各ガス事業会社	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
一般社団法人愛知県トラック協会	緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
名古屋鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。 (3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。 (4) 旅客の避難、救護を実施する。 (5) 列車の運転規制を行う。 (6) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (7) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (8) 死傷者の救護及び処置を行う。 (9) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。
愛知県道路公社※	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 ※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ。）
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。
一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。
一般社団法人愛知県LPガス協会	(1) LP ガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LP ガス設備の災害復旧をする。
一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が官立管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
一般社団法人 碧南市医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (3) 遺体の検案に協力する。
碧南歯科医師 会	(1) 歯科保健医療活動に協力する。 (2) 遺体の検案に協力する。
碧南市薬剤師 会	(1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。 (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
産業経済団体	あいち中央農業協同組合、碧南商工会議所、大浜漁業協同組合その他生産並びに販売組合等は、それぞれ関係の被害調査等を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力をする。
放送関係団体	株式会社キャッチネットワーク及び株式会社エフエムキャッチは、防災知識の普及と市が提供する災害に関する情報等について放送を行う。
文化、厚生、社 会団体	日赤奉仕団、町内会等は、被災者の救助活動等について協力する。
危険物施設の 管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
建築関係団体	公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会は、応急危険度判定の実施について協力する。
その他重要な 施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティー等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 防災協働社会の形成推進	防災課	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取り組み 1 (3) 産官学民連携による取り組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、 社会福祉協議会 日本赤十字社	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進
第3節 企業防災の促進	全庁	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2 (2) 相談体制等の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災会等とが一体となつて、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 産官学民連携による取り組み

市は、市民や産業界、並びに大学、研究機関等と防災対策について継続的な協議・検討を行う。

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4)4-3

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」(平成16年4月1日施行)に基づき、市、市民、事業者、自主防災会、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

3 市民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)や避難所で自ら活動する、あるいは、市や関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災

計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4)4-1

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災会の設置・育成

災害時における災害応急活動については、国、地方公共団体、公共的団体及び民間協力機関等防災関係機関はもとより、地域住民が組織する自主防災会の協力がなければ万全を期し得ない。

従って、市は、市全域に設置が完了した38の自主防災会について、実践的な訓練を通じ、効果的な防災活動をするよう継続的な育成に努める。その際には女性の参画の促進に努めるものとする。

◆資料編(資料14-1)自主防災会の設立状況

イ 自主防災会に対する支援

- (ア) 自主防災会が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的な支援に努めるものとする。
- (イ) 自主防災会が実施する防災訓練を指導するとともに、訓練用資機材の提供等支援に努めるものとする。
- (ウ) 隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るため広報活動を実施する。
- (エ) 防災に関する知識の徹底を図るため、防災教育を実施する。

ウ 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市は、大地震により行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を図り、震災時においてボランティアの受入れ活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携をとることが重要である。そのため、県及び市は、平常時から自主防災組織、防災に関するNPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

(4) 市における措置

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

2 自主防災会における措置

自主防災会は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 街頭消火器、可搬ポンプの保守管理
- カ 地域内の高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の把握及び避難確認体制の確立
- キ 地域内の危険区域の把握と啓発

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 要配慮者の避難等の支援
- キ 炊出しや救助物資の配分に対する協力
- ク 避難所設営体制への協力

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4)4-1

(1) 防災リーダーの養成

県及び市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、

防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県の啓発用資機材などを利用する。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-3

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4)4-1

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4)4-2

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-1

碧南市地震時応急復旧計画14.2.1

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市は、ボランティアの受入に必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保して、碧南市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを開設する。

(イ) 碧南市社会福祉協議会は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体(以下「協力団体」という。)にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 市及び碧南市社会福祉協議会は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。

ウ 市及び碧南市社会福祉協議会は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

◆資料編(資料12-20)碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書(市対碧南市社会福祉協議会)

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び碧南市社会福祉協議会は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び碧南市社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、碧南市社会福祉協議会は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

また、碧南市社会福祉協議会においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、地域NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市及び碧南市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液の漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市及び商工会議所等における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-5

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-7

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(5)5-1

市及び商工会議所等は、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工会議所等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工会議所等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(3) 応急復旧体制の検討

市は、迅速な応急復旧を実現するために、地域で連携した復旧体制・方法を検討することとする。

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-1

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(5)5-1

第2章 建築物等の安全化

基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 建築物の耐震推進	全庁	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 2 耐震改修促進計画 3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備
第2節 交通関係施設等の整備	土木港湾課、都市計画課、 農業水産課、地域協働課 消防署、警察署	1 施設管理者等における措置 2 道路施設 3 交通安全施設等 4 鉄道 5 港湾・漁港
第3節 ライフライン関係施設 等の整備	水道課、下水道課、農業水 産課	1 施設管理者、及び市等における措置 2 電力施設 3 ガス施設 4 上水道 5 下水道 6 通信施設 7 農地及び農業用施設
第4節 文化財の保護	文化財課、生涯学習課	1 (1) 防災意識の高揚 1 (2) 管理者に対する指導・助言

		1 (3) 連絡・協力体制の確立 1 (4) 防火・消防施設等の設置 2 応急的な対策 3 災害時の対応 4 応急協力体制
第5節 地震防災上緊急に整備 すべき施設等の整備	(市) 本部班(防災課)、土 木施設管理班(土木港湾 課)、下水道班(下水道課)、 水道班(水道課)、農水班(農 業水産課)、土木施設管理班 (都市整備課)、第1医療班 (健康課)、市民病院、こど も班(こども課)、学校教育 班(庶務課)、 消防署	1 市における措置 2 地震対策緊急整備事業計画 3 地震防災緊急事業五箇年計画 4 単独事業

第1節 建築物の耐震推進

1 市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「碧南市建築物耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の附属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-1

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

(3) 学校、病院、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどによ

り普及・啓発するように努めるものとする。

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-3

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-4

3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-1

(1) 防災上重要な建築物の耐震性及び安全確保

市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

特に、災害時の拠点となる市庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

ア 防災上重要な建築物

- (ア) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中核を担う市機関（市役所庁舎）
- (イ) 被災した生活基盤設備等の復旧活動を指揮する市機関（市役所庁舎）
- (ウ) 市機関等の防災通信用防災無線関連建築物（市役所庁舎）
- (エ) 被災者の緊急救護所、避難所となる、病院、保健センター、学校等の機関

イ 防災上重要な建築物に対する対応

- (ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保
- (イ) 既設建築物の耐震化整備計画の策定
- (ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進
- (エ) ガラス飛散防止・家具固定の促進

(2) その他の市有建築物の耐震性の確保

その他の市有建築物についても昭和56年度制定の新耐震設計基準を踏まえ、重要建築物に準じて耐震性能の向上に努める。

(3) 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、駅等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図ることに努めるものとする。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

(1) 住宅耐震相談・一般建築相談の体制強化

市は、住宅に関する地震対策や、一般の建築相談に応ずるため、市役所（建築課）に相談コーナーを設けるとともに、より多くの市民が活用できるよう一層の充実を図るものとする。

(2) 民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進

市は、建築物の倒壊を考え、木造、非木造に分類した棟数及び分布状況について調査す

るものとする。また、昭和56年5月以前着工の旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断及び、旧基準非木造住宅の耐震診断補助を実施する。

耐震改修についても、耐震性の低い住宅に対して、改修するための設計及び工事費に補助をする耐震改修補助、建替に対する補助（同一敷地内に限る）、除却に対する補助を実施して、旧基準住宅の耐震化の促進を図るものとする。

(3) 減災対策の推進

市は、木造住宅の耐震改修工事を段階的に行う工事に対する補助や高齢者等の要配慮者に対し、耐震シェルター設置に対する補助を実施する。

(4) ブロック塀の安全対策

市は、地震によってブロック塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあり、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性がある。

このため、小中学校の通学路、道路及び児童福祉施設、学校、公園施設その他多数の者が出入りする施設に面した危険なブロック塀等に対し、撤去に要した費用の一部について助成する。

(5) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を講じるよう普及・啓発に努めるものとする。

また、県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。

(6) 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法や安価な耐震改修方法等を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布やホームページに掲載するなど地震対策知識の普及に努めるものとする。

(7) その他の安全対策

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-1

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえないので、ブロック塀等撤去補助、家具の転倒防止対策、窓ガラスや天井の落下防止対策及びエレベーターの安全対策を推進する。

5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-1

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-2

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-1

碧南市地震時応急復旧計画11.3.1

(1) 応急危険度判定士の養成等

市は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会が建築士等を対象に実施する判定士養成講習会に協力し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

県、市町村及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路施設

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-6

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-3

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(5)5-2

市及び各道路管理者は以下の対策を実施する。

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において電気、電話、ガス、上下水道等のライフラインの安全・信頼性の向上、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図る。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

◆資料編（資料6-3）緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)
第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)	第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務^付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務^付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1－4

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

イ 地元業者との協定締結

碧南市災害復旧協議会に対し、市の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業の協力を依頼する。

◆資料編（資料12－17）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書 （市対碧南市災害復旧協議会）

ウ 復旧資機材の確保対策

碧南市災害復旧協議会加盟業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態把握に努める。また、激甚な大規模災害が発生した場合には、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に

関する協定に基づく隣接市との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

◆資料編（資料12-9）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定

◆資料編（資料12-40）西三河災害時相互応援協定書

3 交通安全施設等

愛知県警は以下の対策を実施する。

(1) 信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講じる。

(2) 信号機電源付加装置

緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。

(3) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用にも備える。

(4) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用にも備える。

4 鉄道

名古屋鉄道株式会社及びその他の鉄道事業者は以下の対策を実施する。

(1) 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。古い構造物についても、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

(3) 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(4) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

(5) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

(6) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指

示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

5 港湾・漁港

県及び市は以下の対策を実施する。

(1) 港湾

ア 耐震強化岸壁の整備

震災時における海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備を進める。

イ 緊急輸送道路の確保

耐震強化岸壁背後に、緊急物資の一時保管のための広場（緑地）や緊急物資を円滑に陸上輸送するための緊急輸送道路を確保する。

ウ 臨港道路橋梁の耐震化の推進

震災時に二次災害が予測される等、整備の緊急性が高い臨港道路橋梁について優先的に耐震化を推進する。

エ 津波被害低減対策

港湾における津波被害の低減を図るため、埠頭用地等の嵩上げを実施する。

(2) 漁港

臨港道路、陸揚岸壁等水産物の流通・生産の中核となる施設の耐震化を推進する。また、老朽化した施設の補強・改良を推進するとともに、必要に応じ、液状化対策等耐震性の向上を図る。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者、及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

2 電力施設

各電力会社は各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

(3) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずる

ため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI 値（＊）、加速度値等を収集できるよう整備する。

※SI 値：Spectrum Intensity の略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン（cm／秒）で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が0.1秒～2.5の範囲で積分平均することにより求められる。

オ 通信設備

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。

また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

(4) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他。

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

4 上水道

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（3）3－3

碧南市地震時応急復旧計画8．3．2

市は以下の対策を実施する。

(1) 施設の防災性の強化

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（3）3－3

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置し、被災時の給水拠点となる配水池等の耐震性を強化する。また、老朽

管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。特に指定避難所の内、小学校を重要給水拠点として位置づけ、優先的に耐震化に努める。

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水タンク、給水袋等、消毒用塩素剤、水質検査用器具（残塩計、PH計、濁度計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。

◆資料編（資料10-1）応急給水用資機材

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-1

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-3

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池及び幹線上に設置された応急給水栓などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-3

水道事業（市長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村、県及び日本水道協会へ応援を要請する。

特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するとともに、激甚災害時に、大規模な支援対応が円滑にできるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要である。

5 下水道

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-3

下水道管理者（市）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-3

下水道管理者は、既設施設については、耐震診断を行って、その診断性能を明らかにし、耐震性能が不足する場合には、構造物の重要度や万一被災した場合等に応じて適切な補強を行う。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から

検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化の恐れのある地盤に敷設する場合には、対策を実施する。

(2) ポンプ場の対策

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1) 1-1

下水道管理者は、下水道総合地震対策計画にのっとり、順次耐震補強を行う。なお、液状化の恐れのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても耐震性能を有した施工とする。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。また、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(4) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。

(5) 民間団体の協力

下水道管理者(市町)は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 通信施設

(1) 電気通信

ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

また、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。

イ KDDI株式会社

KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

また、状況に応じて災害用伝言板等を提供する。

ウ 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確

保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

また、状況に応じて災害用伝言板等を提供する。

エ ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

また、状況に応じて災害用伝言板等を提供する。

オ 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

また、状況に応じて災害用伝言板等を提供する。

(2) 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。市及びその他防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア 耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の早急な設置を促進する。

ウ 装置、器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

エ 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

カ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用を努めるものとする。

(3) 各種通信対策

ア 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。(一般的に、同一免許人間でのみ利用が可能で、他の免許人と通信することはできないが、防災相互通信無線は、他免許人との通信ができる。)

イ 放送

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努めるものとする。

(ア) 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。

(イ) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。

(ウ) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

(エ) 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

(オ) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

ウ 非常通信

地震が発生、又は発生する恐れがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

(ア) 非常通信協議会の拡充強化

(イ) 非常通信訓練の実施

(ウ) 非常通信訓練の総点検

エ 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

7 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

(1) 排水機、樋門、水路等の整備

排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

第4節 文化財の保護

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-6

(1) 防災意識の高揚

1月26日の「文化財防火デー」近辺で、防火訓練等を実施し、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災意識の高揚を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するよう、指導、助言を行う。

(4) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、防火壁等の施設の設置を促進する。

2 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施

(2) 対処方針の作成・提出

(3) 耐震対策推進の周知徹底

(4) 補助事業における耐震予備診断の必須

(5) 耐震予備診断実施の徹底

(6) 市の指導・助言

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

(1) 被害状況の把握と報告

(2) 事後措置の指示・伝達

5 応急協力体制

市は県と協力して、緊急避難用保管場所（美術館、図書館）の提供など文化財の安全確保につとめるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 市における措置

市は、県が作成する地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。また、市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

2 地震対策緊急整備事業計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
- (3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備等
- (4) 碧南市における当該計画に基づいた事業

ア 3条第3号 消防用施設

地震発生時に予想される火災から被災地住民の生命、財産を守るため、現有の消防力の強化と併せて、消防水利施設、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の整備を図る。

事業名	事業概要	平成28年度 までの整備数	年度別整備計画		
			29	30以降	備考
消防防災施設等 整備費補助事業	耐震性貯水槽	71	0	0	増強

イ 3条第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

地震時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、地震後の応急救護所・避難所として機能できるように整備を実施する。

3 地震防災緊急事業五箇年計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 計画の対象地域は、愛知県全域
- (3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備
- (4) 碧南市における当該計画に基づいた事業はなし

4 単独事業

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(5)5-2

(1) 防災対策事業

市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

ア 防災基盤整備事業の概要

- (ア) 事業計画：防災基盤整備計画の策定、総務省へ提出
- (イ) 対象事業：防災施設整備事業、防災システムのIT化事業、消防広域化対策事業
- (ウ) 碧南市における該当事業なし

イ 公共施設等耐震化事業の概要

- (ア) 事業計画：公共施設耐震化事業計画の策定、総務省へ提出
- (イ) 対象事業：地域防災計画その耐震改修を進める必要のある施設
- (ウ) 碧南市における該当事業

市道等に架かる橋梁の耐震工事及び落橋防止工事を次表のとおり計画的に進めるも

のとする。

事業名	令和2年度 まで整備数	年度別整備計画
		令和3年度以降
耐震・落橋防止工事	20	1
該当橋梁	港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、 高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、 堀方橋、融橋、旭橋、 丸山橋、潮見大橋、坂上橋、 堀川橋、臨海公園跨道橋、一ツ橋、志 貴崎橋、曳舟橋、明石公園スカイブリ ッジ、明石公園さくら橋	長田橋（架替予定）

(2) その他の事業

市は、地震防災対策事業の推進を図るため、下記のとおり地震防災対象事業を実施する。

ア 避難地の整備

居住地等の避難の円滑化と避難者に対する延焼火災からの保護を図るため、避難地及び避難地標識の整備事業を推進するものとする。

イ 避難路の整備

居住者の避難の安全と円滑化を図るため、県及び市は道路及び避難地及び避難地誘導標識の整備事業を推進するものとする。

ウ 津波対策施設

海岸線を中心に居住者、釣客等にいち早く情報の提供及び避難情報等を行うため、同報無線及び避難場所の整備を行うものとする。

エ 道路施設の整備

緊急輸送を確保するため必要な道路の改良事業については、県等は本市において整備を推進する。

オ 海岸堤防等の耐震補強整備

海岸堤防及び水門の耐震補強については、県等は本市において整備を推進する。

カ 排水機場の耐震補強整備

震災時の二次災害を防ぐため、主要な排水機場の耐震補強工事を計画的に実施する。

排水施設名	診断年度	整備計画年度						
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 以降
堀川ポンプ場	H16 年度	完了						
一ツ橋ポンプ場	H17 年度				完了			
雨池ポンプ場	H17 年度							→
大浜権現中継ポンプ場	H21 年度					完了		
中田川ポンプ場	H29 年度							稼働

キ 通信施設の整備

市その他防災関係機関は第4章第1及び第16に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

(ア) 市防災行政無線

(イ) その他防災機関等の無線

ク 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

ケ 公的医療機関の整備

地震時における医療救護機能と在院患者の安全を確保するため、市民病院の安全整備を行うものとする。

コ 救急医療施設等の整備

中核となる医療施設が損壊した場合、病院機能を備えたコンテナ又はユニットを代用し重篤患者の治療にあたる。また重篤患者を市外の医療機関に緊急搬送するためのヘリポートの確保を図る。

サ 通信手段の整備

通信手段の確保のため、インターネット、電話回線、衛星回線、無線を有機的に組み合わせたネットワークを構築する。

シ 公立幼稚園整備

地震時における園児の安全を確保すると共に、地震後の応急避難所として機能できるよう整備する。

ス 水道施設の整備

災害時に飲料水を供給するため、次のとおり計画的に事業を行う。

(ア) 配水場の耐震化

耐震性を有していない第2配水場（2－1ポンプ棟）の耐震化を実施する。

(イ) 配水管の耐震化

指定避難所等の応急給水拠点における給水を実現するため、基幹管路、重要給水施設へ至る配水管の耐震化を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

基本方針

- 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、狭あい道路の拡幅、建築物等の耐震化及び空き家の除却や跡地利用に対する取組みを促進する。さらに、住民が主体となってきめ細かなまちづくりを進めるため、地区計画の推進を図る。
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

主な機関の措置

区 分	担 当 課	主 な 措 置
第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	都市計画課	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定 1 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	土木港湾課、都市計画課、都市整備課 消防署 警察署	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	都市計画課、建築課 消防署	1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策
第4節 建築物の耐震化の促進	建築課	1 (1) 建築物の耐震化の促進
第5節 市街地の整備・改善	土木港湾課、都市計画課、都市整備課 建築課	1 (1) 密集市街地の改善 1 (2) 地区計画

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

1 市における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-3

(1) 道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

また、災害時の緊急車両の活動を円滑に行うため、生活道路の整備、拡幅を推進する。

(2) 公園・緑地の整備

都市における大震火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、公園・緑地の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、「愛知県広域緑地計画」及び「碧南市緑の基本計画」に基づき、以下のとおり、都市公園の整備及び緑化重点地区や保全配慮地区の指定を積極的に進めていく。

ア 都市公園の整備

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、公園・緑地の配置計画については、「碧南市緑の基本計画」で位置付ける防災系統の配置方針に基づき、耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫など防災施設の整備と防災機能の充実を図り、避難場所など防災活動の場として役割を果たす公園などの整備を推進する。

イ 緑化重点地区・保全配慮地区の指定

都市内の緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、緑化重点地区や保全配慮地区に指定し、積極的に緑化の推進と緑地の保全をしていく。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 市における措置

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域を防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物

の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼の恐れのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。（建築基準法の防火規制）

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準を満たし、周辺の状況も含め防火上、避難上の安全が確保できる場合を除く。

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 建築物の耐震化の促進

1 市における措置

(1) 建築物の耐震化の促進

建築物の耐震化促進のため「碧南市建築物耐震改修促進計画」に基づき、市内全域のすべて建築物を対象建築物とし、耐震化及び減災化を計画的に実施する。なかでも、昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物を主な対象として耐震化を図るものとする。

第5節 市街地の整備・改善

1 市における措置

(1) 密集市街地の改善

狭あい道路の拡幅、建築物等の耐震化及び空き家の除却などの取組みをはじめとする、密集市街地を整備・改善する事業は、道路拡幅や耐震性能の向上、危険な空き家の除却等により、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものであるため、計画的に実施する。

(2) 地区計画

市民自らが防災に対しての意識を持ち、災害時における緊急車両等の活動に配慮した基盤整備が出来るよう地区計画制度を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。
- 地震により発生する地割れ・液状化や地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 土砂災害警戒区域等や地盤沈下地域の情報を県から入手し、市の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課 建築課	1 市における措置
第2節 液状化対策の推進	防災課、土木港湾課、建築課	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及
第3節 宅地造成の規制誘導	都市計画課、建築課	1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1 (2) 宅地危険箇所の耐震化
第4節 土砂災害の防止	防災課、土木港湾課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課、健康課	1 (1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 1 (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

1 市における措置

液状化による被害や土砂災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、立地適正化計画の作成等を推進し、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

1 市における措置

(1) 液状化危険度の周知

市は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図るものとする。

なお、県は、地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことが、昭和39年の新潟地震を契機に問題となったため、昭和53年度・昭和54年度に県内の「沖積層の分布と液状化危険度調査」を実施するとともに、昭和55年度・昭和56年度には「愛知県の地質・地盤」を取りまとめ、液状化対策を始めとする各種地震対策の基礎資料として県民に公表している。また、平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各防災関係機関に公表した。

市は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、県及び市は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成の規制誘導

1 市における措置

(1) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

(2) 宅地危険箇所の耐震化

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第4節 土砂災害の防止

1 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域等に関する措置

本市における土砂災害警戒区域としては、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面上端から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの2倍以内）で住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるとして、県に指定された区域であり、該当区域は資料編（資料1-1）のとおりである。

市及び県は、防災マップやホームページを通じて住民へ周知し、適正な土地利用が図られるようにするとともに、必要に応じて土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。

◆資料編（資料1-1）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

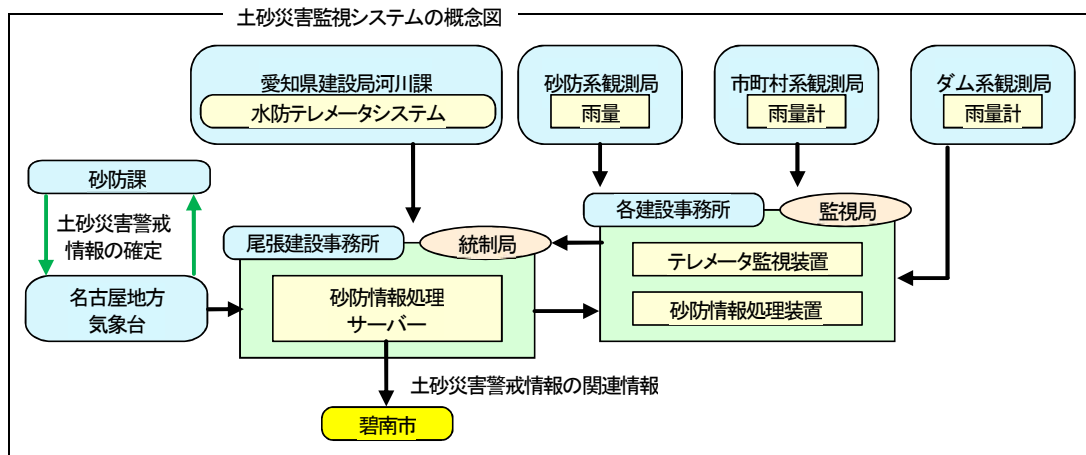
- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項(④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)
 - ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
 - ⑤ 救助に関する事項
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
 - ⑦ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、①に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- ウ 市は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を「避難指示等の判断・伝達マニュアル」で設定する。

エ また、本市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(市民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき県に指定された区域)については、資料編(資料1-1)のとおりであり、防災マップやホームページを通じて住民へ周知する。土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制として、土砂災害に関する情報収集、伝達及び住民の避難、救助等については以下のとおりとする。

(ア) 土砂災害に関する情報収集、伝達について

土砂災害に関する情報として、大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報やこれに関連する情報(大規模な土砂災害が急迫した場合に、中部地方整備局及び県が実施する緊急調査による土砂災害緊急情報並びに土砂災害監視システムにより降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報)を収集し、活用する(各情報は、気象庁のホームページ及び県防災システム及び各機関への問い合わせ等から入手する)。

また、大雨警報(土砂災害)及び土砂災害警戒情報が発表された場合は、へきなん防災メール及び報道機関を通じて住民へ伝達する。



(イ) 住民の避難、救助等について

① 住民の避難

住民の避難について、避難情報の判断基準は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に定めるとおりであるが、発令にあたっては、地震災害により地盤が弱くなっていることを考慮するほか、大雨時の避難そのものに危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

避難情報の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、ホームページ及びLINE、Twitter、Facebookなどのソーシャルメディアへの掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。

著しく危険が切迫しているとき、もしくは避難の指示が発令された場合においては、市職員、消防職員、消防団、警察官、自主防災会、連絡委員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との連携・協力により、住民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

② 救助等

避難の遅れ等に伴い、救助等が必要となった場合は、第3編第5章救出・救助対策に基づき救助活動等を行う。

◆資料編（資料1－1）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(3) ハザードマップの作成及び周知

市長は、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを市民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知する。

(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

【参考：土砂災害警戒区域の説明】

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害から、市民の生命、身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、市地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図るものとする。 また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(3)3-1

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、県が開催する土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会に協力し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、その体制整備を図る。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

基本方針

- 地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	全庁 消防署、県	1 (1) 防災施設等の整備 1 (2) 防災用拠点施設の整備促進 1 (3) 公的機関の業務継続性の確保 1 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1 (5) 人材の育成等 1 (6) 防災中枢機能の充実 1 (7) 防災関係機関相互の連携 1 (8) 浸水対策用資機材の整備強化 1 (9) 地震計等観測機器の維持・管理 1 (10) 緊急地震速報の伝達体制整備 1 (11) 防災用拠点施設の屋上番号表示 2 (1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用 2 (2) 消防施設の整備促進 2 (3) 市有施設の自衛消防体制の整備 2 (4) 市業務継続計画等の策定・見直し 3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 4 情報の収集・連絡体制の整備等 5 救助・救急に係る施設・設備等 6 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等 7 非常用水源の確保 8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 10 災害廃棄物処理に係る事前対策 11 罹災証明書の発行体制の整備 12 被災した学校の児童生徒に係る事前対策 13 復旧体制の見直し

第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備

1 市及び防災関係機関における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-1

碧南市業務継続計画3-3

(1) 防災施設等の整備

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、庁舎や避難所等、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

また、庁舎においては災害対策本部機能の保全を図るため、太陽光発電設備や蓄電システムを整備する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

本庁舎が使用できなくなった場合における災害対策本部（会議室4・5）の代替設置場所として、庁舎内の使用可能会議室（議員大会議室や会議室3など）及び文化会館又は東部市民プラザを候補地とする。

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-6

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-6

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

[参照項目]

碧南市業務継続計画 3-4

ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資器材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

◆資料編(資料3-1)水防資器材備蓄状況

(9) 地震計等観測機器の維持・管理

震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(10) 緊急地震速報の伝達体制整備

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(11) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、市役所及び市内各中学校の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

2 市における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-3

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-1

(1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画2.4.1

ア 市は、防災情報等の迅速な伝達を図るため、以下の機器等を整備し、活用する。

- (ア) 防災行政無線
- (イ) 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)
- (ウ) 県が整備した防災情報システム
- (エ) 市町村防災支援システム
- (オ) 衛星携帯電話
- (カ) へきなん防災メール

イ 市はサーバーの外部設置等により、情報通信網が被災した場合でも随時にホームページが更新可能な環境確保に努める。

(2) 消防施設の整備促進

ア 市は、消防・救急に係る消防施設の充実のため、救急業務を促進するための補助制度を活用し、今後も積極的にその整備を推進する。

イ 市は、大地震に耐える防火水槽の設置及び住民による可搬式動力ポンプの操作が、より効果的であるため、可搬式動力ポンプの整備を促進する。

(3) 市有施設の自衛消防体制の整備

防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛防災体制並びに地域消防力を補充する消防用水利及び消火用機器の整備を図る。

(4) 市業務継続計画等の策定・見直し

市は、県の支援を受けて、業務継続計画等の策定・見直しを行う。

3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-3

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等

の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、石油コンビナート等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

◆資料編（資料5－1）消防用資機材等保有状況

4 情報の収集・連絡体制の整備等

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（6）6－1

（1）情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮して、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進する。

（2）通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

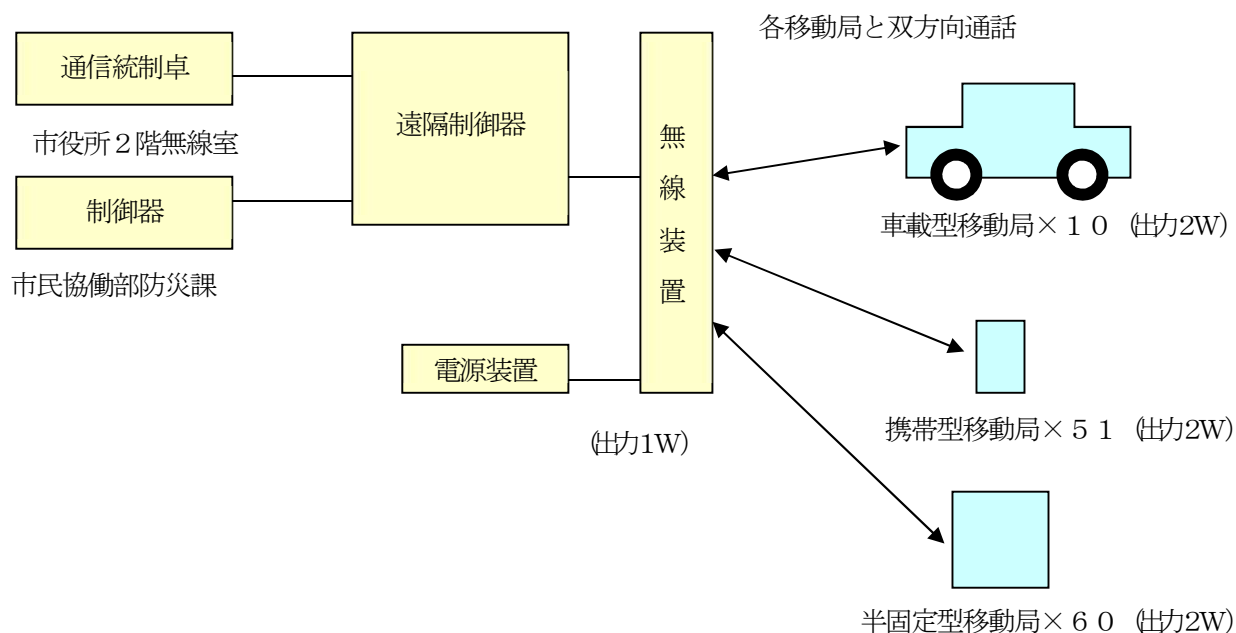
エ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

県は、被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

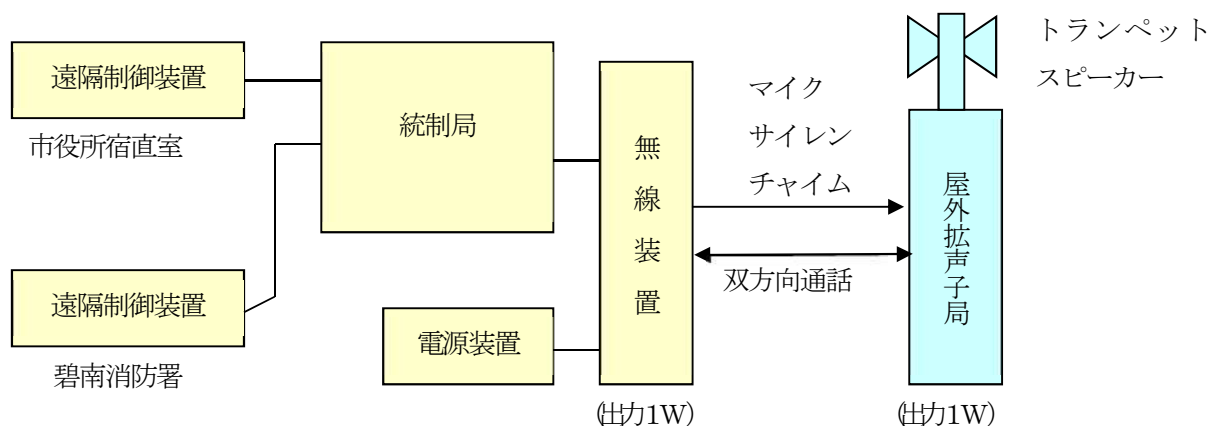
オ 防災行政無線局の通信系統

市で整備された防災行政無線局の通信系統は次のとおり。

（ア）防災行政無線（移動系）



(イ) 防災行政無線（同報系）



◆資料編（資料4－1）無線局

◆資料編（資料12－11）愛知県防災行政無線局に関する協定書

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

5 救助・救急に係る施設・設備等

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(1)1－6

碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(2)2－1

担架等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

災害時、水道施設が使用できない場合に井戸水を地域住民に対し提供できる井戸所有者を「井戸水提供の家」として指定する。この指定を受けた家は、周りを清潔に保つ等、井戸の衛生管理に努める。

6 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 4. 3. 1

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧等に必要な土木機械等が必要な場合は、碧南市災害復旧協議会員等の機械を借り上げるものとする。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的の実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルート of 確保計画を検討する。

7 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおくように努める。

地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1km 以内	給水車、給水袋等
4日～14日	20	おおむね 250m 以内	ポリタンク、給水車、給水袋等、応急給水栓
15日～21日	100	おおむね 100m 以内	同上
22日～28日	被災前給水量 (約 250)	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

市が行う応急給水の水源は、第2配水場内の No. 1～No. 4 配水池を使用するものとする。

名 称	貯水量	備考
第2配水場配水池	No. 1 配水池	5,500 m ³
	No. 2 配水池	5,500 m ³
	No. 3 配水池	5,000 m ³
	No. 4 配水池	5,000 m ³
	合計	21,000 m ³

その他、非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

イ 井戸の利用

生活用水 (口に入れない用途の水。以下同じ。) の確保のため、「井戸水提供の家」は井

戸水の提供を行う。

8 物資の備蓄、調達供給体制の確保

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-1

- (1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-1

9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

10 災害廃棄物処理に係る事前対策

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-3

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-7

碧南市地震時応急復旧計画9. 3. 1

- (1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定：環境省)に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や

運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 県災害廃棄物処理計画に係る対策

市は、県が愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)に基づき実施する市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制整備に協力するものとする。また、県が実施する人材育成・訓練に参加、協力するものとする。

(3) 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

1.1 罹災証明書の発行体制の整備

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-1

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

1.2 被災した学校の児童生徒に係る事前対策

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-6

市は、再開できない学校の児童生徒の受入れについて検討を行う。また、被災した校舎の復旧について、事前に検討を行う。

1.3 復旧体制の見直し

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-5

市は、既存の定められた計画(地震時応急復旧計画・職員非常配備体制表・災害時行動マニュアル(地震編)・避難所開設・運営マニュアル)を定期的に見直し、実行性の確保に努める。

第6章 避難行動の促進対策

基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	防災課、経営企画課	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 3 市及びライフライン事業者における措置
第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等	防災課、土木港湾課	1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	防災課	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定等に係る助言 1 (3) 事前準備
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	防災課、資産活用課、消防署、警察署、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	防災課	1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記

第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 防災行政無線等の維持管理

市は防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達するための体制を整備する。

2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-5

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティーFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

3 市及びライフライン事業者における措置

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等

1 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所(火災時退避場所)

市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所(火災時退避場所)を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所(火災時退避場所)及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所(火災時退避場所)は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド(校庭を含む。)、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所(火災時退避場所)における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所(火災時退避場所)は、要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所(火災時退避場所)内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所(火災時退避場所)は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所(火災時退避場所)は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から30

0 m以上、建ぺい率5 %程度疎開地では2 0 0 m以上、耐火建築物からは5 0 m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所（一時退避場所）

市は、広域避難場所（火災時退避場所）へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所（一時退避場所）として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所（火災時退避場所）と同様の取扱いとする。

◆資料編（資料8－1）一時退避場所及び火災時退避場所

(3) 一時待避所（一時退避場所）の指定

市は、津波や河川のはん濫等から住民が緊急避難するため、市内の非木造で3階建て以上の建築物を一時待避所（一時退避場所）とし、指定を推進する。

2 避難路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し確保しておくものとする。

ア 避難路はおおむね8 m～1 0 mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。

エ 津波や浸水等の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 津波災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

- (ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域
 - (イ) 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域
 - (ウ) 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域
- オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること
- カ 避難情報の発令基準等については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること
- キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること
- (2) 判断基準の設定に係る助言
- 判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。
- (3) 事前準備
- 市は、避難情報を発令しようとする場合、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(2)2-5

碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(6)6-1

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）給水措置

（イ）給食措置

（ウ）毛布、寝具等の支給

（エ）衣料、日用必需品の支給

（オ）負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所の管理に関する事項

（ア）緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所の秩序保持

（イ）避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

（ア）広報車による周知

（イ）住民組織を通ずる広報

（2）防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。さらに、平素から非常の事態に備え、避難訓練の実施、登下校の心得及び各家庭への連絡方法等適切な行動・処置ができるようにする。

イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第7章 第2節 要配慮者支援対策 （3）避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

1 市における措置

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）等の広報

市は、緊急避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所の名称

イ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所の所在位置

ウ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所への経路

エ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所の区分

オ その他必要な事項

- ・指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）と指定避難所の役割が違うこと
- ・指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるように努める。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）や安全な地域（浸水想定地域及び土砂災害警戒区域外）にある親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）
- ・津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること

ウ 指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

イ 市は、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日

本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 市長は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取扱指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備	防災課、庶務課、こども課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課 自主防災会	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 1 (6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保
第2節 要配慮者支援対策	高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課 社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	防災課、商工課	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築

第1節 避難所の指定・整備

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-2

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-3

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-5

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-3

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-3

碧南市地震時応急復旧計画3. 3. 1

碧南市地震時応急復旧計画5. 4. 1

碧南市地震時応急復旧計画6. 3. 2

碧南市地震時応急復旧計画8. 3. 1

碧南市地震時応急復旧計画8. 3. 2

(1) 避難所等の整備

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画5. 1

碧南市地震時応急復旧計画5. 2

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画5. 3. 1

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

<一人当たりの必要占有面積>

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一 家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける
（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
 - オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
 - カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- ◆資料編（資料8－2）市の指定する避難所
 - ◆資料編（資料8－3）福祉避難所
 - ◆資料編（資料12－21）災害時における避難所開設に関する協定書
（市対碧南市社会福祉協議会）
 - ◆資料編（資料12－37）災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書
- キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

（3）避難所が備えるべき設備の整備

〔参照項目〕

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（2）2－2

碧南市地震時応急復旧計画5．3．1

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、

コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 5. 3. 1

ア 市は、「碧南市避難所開設・運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所毎に運営体制の整備を図るものとする。

なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

◆資料編（資料7-2）資機材等備蓄一覧表

(6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-6

市は、関係機関と連携して、避難者の心身のケアに関する実施体制を事前に検討し、整備するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1 市及び社会福祉施設等管理者における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-3

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-5

碧南市地震時応急復旧計画6.3.1

碧南市地震時応急復旧計画6.4.1

碧南市地震時応急復旧計画6.4.2

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

※なお、市町村地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第10章津波等予防対策参照のこと。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災会やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

◆資料編(資料12-59)災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防

災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるように、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高齢者実態調査において、単身高齢者、高齢者世帯として把握されている者
- (イ) 介護保険法における要介護認定が、要介護度3から5の認定を受けている者
- (ウ) 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で市に申し出をした者
- (エ) 身体障害者（身体障害者手帳1、2級の者）
- (オ) 知的障害者（療育手帳A、B判定の者）
- (カ) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1、2級の者）
- (キ) 移動に介助を必要とする療養者
- (ク) その他市長が必要と認める者

ウ 避難行動要支援者名簿の更新

市は、転入や介護認定、障害者手帳の取得等により、新たに避難行動要支援者に該当することとなった者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合、及び避難行動要支援者が社会福祉施設等へ入所等をしたことを把握した場合は、該当する者の情報を名簿から削除する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとする。

避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、

社会福祉協議会、自主防災会及び町内会とする。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

オ 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するように努めるものとする。

計画には、避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。以下、同じ。）の氏名及び住所、電話番号その他の連絡先、避難施設、避難路等に関する事項を記載するものとする。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

カ 個別避難計画情報の利用及び提供

市は、避難支援等関係者に、計画情報を提供することについて避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得られた者の計画情報を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で提供するものとする。

キ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ク 名簿情報及び計画情報の漏えいを防止

避難支援等関係者に対し、名簿情報及び計画情報を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、適切な管理を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿情報及び計画情報の活用に支障が生じないよう、適切な管理に努めるものとする。

ケ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

第3節 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者対策

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1－7

碧南市地震時応急復旧計画7. 3

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等（3日分を推奨）を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在场所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

基本方針

- 市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 火災予防対策に関する指導	消防署、 防災課	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進
第2節 消防力の整備強化	防災課、 消防署	1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化
第3節 危険物施設防災計画	防災課、消防署 危険物取扱施設の管理者	1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	防災課、消防署 高圧ガス製造施設の管理者	1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	防災課、消防署 毒物劇物取扱施設の管理者	毒物劇物取扱施設の防災対策の強化

第1節 火災予防対策に関する指導

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(1)1-3

(1) 一般家庭に対する指導

消防署は、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

消防署は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

消防署は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

消防署は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

2 危険物等の保安確保の指導

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-8

(1) 危険物の保安確保の指導

消防署は、消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。なお、衣浦東部広域連合の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者等に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(2) 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4)4-1

市及び消防署は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 消防力の整備強化

「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

第3節 危険物施設防災計画

1 保安確保の指導

消防署は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵又は取扱いの方法が、危

危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

◆資料編（資料5－4）石油類等大量保有事業所

◆資料編（資料5－6）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

1 高圧ガス製造施設の管理者における措置

高圧ガス製造施設は、高圧ガス保安法（以下この章において「法」という。）に定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。また、高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

(1) 高圧ガス製造施設の対策

ア 貯槽

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の附属品には十分な補強をする。また、緊急遮断弁は、感震器と連動させる。

イ 塔類

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の附属品には十分な補強をする。

ウ 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎上に乗せ、不等沈下を防止する。

エ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可と

う性を持たせる。

オ 防液堤

必要な容量を確保し、耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

カ 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。また、遠隔操作ができる構造とする。

キ 計装関係

自動制御装置、緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

ク 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

石油精製工場や化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、機器保護緊急停止が自動的に作動するが、装置全体の緊急停止は人の操作によって行われている。このため、これら事業所の高圧ガス設備と感震器とが連動して自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。また、緊急操作、防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

◆資料編（資料5－5）高圧ガス大量保有事業所

◆資料編（資料5－6）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

〔参照項目〕

碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】（1）1－8

毒物劇物取扱施設の管理者における措置

次の事項を重点として施設の防災対策を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。

- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第9章 津波等予防対策

基本方針

- 地盤沈下や老朽化に対応した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害を受けたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。
- 津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。
 - ① 発生頻度はきわめて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。
- 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 津波対策に係る地域の指定等	防災課、県	1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 津波災害警戒区域の指定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定
第2節 津波防災体制の充実	防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、学校教育課、こども課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、生涯学習課、文化財課、スポーツ課、水族館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項
第3節 津波防災知識の普及	防災課、生涯学習課、学校教育課	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等
第4節 津波等防災事業の推進	防災課、農業水産課、土木港湾課、都市整備課、下水道課、消防署、自主防災会	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等 4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施

第1節 津波対策に係る地域の指定等

1 津波危険地域の指定

県（防災安全局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。
（平成26年5月30日公表）

次の関係市町村は、本調査結果の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として指定することとする。

（1）海岸線を有する市町村（19市町村）

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

（2）海岸線を有しないが浸水の可能性のある市町村（8市町）

津島市、安城市、大府市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。（平成26年11月26日公表）

また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、次の26市町村について津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行う。（令和元年7月30日公示）

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

3 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）第10条第1項に基づき、国が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定した地域は、次の3市町（平成26年3月28日現在）である。

豊橋市、田原市、南知多町

第2節 津波防災体制の充実

1 想定される津波等に対する計画の策定

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】（1）1－2

碧南市地震時応急復旧計画5. 3. 1

（1）市及び県は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。また、県は、津波等からの一時避難方法及び市町村の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市町村が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。

（2）津波警報、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

（3）強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起

しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。

- (4) 消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

2 避難誘導計画などの具体的な計画等の策定

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-2

市は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。

- (1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。
- (2) 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル(一時待避所)等の整備・指定を進める。

◆資料編(資料8-1)一時退避場所及び火災時退避場所

- (3) 高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。
 - (4) 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。
 - (5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。
- ## 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-2

不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

4 津波災害警戒区域の指定に係る事項

(1) 市は、市の区域に津波災害警戒区域の指定があったため、次の事項を市地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。

ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項

イ 津波災害警戒区域内にある地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で市地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法

第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」、第2節「避難の指示」、第3節「住民等の避難誘導」、第5章「救出・救助対策」第1節「救出・救助活動」、第16章「学校における対策」第1節「津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置」を参照。

(2) 市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。

◆資料編（資料1-2）浸水想定区域内要配慮者利用施設

(3) 市長は、碧南市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 津波防災知識の普及

1 津波防災意識の普及

一般及び船舶に対しては、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。その際には、市で作成したハザードマップや標高マップ等を活用する。

(1) 一般向け

ア 避難行動に関する知識

(ア) 本市は津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

(イ) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する

こと、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。

- (ウ) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。
- (オ) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故が発生する恐れがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- (カ) 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと。
- (キ) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまでは浸水地区に戻らないこと。
- (ク) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

イ 津波の特性に関する情報

- (ア) 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること。
- (イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- (ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性があること。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- (ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。また、予想到達時間に襲来するとは限らないこと。
- (イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- (ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

(2) 船舶向け

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。
- イ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたら、すぐ港外退避する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- エ 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

2 津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等 [参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】（1）1－2

市、漁業協同組合、漁船所有者、住民等がそれぞれの団体の計画又は役割分担に従って定期的に情報伝達、避難、漁具等の流出防止等緊急応急対策についての訓練を実施するなど、特に

津波防災知識の普及に努める。

第4節 津波等防災事業の推進

1 津波に強いまちづくりの推進

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-2

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-1

- (1) 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- (3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止処置

内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(5)5-2

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の補強・耐震化の促進及び水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-2

- (3) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

第10章 広域応援・受援体制の整備

基本方針

○ 市の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 広域応援・受援体制の整備	(市) 本部班(防災課)	1 資料の整備
	全庁 消防署、警察署	2 応援協定の締結等 3 要請手続等の整備 4 受援体制の整備
第2節 応援部隊等に係る広域 応援・受援体制の整備	防災課、秘書情報課、 消防署、警察署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊
第3節 支援物資の円滑な受援 供給体制の整備	防災課、資産活用課、 行政課、商工課	1(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	防災課、土木港湾課、 都市整備課、スポーツ 課	防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 資料の整備

市は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

2 応援協定の締結等

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-4

(1) 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の

締結に努めるものとする。

(2) 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

◆資料編（資料12-9）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定

◆資料編（資料12-24）碧南市、越前市災害時相互応援協定書

◆資料編（資料12-29）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

◆資料編（資料12-31）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書

◆資料編（資料12-35）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書

◆資料編（資料12-40）西三河災害時相互応援協定書

3 応援要請手続等の整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

4 受援体制の整備

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-4

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-4

碧南市地震時応急復旧計画14. 1. 2

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

1 緊急消防援助隊

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-6

市及び消防署は、大規模災害の発生に備え、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

2 広域航空消防応援

市及び消防署は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

3 広域消防相互応援

市及び消防署は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ効果的に活動できる体制を確保できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

◆資料編（資料12-5）西三河地区消防相互応援協定書

4 自衛隊

市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 県及び市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

県及び市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施

設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(2)2-4

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-4

碧南市地震時応急復旧計画14.1.2

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。当該拠点には、臨空消防学校(仮称)と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

なお、本市の防災活動拠点は第3編第4章第6節2のとおり。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

- 地震災害を最小限に食い止めるには、市防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、県民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 防災訓練の実施	全庁 消防署、碧南警察署 名古屋地方気象台 災害復旧協議会	1 (1) 総合防災訓練 1 (2) 津波防災訓練 1 (3) 浸水対策訓練 1 (4) 動員訓練 1 (5) 広域応援訓練 1 (6) 防災訓練の指導協力 1 (7) 訓練の検証 1 (8) 図上訓練等 2 通信連絡訓練 3 (1) 計画の策定及び周知徹底 3 (2) 訓練の実施 3 (3) 訓練の反省 4 名古屋地方気象台における措置
第2節 防災のための意識 啓発・広報	防災課、経営企画課	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 自動車運転者に対する広報 1 (4) 家庭内備蓄等の推進 1 (5) 地震保険の加入促進 1 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (7) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	防災課、学校教育課、こども課 防災関係機関	1 (1) 児童生徒等に対する安全教育 1 (2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1 (3) 防災思想の普及 1 (4) 登下校（登降園）の安全確保 2 市職員の防災教育 3 防災教育の実施

第4節 防災意識調査及び 地震相談の実施	防災課、建築課、 消防署	1 (1) 防災意識調査の実施 1 (2) 耐震診断の実施 1 (3) 地震に関する相談の実施

第1節 防災訓練の実施

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-3

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-1

(1) 総合防災訓練

市は、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、広域消防応援体制訓練、自主防災会の初動訓練、避難所開設・運営訓練、ボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

イ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

ウ 災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

(2) 津波防災訓練

市は、東海地震、南東海地震、南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

ア 津波警報等の情報伝達訓練

イ 津波避難訓練

ウ 水門、陸閘等の操作訓練

(3) 浸水対策訓練

市は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御に当たり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。なお、水防訓練は、次の項目について行うものとする。

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- ウ 動員（消防団、居住者、ボランティア）
- エ 輸送（資機材、人員）
- オ 工法（水防工法）
- カ 樋門、角落し等の操作
- キ 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

(4) 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(5) 広域応援訓練

県及び市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(6) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティーの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(7) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練結果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(8) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。

2 通信連絡訓練

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実

施する。

3 市及び国立・私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

4 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 市及び警察における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-4

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-3

(1) 防災意識の啓発

市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。また、起震車及び地震災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

- カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ケ 様々な条件下(建物内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動
- コ 避難生活に関する知識
- サ 家庭における防災の話し合い(災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと)
- シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

- ア 平常時の心得に関する事項
- イ 地震発生時の心得に関する事項
- ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

(3) 自動車運転者に対する広報

市及び警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市町村等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、県民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(7) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市及び国立・私立学校等管理者における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4)4-1

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校、幼稚園及び保育所において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、学級会活動、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校、幼稚園及び保育所ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については、保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校における登下校については、生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市職員の防災教育

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-1

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。なお、地震防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

(1) 地震に関する基礎知識

(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(3) 予想される地震及び津波に関する知識

- (4) 「碧南市災害時行動マニュアル（地震編）」による訓練
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- (8) 今後地震防災対策として取り組む必要のある課題

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-2

(1) 防災意識調査の実施

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。

(2) 耐震診断の実施

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、旧耐震基準の木造住宅について無料で耐震診断の受付を市内各地で実施する。

(3) 地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている市民のために、市及び防災関係機関は、相談に応ずるものとする。なお、各相談窓口は、以下のとおり。

ア 総合相談窓口 (市)防災課

イ 建築相談窓口 (市)建築課

ウ 消防相談窓口 衣浦東部広域連合碧南消防署

第12章 震災に関する調査研究の推進

基本方針

- 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
震災に関する調査研究の推進	防災課、土木港湾課	1 (1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査） 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査

第1節 震災に関する調査研究の推進

これまで震災に関する様々な調査研究を積み重ねてきたところであり、具体的な震災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施してきたところである。また、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などにおいても調査研究が行われており、これらの機関とも連携し、総合的に調査研究を推進することとする。こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

(1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査）

本市の自然的・社会的条件についての調査は、調査研究の基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査が利用できる部分が多い。

(2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査

市内における予知観測網のあり方とその活動方法について研究を進め、可能なものから実施していくとともに、地震予警報の社会的影響や法的諸問題についての調査研究を行う。

(3) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。

(4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。調査項目は複雑多岐にわたるが、①大震火災対策、②避難場所及び避難路、③自主防災会等について重点的に実施することとする。

(5) 防災カルテ等の整備

[参照項目]

碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(4)4-1

市は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティーレベル(集落単位、自治会単位、学校区などの単位)でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

(6) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 各防災関係機関は、複合災害（（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

[参照項目]

碧南市職員非常配備体制表 非常配備基準

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県職員の派遣要請			→
碧南市	○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 ○国又は他市町村職員の派遣要請			
防災関係機関	○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備			

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 災害対策本部 の設置・運営	（市）本部班（防災課）、第1医療班（健康課） 防災関係機関	1 (1) 市災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告及び公表 1 (4) 勤務時間外における体制の整備 1 (5) 本部長（市長）不在時における意思決定 1 (6) 本部会議 1 (7) 本部組織及び本部各班の分担事務 1 (8) 標識等 2 (1) 非常配備の基準 2 (2) 配備編成 2 (3) 非常連絡及び動員 2 (4) 惨事ストレス対策
第2節 職員の派遣要 請	（市）情報・調整班 （秘書情報課）	1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条） 2 他市町村の職員の派遣要請（自治法第252条17） 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条） 4 被災市町村への市職員の派遣

第3節 災害救助法の適用	県	1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 1 (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項
	(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課、行政課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)、土木施設管理班(土木港湾課)、本部班は総括	2 (1) 救助の実施 2 (2) 県が行う救助の補助
	日本赤十字社愛知県支部	3 救助の実施

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 市における措置

(1) 市災害対策本部の設置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 2. 2. 1

碧南市地震時応急復旧計画 2. 2. 2

碧南市地震時応急復旧計画 2. 2. 3

市は、当該区域において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

ア 災害対策本部設置の時期

市域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたときは、市災害対策本部を設置する。

本部は、碧南市職員非常配備体制表に定めるところにより、設置するものとする。

◆資料編（資料14-2） 碧南市職員非常配備体制表（抜粋）

イ 災害対策本部

災害対策本部の設置場所は以下のとおりとする。しかし、何らかの理由により市役所に本部が設置できない場合は、碧南市文化会館又は東部市民プラザ内に本部を設置する。

(ア) 第1次非常配備（警戒体制）の場合、会議室1に設置する。

(イ) 第2次非常配備以上の場合、会議室4・5に設置する。

◆資料編（資料12-2）碧南市災害対策本部条例

(2) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(3) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告及び公表

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画2.2.4

碧南市地震時応急復旧計画2.2.5

対策本部は、予想された災害の危険が解消されたとき、又は災害発生後における応急対策が、おおむね完了したと認められたとき廃止する。

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

また、本部の設置又は廃止したときは、市民、市職員、県（西三河県民事務所）、その他関係機関に対し、電話、放送、広報等の適切な手段で通知及び公表する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

(4) 勤務時間外における体制の整備

市長は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(5) 本部長（市長）不在時における意思決定

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画2.2.6

碧南市業務継続計画3-2

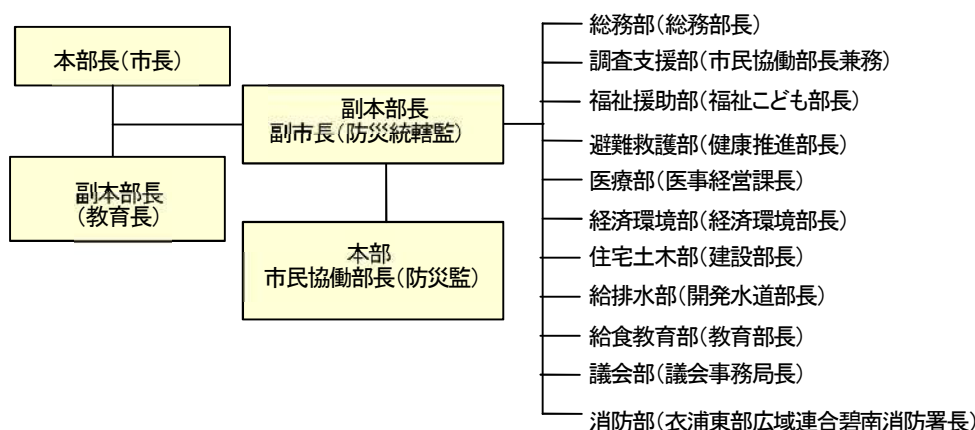
ア 本部長の職務を代理する副本部長の順位は、次のとおりとする。

(ア) 副市長（防災統轄監）

(イ) 教育長

イ 副本部長が本部長の職務を代理できない場合には、防災監（市民協働部長）を最優先にするほか、碧南市行政組織規則第22条の規定に準ずるものとする。

<碧南市災害対策本部組織図>



(6) 本部会議

本部会議は、本部長、防災統轄監、副本部長及び各部長で組織し、災害対策の早急に実施すべき基本的な事項について協議する。

ア 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 避難情報に関すること。
- (エ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (オ) 国・県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関・団体等に対する応援の要請に関すること。
- (カ) その他災害対策に関する重要な事項。

イ 本部会議の開催

- (ア) 本部会議は本部長が召集し、本部長が議長となり、特別の指示がない限り災害対策本部室で開催する。
- (イ) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 本部員は、必要により、班長その他所管の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員において会議の招集を必要と認めるときは、防災統轄監にその旨を申し出るものとする。

ウ 決定事項の周知

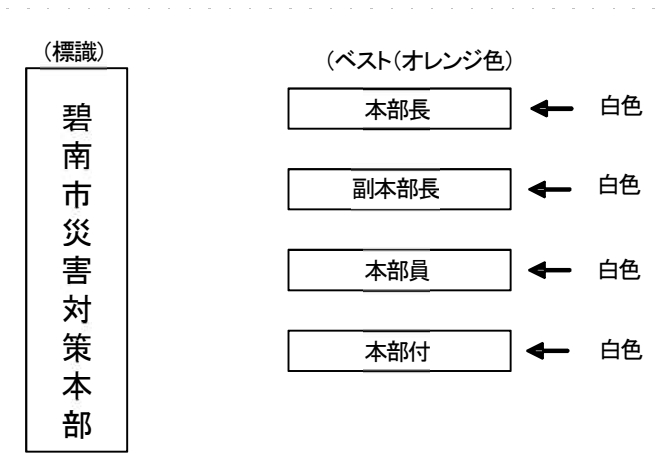
会議の決定事項のうち、本部長又は各部長が職員に周知を要すると認めた事項は、部長は速やかにその徹底を図らなければならない。

(7) 本部組織及び本部各班の分担事務

碧南市職員非常配備体制表のとおりとする。

なお、災害対策活動については、相互間の連絡を密にしてこの活動の円滑なる推進ができるよう協力する。

(8) 標識等



2 職員動員計画

災害応急対策を円滑に実施するための必要な人員を把握し、動員配備するよう定めるものとする。ただし、東海地震注意情報の発表があった場合又は警戒宣言が発令された場合は地域防災計画（地震・津波災害対策計画）の定めるところによる。

（1）非常配備の基準

[参照項目]

◆資料編（資料14-2）碧南市職員非常配備体制表

職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要
第1次 非常配備準 備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 4 その他防災統轄監が必要と認めたとき。	情報連絡活動に警防担当職員が当るとともに、状況に応じ各班の最小限の人員をもって当るもので、状況により、さらに上位の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	災害対策本部を設置しない。
第1次 非常配備警 戒体制 ※必要に応じ て災害対策本部 設置	<u>1 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。</u> <u>2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生危険性がある場合。</u> (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 <u>(5) 土砂災害警戒情報</u> <u>3 碧南市内に土砂・浸水害・洪水で警戒レベル3相当以上の情報が発表されたとき。</u> <u>4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> <u>5 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。</u> <u>6 その他市長が必要と認めたとき。</u>	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各班の所要の人員をもって当るもので、状況により、さらに上位の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	状況により災害対策本部を設置する。 消防団員（消防予備隊員を含む）は、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。
第2次 非常配備	1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生危険性がある場合。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 (7) 矢作川氾濫警戒情報 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。 <u>この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみや</u>	上記のほか、関係各班の所要の人員をもってあたるもので、状況により速やかに第3次非常配備に切り替えることができる体制又は切り替える前においても災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	災害対策本部を設置する。 消防団員（消防予備隊員を含む）は各消防会館に自動参集し、災害対策本部の要請により活動に当たる。

	<u>かに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。</u> 5 その他市長が必要と認めたとき。		
第3次 非常配備	1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。 2 碧南市に震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発令されたとき	各部各班の全員をもって当るもので、状況により直ちに全活動ができる完全な体制とする。	災害対策本部を設置する。 消防団員（消防予備隊員を含む）は伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。それ以外の場合は、災害対策本部の要請により活動に当たる。

※平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行わない。

(2) 配備編成

各部班の編成は、碧南市職員非常配備体制表によるものとする。

◆資料編（資料 1 4－2）碧南市職員非常配備体制表

(3) 非常連絡及び動員

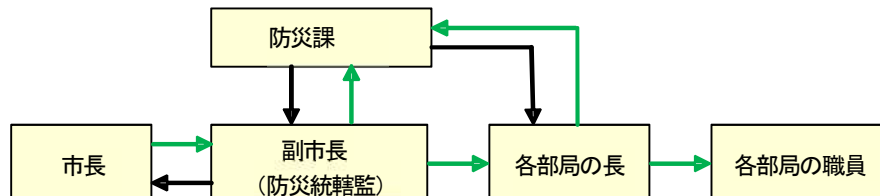
[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 2. 3. 2

気象情報の通知を受けて災害発生が予想される場合、その規模により本部会議の開催又は本部長（市長）の指示により、配備区分による配備体制をとるものとする。

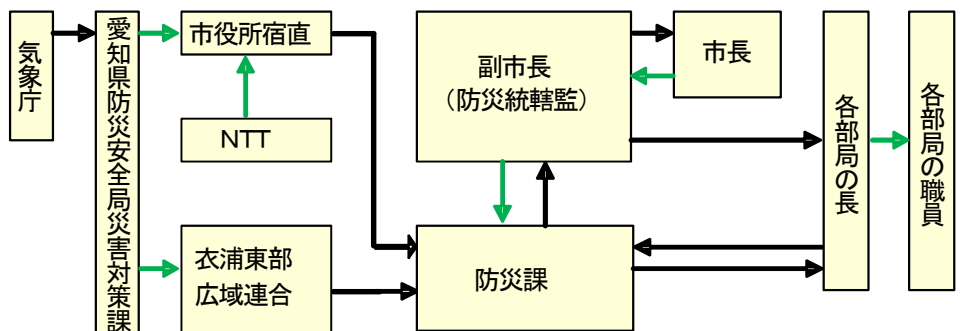
指令の伝達系統は次のとおりとする。

(ア) 勤務時間内の伝達方法



※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。

(イ) 勤務時間外の伝達方法



※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。

(ウ) 職員の招集、出動

- a 各部長、班長（課長）は、配備の指示を受けたときは直ちにそれぞれの配備編成に従い、班員を招集し防災体制に支障を来たさないようにしなければならない。本部長から出動の指示を受けた各部長、班長は、あらかじめ定めた体制により、班員を指揮して防災業務を遂行しなければならない。
- b 配備に対する職員の心構え
 - (a) 職員は、事前に定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に認識しておかなければならない。
 - (b) 職員は、災害が発生する恐れがあるときは、ラジオ、テレビの聴視、所属長、市民協働部防災課への照会によるほか、自らの工夫により情報を知るように努めなければならない。
 - (c) 職員は、災害が発生し又は発生する恐れのあるときは、非常配備命令がないときでも状況によっては所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断で速やかに部署に参集し、防災活動に従事するものとする。
 - (d) 万一被災により、道路交通の利用が不能であらゆる手段によっても定められた配備部署に付くことができない場合は、
 - ① 電話連絡等により所属長又は本部の指示を受けること。
 - ② 前記①が不可能な場合は、最寄の市の指定する避難所等に参集し、防災活動に従事するよう最大の努力をしなければならない。

(4) 惨事ストレス対策

- ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

◆資料編（資料12－12）災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書（市対衣浦東部広域連合）

4 被災市町村への職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用

1 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。

なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。

(3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類（市担当部署）	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与（避難所班）	市（県が委任）	
要配慮者の輸送（調達班）	市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置（住宅建築班）	県	
食品の給与（調達班）	市（県が委任）	
飲料水の供給（水道班）	市（県が委任）	
被服、寝具の給与（調達班）	市（県が委任）	
医療、助産（第1医療班）	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出（本部班）	市（県が委任）	
住宅の応急修理（住宅建築班）	市町村（県が委任）	県
学用品の給与		
市立学校児童生徒分（学校教育班）	市（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬（遺体安置班）	市（県が委任）	
死体の搜索及び処理（遺体安置班）	市（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去（土木施設管理班）	市（県が委任）	

（4）救助の委任の留意点

市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

（5）日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

（6）災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時

には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

2 市における措置（災害救助法第 13 条）

（1）救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

（2）県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第 15、16 条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

（1）避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。

（2）医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第2章 避難行動

基本方針

- 津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
気象台	○津波警報等の発表・伝達	→	→	→
	○地震に関する情報の発表・伝達	→	→	→
県	○警報等の市町村等への伝達	→	→	→
	○立退き指示等の代行	→	→	→
碧南市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底	→	→	→
	○津波の自衛措置	→	→	→
	○立退きの指示	→	→	→
	○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	→	→	→

主な機関の措置

区分	機関名	主 な 措 置
第1節 津波警報等の伝達	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	1 (1) 情報等の内部伝達組織の事前整備 1 (2) 伝達された情報又は市計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底 1 (3) 緊急地震速報の住民等への伝達 1 (4) 沿岸における津波の自衛措置 2 津波警報等の発表及び情報の伝達 3 発見者の通報義務
第2節 避難情報	(市) 本部班(防災課)	1 (1) 避難の指示 1 (2) 知事等への助言の要求 1 (3) 報告(災害対策基本法第60条第4項) 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (1) 立退きの指示 2 (2) 通知(水防法第29条) 3 避難の指示の内容 4 避難の措置と周知
第3節 住民等の避難誘導等	(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課) 消防署、警察署	1 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援

第1節 津波警報等の伝達

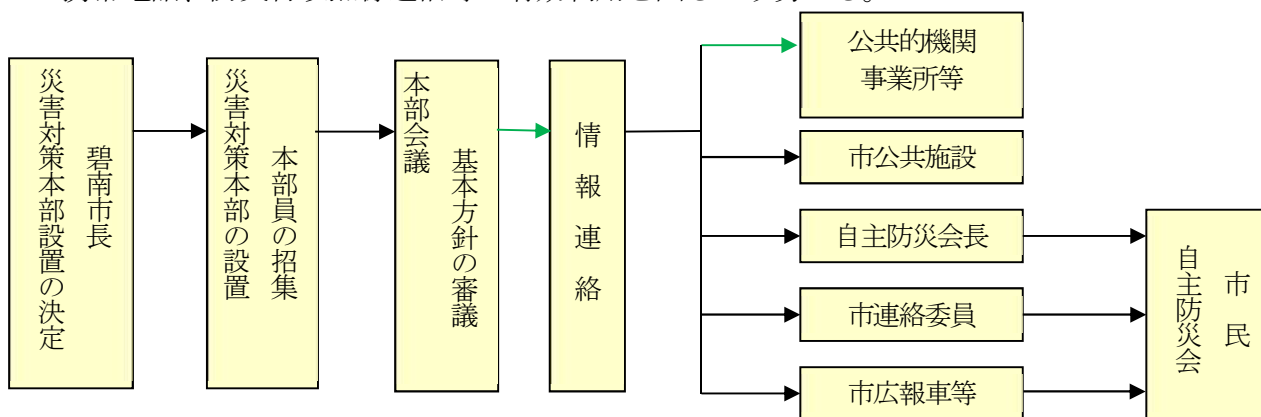
1 市における措置

(1) 情報等の内部伝達組織の事前準備

市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

市災害対策本部と各機関との情報連絡系統は、次のとおりである。

なお、防災関係機関は、発災直後から迅速かつ円滑な通信、応急対策活動を行うため、携帯電話、防災行政無線通信等の有効利用を図るよう努める。



(2) 伝達された情報又は市計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底

市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

(3) 緊急地震速報の住民等への伝達

市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(4) 沿岸における津波の自衛措置

沿岸においては、強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

ア 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。

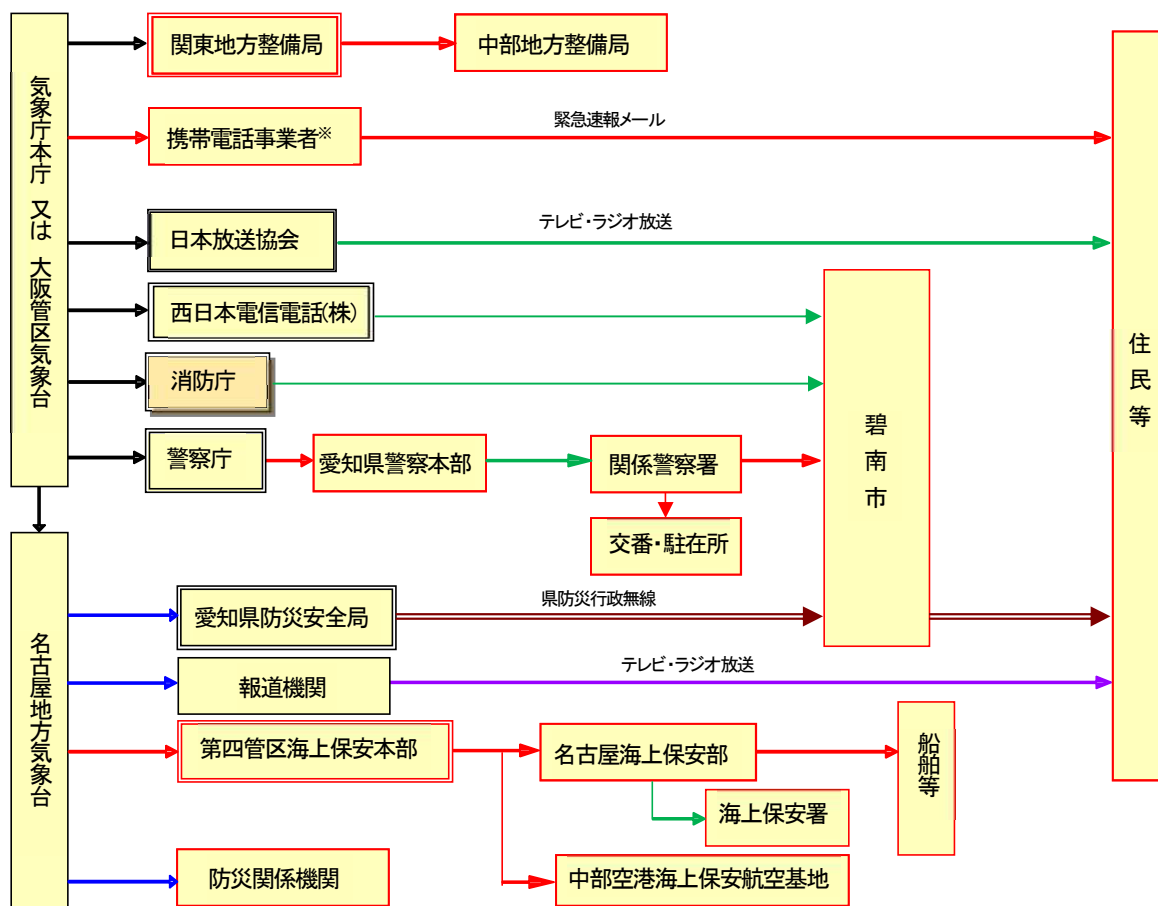
イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

◆資料編（資料2－1）地震に関する情報の種類及び津波に関する予報警報の種類

2 津波警報等情報の伝達

(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

津波警報等の伝達系統図



※緊急連絡メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

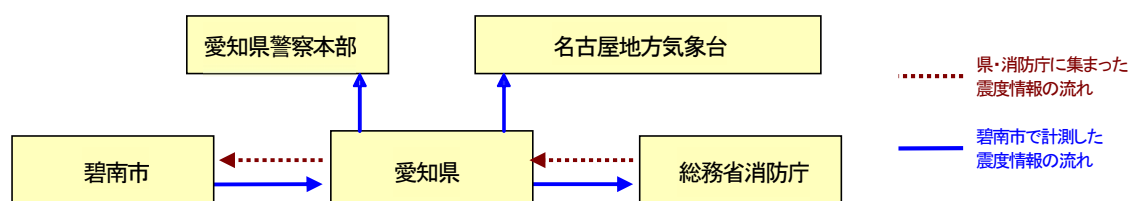
注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

(3) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図



3 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大する恐れのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画2. 1. 1

(1) 避難の指示等

ア 避難指示等

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

イ 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）

市 → 方面本部（西三河県民事務所等） → 知事

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市町村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）

水防管理者 → 警察署長

3 避難の指示の内容

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

4 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県、県警察、市、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

〔参照項目〕

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 県、市町村及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○市町村へ職員派遣	→	→	→
	○災害状況の収集伝達	→	→	→
	○国への報告	→	→	→
	○県災害対策本部設置の通知	→	→	→
	○専用通信施設の応急措置	→	→	→
	○災害広報の実施	→	→	→
碧南市	○相談窓口等の開設	→	→	→
	○被害状況等の情報収集及び県への報告	→	→	→
	○即報基準に該当する災害の報告	→	→	→
	○住民への災害広報	→	→	→
報道機関	○相談窓口等の開設	→	→	→
	○災害広報の依頼に対する協力	→	→	→

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課) 始め全課	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 1 (4) 火災・災害即報要領に基づく報告 1 (5) 被災者台帳の作成 2 被害状況等の収集、伝達系統 3 (1) 災害情報の報告要領 3 (2) 被害状況の報告要領 3 (3) 被害報告の順位 3 (4) 被害判定基準 4 重要な災害情報の伝達収集 5 被害状況の照会・共有 6 県に対する被害状況の報告
第2節 通信手段の確保	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	1 (1) 専用通信の使用 1 (2) 防災相互通信用無線局の使用 1 (3) 衛星通信施設の使用

		1 (4) 移動系無線局の使用 1 (5) 非常通信 1 (6) 孤立防止用無線電話等の使用 1 (7) 電話・電報施設の優先利用 1 (8) 放送の依頼 1 (9) 県防災情報システムの使用
第3節 広報・広聴	(市) 広報班(経営企画課)	1 (1) 広報内容 1 (2) 広報活動の実施方法 1 (3) 記録写真の作成 1 (4) 現地広報 2 広聴活動

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市における措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災、災害即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害即報要領（以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合

には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

◆資料編（資料4－2）愛知県及び消防庁の連絡先一覧

(5) 被災者台帳の作成

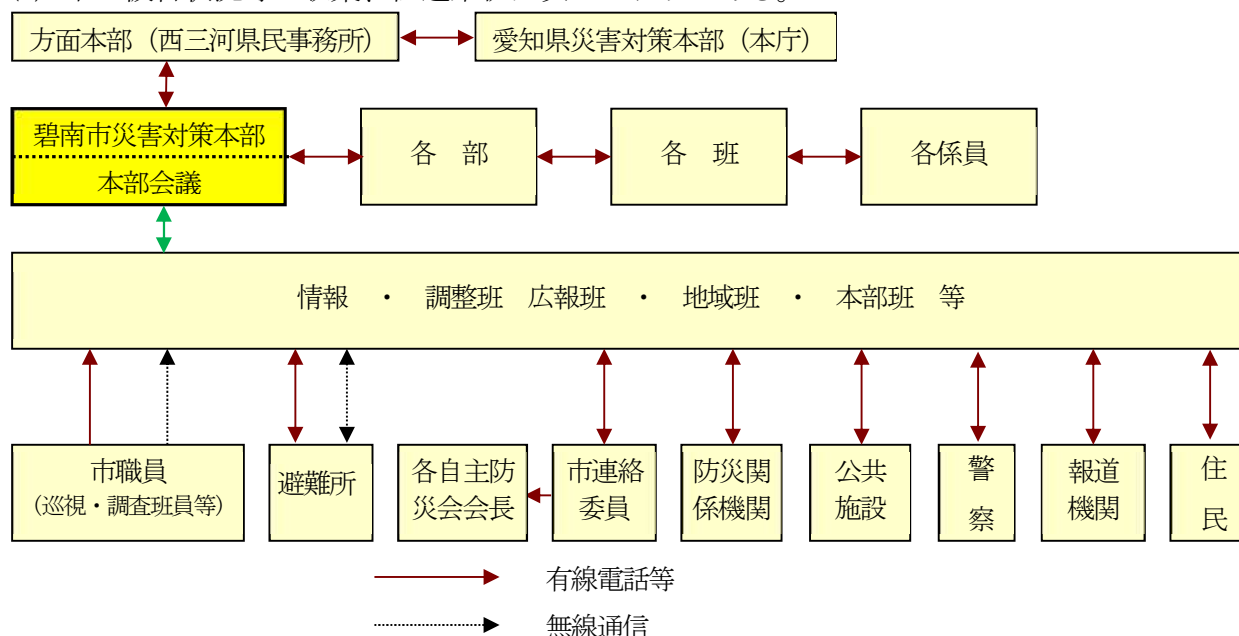
被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の収集、伝達系統

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画2【初動期、応急復旧期】応急復旧対策実施体制

(1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。



(2) 市は、被害状況の収集について、調査班を動員するとともに、警察、市連絡委員、各団体等の応援を求め実施する。また、被害が甚大なため、被害状況等の収集、調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術が必要な場合は、県に応援を求める。

(3) 情報の収集伝達については、「本章第2節通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。

◆資料編（資料4－3）災害時情報伝達収集先一覧

(4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が混み合い、つながりにくくなるので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
 - (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、同報無線や広報車、へきなん防災メールなど複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮し、情報の伝達に努める。
 - (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。
- 3 市の災害情報・被害状況の報告の方法
- (1) 災害情報等の報告要領
 - ア 部等の長及び本部班長は、災害の状況を迅速かつ適確に本部長に報告するものとする。
 - イ 報告の内容
 - (ア) 被害の概況（原因、地区名、時）及び地域の気象状況
 - (イ) 消防・水防機関等の出動状況
 - (ウ) 応援要請の状況
 - (エ) 避難情報の状況
 - (オ) 救助活動の状況
 - (カ) その他応援措置の状況
 - (キ) 要望事項その他
 - (2) 被害状況の報告要領
 - ア 被害が発生したとき、部等の長及び本部班長は、その状況を速やかに災害対策本部に報告する。
 - イ 報告の種類
 - (ア) 被害概況速報

発生直後の段階で、被害の有無及び程度の全般的概況について、迅速に報告する。ただし、警報が発令されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発令後1時間内に報告すること。
 - (イ) 被害状況

被害概況速報で報告後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次それぞれ該当する事項を報告する。
 - (ウ) 被害確定報告

被害の拡大の恐れがなく、被害が確定した後は、応急対策完了後15日以内に被害確定報告をする。

なお、各部等は災害対策本部が必要と認める事項について、その指示に従い報告をする。
 - (3) 被害報告の順位

被害の種別、規模等により一定にすることはできないが、人的被害を優先的に、次に住家の被害を報告するものとする。
 - (4) 被害判定基準

資料編（資料4－4）による。

◆資料編（資料4－4）被害判定基準

4 重要な災害情報の収集伝達

(1) 災害の規模の把握のために必要な情報

市は非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(2) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(3) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

5 被害状況の照会・共有

(1) 他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

6 県に対する被害状況の報告

市が県に対して被害状況を報告する場合は、以下のとおりとする。

(1) 被害状況等の報告は、もっとも迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、市が所有する衛星携帯電話や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) 全ての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

◆資料編（資料4－2）愛知県及び消防庁の連絡先一覧

第2節 通信手段の確保

1 市における措置

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、市は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

市は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

市は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(オ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なものの。

(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するものの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ロ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3節 広報・広聴

1 広報活動

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画2. 4. 1

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、市民に対して必要な情報を周知徹底し、人心のいたずらな動揺をふせぐ等被害を最小限度にとどめようとするものである。

(1) 広報内容

ア 災害発生直後の広報

- (ア) 災害発生状況
- (イ) 津波に関する状況
- (ウ) 地域住民のとるべき措置
- (エ) 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- (オ) 医療・救護所の開設状況
- (カ) 道路・交通情報
- (キ) その他必要事項

イ 応急復旧の広報

- (ア) 公共交通機関の状況
- (イ) ライフライン施設の状況
- (ウ) 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
- (エ) 公共土木施設等の状況
- (オ) ボランティアに関する状況
- (カ) 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- (キ) 被災者相談窓口の開設状況
- (ク) その他必要事項

(2) 広報活動の実施方法

ア 報道機関への発表

- (ア) 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

- (イ) 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も併せて行う。

イ 市民への広報

上記のほか、本市自体の広報媒体により適切な広報の周知を実施する。

- (ア) 広報車の現地派遣

- (イ) 防災行政無線（同報系）による伝達
- (ウ) Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- (エ) 有線放送の利用
- (オ) ケーブルテレビ（㈱キャッチネットワーク）の利用
- (カ) コミュニティーFM（㈱エフエムキャッチ）の利用
- (キ) へきなん防災メールの利用
- (ク) 緊急速報メールの利用
- (ケ) その他（印刷物、市内広報板、連絡委員等）

※上記広報活動を実施するため、庁有車のうち放送設備を常備した庁有車は、広報班の指示により広報活動に従事させるようにする。

◆資料編（資料12-16）災害時の放送に関する協定書
（市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ）

(3) 記録写真の作成

被災地の状況を写真に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。なお各班で撮影した写真はすべて広報班へ提出するようにする。

(4) 現地広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は関係機関と協議して行う。ただし、緊急を要するときは、現場指揮者の判断により行う。

2 広聴活動

市は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

また、広聴活動に係る人員が不足する場合は、協定に基づき関係機関に応援を要請する。

◆資料編（資料12-47）災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（愛知県行政書士会 碧海支部）

第4章 応援協力・派遣要請

基本方針

- 市はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 ○海上保安庁への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○広域ボランティア支援本部の設置			
碧南市、消防署	○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置			
県公安委員会	○警察災害派遣隊等の援助の要求			
自衛隊	○災害派遣			→
第四管区海上保安本部・大阪航空局	○自衛隊への災害派遣要請			
防災関係機関	○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼			→

主な機関の措置

区分	機関名	主 な 措 置
第1節 応援協力	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課)、会計班(会計課)	1 (1) 知事に対する応援要求 (災害基本法第68条) 1 (2) 他の市町村長に対する応援要求 (災害基本法第67条) 2 災害緊急事態 3 経費の負担

第3編 災害応急対策

第4章 応援協力・派遣要請

第2節 応援部隊等による広域応援等	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請の依頼 2 応援要員の受入体制
第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続き系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲
第4節 ボランティアの受入れ	(市) 地域班(地域協働課)、社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等
第5節 労務計画	(市) 情報・調整班(秘書情報課)	1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給
第6節 防災活動拠点	(市) 情報・調整班(秘書情報課)、土木施設管理班(都市整備課)、社会教育班(スポーツ課)	1 市における措置 2 防災活動拠点の確保等
第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署	1 (1) 緊急輸送ルートの確保 1 (2) 救助・救急、消火活動 1 (3) 災害医療活動 1 (4) 物資調達 1 (5) 燃料供給

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施等を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

◆資料編（資料12-9）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定

◆資料編（資料12-24）碧南市、越前市災害時相互応援協定書

◆資料編（資料12-29）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

- ◆資料編（資料12-31）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書
- ◆資料編（資料12-35）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書
- ◆資料編（資料12-40）西三河災害時相互応援協定書

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

3 経費の負担

- (1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市及び消防署の措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市長は、大規模な災害等が発生し消防の応援が必要と判断した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ 応援活動部隊の進出拠点及び宿営場所を消防庁・市と調整の上、確保する。

(2) 海上保安庁の応援要請の依頼

ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

イ 依頼は、次の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

- (ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由
- (イ) 応急措置を希望する期間
- (ウ) 応急措置を希望する区域
- (エ) 活動内容

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所の提供

③ 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

④ その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援 等

(ウ) その他参考になるべき事項（使用可能岸壁等）

2 応援要員の受入れ体制

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 14. 1

市が災害応急対策を実施するにあたり、市外から必要な応援要員を導入した場合、市長は、これらの要員のための宿泊施設、食料、燃料、重機等について、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼

(1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。なお、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

この場合において、市長は、その旨及び被災状況等を関係自衛隊に対して必要に応じて通知する。

◆資料編（資料13-5）自衛隊災害派遣要請依頼書

(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たずに部隊等を派遣した後、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づいた救援活動を実施する。

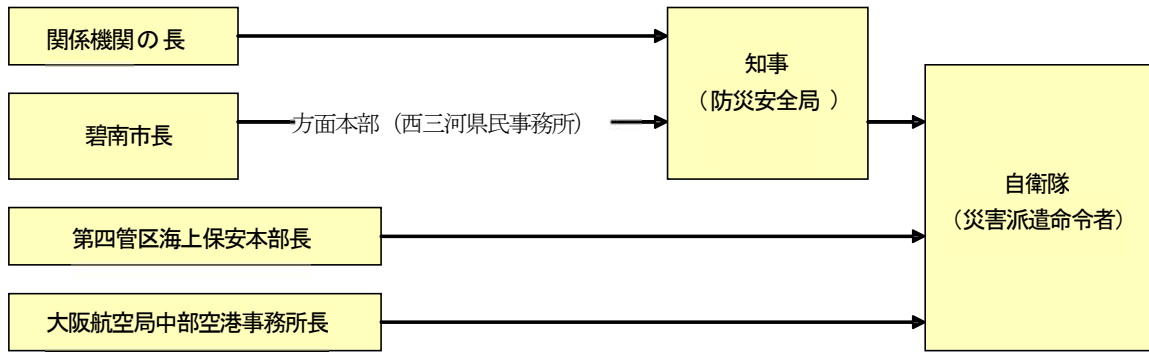
通知先	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第10特科連隊長（豊川駐屯地司令）	豊川市穂ノ原1-1	0533-86-3151
陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山 3-12-1	052-791-2191
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 （小牧基地司令）	小牧市春日寺1-1	0568-76-2191
海上自衛隊 横須賀地方総監部	横須賀市西逸見町無番地	課業時間内 046-822-3522 課業時間外 046-823-1009

(3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

◆資料編（資料13-6）自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書

2 災害派遣要請等手続系統



(注)市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部(西三河県民事務所)へも連絡すること。

3 災害派遣部隊の受入れ

(1) 市長は、自衛隊の災害派遣が決定(自衛隊の自主派遣を含む。)したときは、受入体制を整備し、自衛隊と緊密に連絡をとる。

(2) 市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

a ヘリポート用地として、資料編(資料6-10)に記載された基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

◆資料編(資料6-10) 着陸帯設定時における留意事項

b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度のもの)を提供する。

◆資料編(資料6-9) 緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所

c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入時の準備

a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

◆資料編(資料6-11) H記号及び吹き流しの基準

b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

- c 砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

4 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として碧南市が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料

- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

5 災害派遣された自衛隊の活動範囲

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

※自衛隊に依頼するのみで、市民が傍観したりすることのないよう、積極的に協力すること。

※自衛隊の災害派遣はあくまで応急措置を行うものであって、本格的な復旧工事は行われないこと。

第4節 ボランティアの受入れ

1 市及び社会福祉協議会における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 14. 2. 2

碧南市地震時応急復旧計画 14. 3

- (1) 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを速やかに開設し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

◆資料編（資料12－20）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）

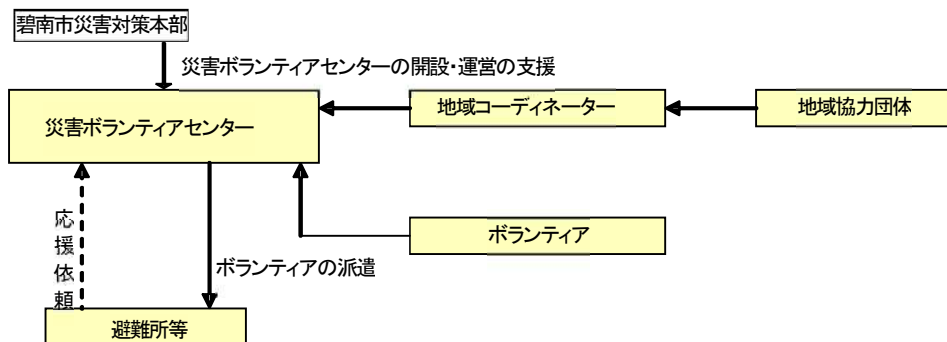
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

2 コーディネーターの役割

災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

また、コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

〈ボランティア受入れの流れ〉



3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 14. 2. 2

碧南防災ボランティア連絡会、碧南市赤十字奉仕団、碧南アマチュア無線防災グループ、県内外からのボランティア

第5節 労務計画

災害応急対策を迅速的確に実施するため、これに従事する要員として必要な労務者等を確保するため、次のとおり定めるものとする。

1 実施責任者

災害応急対策を実施するため、必要な人員及び雇上げは、それぞれの応急対策を実施する各部の要請に基づき総務部長が行う。

2 労務者の雇用

市職員及びボランティア団体等のみでは、なお応急対策に従事する人員が不足し、また土木作業、清掃作業等の特別な労力が必要なときは、調整班において労務者を雇用するものとする。

(1) 雇用方法

災害時に公共職業安定所を通じて供給可能な労務者を確保し、迅速確実に雇用するためその対象を次のとおりとする。

ア 日雇労務者

公共職業安定所の登録日雇労務者（無技能者、有技能者—大工・石工等）

イ 労務者の賃金

災害救助法その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度の基準とする。

3 民間人による労務供給

災害応急対策を実施するための人員が労務者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は従事命令又は協力命令を発し、要員の確保に努めるものとする。

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行させる。

対象作業	種類	根拠法律	執行者
災害応急対策事業（災害救助法に基づく救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法 第71条	知事、委託を受けた市長
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令 協力命令	災害救助法 第7条、第8条	知事
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法 第65条	市長、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた自衛官
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防職員、消防団員
救急業務	協力命令	消防法第35条の10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長

(1) 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木、建築業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者

	7 自動車運送業者及びその従事者 8 船舶運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令（災害応急対策全般）警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 その場に居合せた者、その物件の管理者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
消防法による救急隊員の協力命令（救急業務）	救急業務の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令	区域内の居住する者又は水防の現場にある者

◆資料編（資料12－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第6節 防災活動拠点

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 防災活動拠点の確保等

防災活動拠点は下記のとおりである。

拠点名	市町村名	施設名	面積（ha）
地区防災活動拠点	碧南市	碧南市臨海公園	3.7
地域防災活動拠点	刈谷市	刈谷市総合運動公園	18.4
広域防災活動拠点	岡崎市	岡崎中央総合公園 東駐車場	102.2
中核広域防災活動拠点	長久手市	愛・地球博記念公園	146.3
航空広域防災活動拠点	豊山町	名古屋空港	170.7
臨海広域防災活動拠点	碧南市	衣浦港中央埠頭東4号岸壁	2
	半田市	衣浦港中央埠頭西3号岸壁	2

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。

なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。

◆資料編（資料7－4）南海トラフ地震における愛知県広域受援計画に定める防災拠点

物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努め

るものとする。

表1 防災活動拠点の区分と要件等

区分		1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 <u>ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u>
設置主体		市町村	県 及び 政令市	県 及び 政令市	<u>県</u>			
災害想定 の規模		市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> ・ <u>大規模な地震災害</u> ・ <u>大規模な風水害等</u>
応援の規模		隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	<u>中部・全国の都道府県等</u>			
役割		被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	<u>広域、全県的な活動拠点</u>
拠点数		市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	<u>県内に4か所</u>
要件	面積	1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード10ヘクタール程度以上	<u>1ヘクタール程度以上大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u>
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等できれば宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路	耐震岸壁1万トン級以上の船舶の係留施設	<u>倉庫等</u>

表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動すると際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県（港湾管理者）
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

表3 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画

分類	機能
前進拠点	東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点
進出拠点	地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内等の拠点に一時集結する拠点
活動拠点	部隊が被災地において活動するに当たり、宿営等を行う拠点
広域物資拠点	非被災地域から物資を輸送する拠点

第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

1 市における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに知事の事務の一部を行うこととされた市長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 3. 1

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
碧南市、消防署	○救出活動 ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請			
県警察、第四管区海上保安本部	○救出救助活動 ○各種情報の収集・伝達			
県	○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動調整 ○航空機の運用調整			
関係機関	○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力			

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 救出・救助活動	(市) 本部班(防災課)、 第1 医療班(健康課) 消防署 消防団 県警察 自主防災会 災害発生事業所	1 (1) 救出活動 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 1 (3) 広域的な消防部隊の応援要請 1 (4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮 2 要救助者の救助・救出と負傷者に対する応急処置 3 (1) 救出救助活動 3 (2) 災害救助犬の出動要請 4 救出救助活動への協力 5 自衛消防隊による救出活動 6 応援要求機関の協力 7 合同調整所の設置 8 災害救助法の適用
第2節 海上における避難救出活動	第四管区海上保安本部、 関係機関	1 第四管区海上保安本部における措置 2 関係機関における措置
第3節 航空機の活用	(市) 本部班(防災課)	1 防災ヘリコプターの応援要請

第1節 救出・救助活動

1 市及び消防署における措置

(1) 救出活動

市は、消防署・県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

(2) 他市町村又は県への応援要求

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請

広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援を行う。

◆資料編（資料12-5）西三河地区消防相互応援協定書

(4) 緊急消防援助隊の指揮

緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 消防団における措置（要救助者の救助・救出と負傷者に対する応急処置）

消防団は、要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

3 県警察における措置

(1) 救出救助、負傷者の医療機関への収容

県警察は、市及び消防署と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。

(2) 災害救助犬の出動要請

県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

4 自主防災会及び市民における措置（救出救助活動への協力）

自主防災会及び市民は地震発生後の初期救出救助活動を行った後、消防署等の行う救出救助活動に積極的に協力する。

5 災害発生事業所における措置（自衛消防隊による救出活動）

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

6 関係機関における措置（応援要求機関の協力）

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

7 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調

整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）や緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市及び消防署における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則ほか

第2節 海上における避難救出活動

1 第四管区海上保安本部における措置

(1) 第四管区海上保安本部は、災害を局限化し、二次災害の発生を防止するため、防災活動を迅速かつ的確に行う。

(2) 第四管区海上保安本部は、関係機関と緊密な連絡を保ち、各種情報の収集、伝達に万全を期するとともに、通信施設、船艇及び航空機の効率的かつ有機的な運用を図り、次の措置を講ずる。

ア 資材、人員等の輸送の場としての海上における船舶交通の安全を確保する。

イ 海上における被災者及び被災船舶の救助を行うとともに、必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、救助体制を強化する。

ウ 災害発生時の混乱、人心の動揺等による不測事態の発生に備え、海上における各種犯罪の予防、警戒等、治安の維持を図る。

(3) 排出油等対策

ア 排出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。

イ 排出油等の拡散防止及び除去を行う。

ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒並びに船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講じ、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知する。

エ 災害発生船舶又は施設に対し災害局限措置の指示を行う。

(4) 船舶交通の安全確保対策

ア 津波情報を迅速に収集し、かつ、その周知を図る。

イ 津波により在港船が遭難する恐れがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告（港則法）、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。

ウ 航路標識の流出、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。

エ 水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路の調査を行うとともに、安全通信

(四管区航行警報)により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措置を講ずる。
オ 海上に流出した木材等の航路障害物について、当該所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

(5) 救難対策

- ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が排出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。
- イ 避難情報が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。
- ウ 第四管区海上保安本部は、市及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。また、傷病者、医師、その他援助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
- エ 自ら救出の実施が困難な場合、県、他市町村、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(6) 治安対策

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種事犯の実態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。

2 関係機関における措置

関係機関は、第四管区海上保安本部と連携を図り、避難救出活動に協力する。

第3節 航空機の活用

1 市における措置（防災ヘリコプターの応援要請）

市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

※緊急出動要請先 名古屋市消防航空隊

区 分	通 報 先
8 時 45 分から 17 時 30 分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721
17 時 30 分から 8 時 45 分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119

◆資料編（資料12－18）愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

第6章 消防活動・危険性物質対策

基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あがて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
碧南市、消防署	○火災全体状況の把握・対応 ○大震火災防御計画の樹立 ○広域的な消防部隊の応援要請 ○被害状況の把握及び県への連絡 ○応援の必要性等の県への連絡 ○周辺住民等への情報提供			
消防団	○延焼火災その他災害の防御			
事業所の所有者、管理者又は占有者	○情報収集及び防災要員の確保 ○応急措置及び通報 ○情報提供及び広報			
県	○情報収集及び消防庁への報告 ○市町村等への情報提供			

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 消防活動	(市)本部班(防災課)、 情報・調整班(秘書情報課) 消防署	1 (1) 火災の全体状況の把握・対応 1 (2) 大震火災防御計画の樹立 1 (3) 広域的な消防部隊の応援要請
	消防団	2 (1) 延焼火災その他災害の防御 2 (2) 資機材等の整備の検討
	自主防災会及び市民	3 消防活動への協力
第2節 危険物施設対策計画	事業所の所有者、管理者 又は占有者	1 (1) 情報収集及び防災要員の確保 1 (2) 応急措置及び通報 1 (3) 情報の提供及び広報
	(市)本部班(防災課)、 情報・調整班(秘書情報課) 消防署	2 (1) 被害状況の把握 2 (2) 応援の必要性等の県への連絡

区 分	機関名	主 な 措 置
第3節 高圧ガス大量貯蔵 所対策計画	事業所の所有者、管理者 又は占有者	1 (1) 応急措置・通報等 1 (2) 緊急措置を実施及び二次災害の防止 1 (3) 地震防災体制の確立 1 (4) 高圧ガス製造設備の運転停止 1 (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 1 (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策 1 (7) 広報
	(市) 本部班(防災課)、 情報・調整班(秘書情報 課) 消防署	2 (1) 被害状況の把握及び県への報告 2 (2) 応援の必要性の県への連絡
第4節 毒物劇物取扱施設 対策計画	事業所の所有者、管理者 又は占有者	1 (1) 応急措置・通報等 1 (2) 被害の拡大防止及び周辺住民等への情報提供
	(市) 本部班(防災課)、 情報・調整班(秘書情報 課)、広報班(経営企画 課) 消防署	2 (1) 被害状況の把握及び県への連絡 2 (2) 応援の必要性等の県への連絡 2 (3) 事故処理剤確保の県への要請 2 (4) 周辺住民等への情報提供

第1節 消防活動

1 消防署の措置

(1) 火災の全体状況の把握・対応

消防署は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

(2) 大震火災防御計画の樹立

消防署は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

(ア) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

(イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。

(ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災防御計画の推進

(ア) 防御方針

a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。

b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先

的に防御する。

- c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
- d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
- e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- f 高層建築物、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(イ) 重要対象物の指定

消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

(エ) 避難地・避難路

避難地は市決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずるとされる地点とする。

(オ) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

(カ) 部隊運用要領

a 消防の組織

(a) 署指揮本部の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防署に署指揮本部を設置し、災害の活動に専念する。

(b) 消防団本部の設置

消防団長は、消防署長の所轄の下、消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

b 消防隊の部隊運用要領

- (a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。
- (b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保を第一として、防御に当たる部隊運用を図る。
- (キ) 計画の検討・調整
集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請
広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定書」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

◆資料編（資料12－5）西三河地区消防相互応援協定書

2 消防団における措置

(1) 延焼火災その他災害の防御

消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

ア 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ 消火活動

消防隊出動が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 消防隊の応援

消防隊の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

エ 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

(2) 資機材等の整備の検討

激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

3 自主防災会及び市民における措置（消防活動への協力）

自主防災会及び市民は地震発生後の初期消火活動を実施した後、消防署等の行う消防活動に積極的に協力する。

第2節 危険物施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等の恐れのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼす恐れが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

◆資料編（資料5－4）石油類等大量保有事業所

◆資料編（資料5－6）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図

2 市及び消防署における措置

(1) 被害状況の把握

市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、海域に災害が波及する恐れがあるときは、第四管区海上保安本部にも連絡する。

(2) 応援の必要性等の県への連絡

市は、県に災害対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 応急措置・通報等

第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の（2）以降の措置を実施するものとする。

(2) 応急措置を実施及び二次災害の防止

高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

(3) 地震防災体制の確立

ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(7) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼす恐れがある場合又は不安を与える恐れがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

◆資料編（資料5－5）高圧ガス大量保有事業所

◆資料編（資料5－6）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図

2 市及び消防署における措置

(1) 被害状況の把握及び県への報告

市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 応援の必要性の県への連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 応急措置・通報等

第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、(2)の措置を実施するものとする。

(2) 被害の拡大防止及び周辺住民等への情報提供

毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

2 市及び消防署における措置

(1) 被害状況の把握及び県への連絡

市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 応援の必要性等の県への連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(3) 事故処理剤確保の県への要請

災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。

(4) 周辺住民等への情報提供

地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、県等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。
- 津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 3. 1

主な機関の応急活動

機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期
県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T 及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のための SCU の設置 ○地域医療搬送実施のための SCU の設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPAT の派遣及び派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEAT の派遣及び派遣要請			
碧南市、消防署	○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPAT の派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動			
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 災害拠点精神科病院	○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入			
DMA T 指定医療機関	○DMA T の活動			
日本赤十字社 愛知県支部	○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施			
県医師会	○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集			

	○医療救護活動の実施	→
	○JMATの派遣調整	→

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 医療救護	(市) 第1医療班(健康課)、第2医療班(市民病院)消防署	1 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1 (2) 医療救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動
	碧南市医師会	
	碧南歯科医師会	
	碧南市薬剤師会	
	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送
	災害拠点精神科病院	3 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入
	DMAT 指定医療機関	4 地域内搬送・病院支援・現場活動
	碧南市赤十字奉仕団	5 医療救護活動の実施
第2節 防疫・保健衛生	(市) 本部班(防災課)	6 災害救助法の適用
	(市) 環境班(環境課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(学校教育課)、避難所班(国保年金課)	1 (1) 防疫組織及び機材 1 (2) 防疫活動 1 (3) 臨時予防接種の実施 1 (4) 栄養指導等 1 (5) 健康管理 1 (6) 健康支援と心のケア 1 (7) 避難所の生活衛生管理 1 (8) 衛生教育及び広報活動 1 (9) 動物の保護 1 (10) 応援協力関係

第1節 医療救護

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 3. 1

碧南市地震時応急復旧計画 3. 4. 1

碧南市地震時応急復旧計画 3. 4. 2

1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置

(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成

ア 市は、市内2カ所(第1候補場所：新川小学校・棚尾小学校、代替候補場所：新川中学校、南中学校)に医療救護所を設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて医療救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

イ 発災時は、医療救護本部を市役所内(会議室2)に設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会及び市第1医療班が参集する。参集できた人員において、医療救護所開設のための班編成や勤務体制の確認等の準備を行い、整った時点で現地派遣を行う。その後、被害状況や参集状況に応じて、医療救護班の編成、医療救護所の開設を行う。

ウ 市は、保健医療調整会議(発災後72時間後を目処に設置予定。開催場所は、被災状況により関係者で検討し決定される。)に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

◆資料編 (資料9-1)市内の医療機関

- ◆資料編（資料12-13）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会）
- ◆資料編（資料12-14）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会）
- ◆資料編（資料12-15）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）

(2) 医療救護班の活動

- ア 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班によって行うものとする。
- イ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、医療救護本部と連携し適切な後方医療施設等へ搬送する。
- ウ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、医療救護所の第1候補場所等に備蓄しておくものとする。
- エ 医療救護班による救護ができない者、又は医療救護班による救護が適当でない者については、市内の病院の入院治療施設を委託医療機関として救護を行うものとする。

この場合において、委託医療機関は原則として市長の発行する医療券等により救護を行うものとする。

◆資料編（資料9-1）市内の医療機関

- オ 災害救助法による助産は、原則として医療救護班によって行われる。医療救護班による助産ができない場合、又は医療救護班による助産が適当でない者については、市内の産科を有する病院を委託助産機関として助産を行うものとする。

この場合において、委託助産機関は原則として市長の発行する助産券等で助産を行うものとする。

- カ 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。

(3) 救急搬送の実施

- ア 患者の搬送は、消防機関等が行うものであるが、消防機関等の救急車両が手配できない場合は、市、市内医療機関及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- イ 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）へ搬送する場合については、名古屋市消防航空隊、自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を行う。
- ウ 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリ等を活用する。
- エ 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。

(4) 医薬品その他衛生材料の確保（市）

- ア 医療救護班の活動に必要な医薬品等は、碧南市薬剤師会等の協力を得て調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先や、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議、県、日赤愛知県支部等に調達の要請をする。なお、必要とされる医薬品は以下のとおりである。
包帯、ガーゼ、救急用絆創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、鎮静剤、三角巾、シーネ等

◆資料編（資料12-15）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の

派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）

◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定

イ 陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。

ウ 災害の規模に応じ、医薬品等集積所を設置し、調達した医薬品等の保管・管理を行う。

(5) 血液製剤の確保（市）

ア 災害発生後速やかに血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握する。

イ 血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。

(ア) 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。

(イ) 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。

(ウ) 血液製剤の市内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、市外からの血液製剤の導入を図る。

ウ 通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。県外から血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。

(6) 医薬品等の適正使用に関する活動（碧南市薬剤師会）

碧南市薬剤師会は、市、碧南市医師会及び碧南歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

2 災害拠点病院における措置

災害拠点病院は、医療救護班の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。また、保健医療調整会議に参画して、情報共有を図る。

◆資料編（資料9-2）災害拠点病院及びDMAT指定医療機関（西三河南部西医療圏）

3 災害拠点精神科病院における措置

災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

4 災害派遣医療チーム（以下、DMAT）指定医療機関における措置

DMAT指定医療機関に所属するDMATは、市及び消防署と連携し、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

5 碧南市赤十字奉仕団における措置

碧南市赤十字奉仕団は、市からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。また、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している

ため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆資料編（資料12－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第2節 防疫・保健衛生

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画3. 1

碧南市地震時応急復旧計画3. 4. 1

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画8. 4

(1) 防疫組織及び機材

市は、県に準じて、市災害対策本部の中に市の職員（環境班）による防疫班（3人構成基準）を設ける。また、防疫に必要な機材は以下のとおりである。

項目	必要資材機材（主なもの）			必要な車両	必要な人員
	種類及び数量	所在場所	配備場所		
消毒作業等	動力噴霧機 2台 動力煙霧機 20台 油剤（ピレリス） 10缶/18l	塩浜町2-2	環境課 塩浜事務所	トラック12台	24人

◆資料編（資料9－4）防疫用資機材

(2) 防疫活動

市における防疫活動は以下のとおりであり、活動にあたっては、保健所、医療機関の協力を得るものとする。

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(ア) 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意しながら実施する。

(イ) 昆虫等の駆除は、家屋内についてはなるべく残留効果のあるDDVP・スミチオン混合油剤、屋外及び汚物の堆積地帯に対しては、殺虫殺蛆効果のあるスミチオン粉剤を使用する。また便所等に使用する殺蛆剤としては、オルソ、ジクロール、ベンゾール剤などを用いるものとする。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

(ア) 県の指示に基づき家庭用水停止期間中、家庭用水の供給を行うものとする。

(イ) 家庭用水の供給量は、1日1人当たり約20リットルを標準とするほか供給については「本編第11章第1節給水」に準じて実施する。

(ウ) 家庭用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水・水道等の衛生処理について指導するものとする。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

エ 患者等に関する措置

被災地帯に一類感染症患者等があった際は、あるいは、発生の恐れがある場合は、ただちに衣浦東部保健所と連絡調整を取りながら、患者に対し感染症指定医療機関の診察を受けるべきことを勧告するものとする。

オ へい獣の処理

へい獣は、原則として衣浦斎園及び県計画で定めるへい獣処理場において処理するものとする。衣浦斎園及びへい獣処理場で処理できないときは、県の指示を受け、環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋設する。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

(4) 栄養指導等

ア 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

(5) 健康管理

ア 必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

イ 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

(6) 健康支援と心のケア

ア 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

(ア) 地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(イ) 保健活動に必要な災害情報を県より収集し、支援を行う。

イ 長期避難者等への健康支援

(ア) 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治

活動の支援等を行う。

- (イ) ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症等の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

ウ 子供たちへの健康支援活動

- (ア) 学校等において健康診断を実施するとともに、学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
- (イ) 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

エ 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

(7) 避難所の生活衛生管理

- ア 各避難所においては、避難所運営委員会の中に、衛生班を組織し、避難所の生活衛生管理を行うようにする。
- イ 避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。
- ウ 衣服は日光にさらし、特に必要のあるときはクレゾール・スミチオン等で消毒を行う。トイレ・炊事場・洗濯場などの消毒、クレゾール石けん液・逆性石けん液の適当な場所への配置、手洗いの励行等について充分指導する。
- エ 避難所等の給食従事者は、健康診断を受けたものを充て、できる限り専従とする。
- オ 避難所等の食品の衛生確保や、炊き出しに関する衛生指導について、必要に応じ、愛知県食品衛生協会衣浦東部支部に協力を依頼する。

◆資料編（資料12－34）災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書
（市対愛知県食品衛生協会衣浦東部支部）

(8) 衛生教育及び広報活動

- ア 広報・ポスター等により、災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させるものとする。
- イ 報道機関の協力を求め、感染症予防に関する広報活動を行うものとする。
- ウ 検病調査、健康診断、消毒方法等を実施する際はもとより、被災者に接するあらゆる機会をとらえて衛生指導を行うものとする。

(9) 動物の保護

- ア 市は、被災動物の保護については県に協力要請を行い、特定動物及び犬による危害を防止する。
- イ 関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

(10) 応援協力関係

- ア 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- イ 市は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

- ウ 市の実施する防疫活動につき、必要があると認めたときは、他市町村にも応援する。
- エ 市からの応援要求事項の実施について県が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日赤愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- オ 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- カ 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確認する。
- 市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 4. 1

主な機関の応急活動

機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期
県警察	○交通規制等の実施			
第四管区海上保安本部	○情報収集、警戒、取締り			
中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施			
愛知県道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施			
空港管理者	○施設の使用停止 ○応急復旧活動			
港湾等管理者	○応急復旧活動 ○応援要求			
鉄道事業者	○応急復旧活動 ○応援要求			
県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保（※） ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保			
碧南市	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有			

第3編 災害応急対策

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請
中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の協力要請 ○県の要請に基づく車両等の調達調整

※ 地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合中部支部）により実施

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 道路交通規制等	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署	1 (1) 緊急交通路の確保 1 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1 (3) 交通規制の実施 1 (4) 強制排除措置 1 (5) 緊急通行車両の確認等 1 (6) 大震災発生時の交通規制計画 1 (7) エリア交通規制 1 (8) 交通情報の収集及び提供 2 自衛官及び消防職員における措置 3 規制の標識等 4 規制の報告等 5 発見者における措置 6 自動車運転者の措置 7 相互協力
第2節 道路施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 1 (3) 二次災害防止のための交通規制 1 (4) 情報の提供 1 (5) 応急復旧対策の実施 1 (6) 関係機関との協力体制 2 中部地方整備局における措置 3 県における措置 4 愛知県道路公社における措置
第3節 港湾・漁港施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課) 港湾漁港管理者 第四管区海上保安本部	1 (1) 応急復旧活動 1 (2) 輸送機能の確保 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請 1 (4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3） 1 (5) 航路敬開の実施 2 (1) 船舶交通の整理・指導 2 (2) 船舶交通の制限等 2 (3) 必要な措置 2 (4) 水路の安全確保 2 (5) 航路標識の保全 3 木材等の航路障害物の除去
第4節 鉄道施設対策	(市) 本部班(防災課)、 鉄道事業者	1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 緊急対応措置の実施 1 (3) 応急復旧活動の実施
第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 調達班(行政課、資産活用課)、 輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局	1 (1) 緊急輸送の方針 1 (2) 緊急輸送車両等の確保等 1 (3) 緊急輸送車両確保要領 1 (4) 市災害対策本部における配車の要請 1 (5) 自衛隊への輸送要請 1 (6) 従事命令による輸送力の確保 1 (7) 人力等による輸送

		2 輸送機関における措置 3 中部運輸局の措置 4 港湾・漁港管理者の措置 5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 6 緊急通行車両の事前届出及び確認

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車	・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。

		なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（大震災発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防職員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 規制の標識等

規制実施者は規制を行った場合、次の標識を設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難なときは、適宜の方法により、とりあえず通行禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

(1) 規制標識

ア 道路法第45条（道路標識等の設置）によるもの

イ 道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）によるもの

ウ 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）によるもの

(2) 規制条件の表示

規制標識とともに次の事項を明示した看板を設置する。この場合適当な回路を明示し、一般の交通に支障のないよう努めるものとする。

ア 禁止・制限の対象

イ 区間

ウ 期間

エ 理由

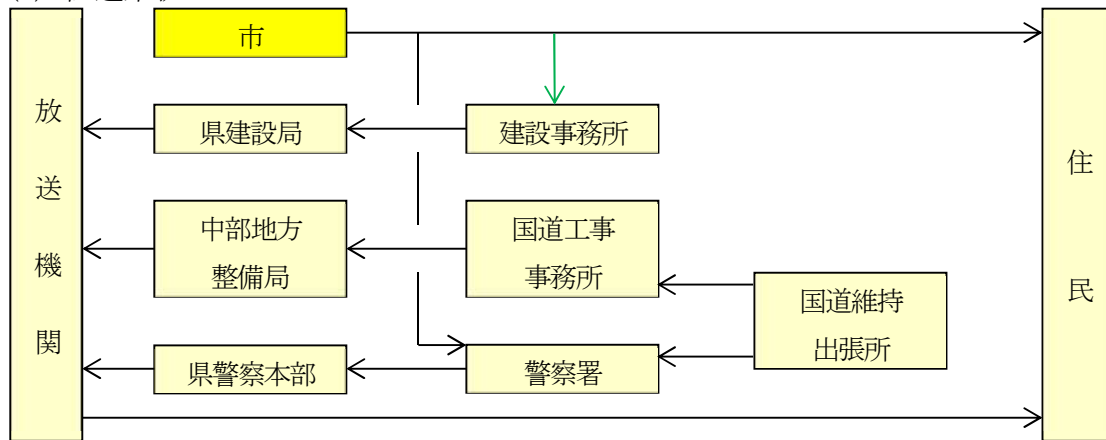
(3) 交通規制広報看板保管場所

必要資機材（主なもの）			標識看板配備 に必要な車両	標識の設置等 に必要な人員
種類及び数量	所在場所	保管場所		
広報看板 6本	碧南警察署	碧南警察署	車両 1台	2人

4 規制の報告等

規制を行ったときは、次の要領により通知するものとする。

(1) 伝達系統



(2) 報告事項

各関係機関は、報告・通知にあたっては次の事項を明示して行うものとする。

- ア 禁止・制限の種類と対象
- イ 区間
- ウ 期間
- エ 理由
- オ 迂回路その他の状況

5 発見者における措置

- (1) 災害時に道路、橋梁等公共施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報するものとする。

通報を受けた市長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察署に速やかに連絡するものとする。

- (2) 道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路専用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、その道路を所管している者に直ちに通報するものとする。

6 自動車運転者の措置

- (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置を取ることとし、原則として徒歩で避難すること。

- ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
- イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを

止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

7 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を行い、適切な交通規制を行うようにする。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 4. 1

碧南市地震時応急復旧計画 4. 4. 1

碧南市地震時応急復旧計画 4. 4. 2

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 緊急輸送道路（指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料6－3）のとおり）及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、各道路管理者と連携して、迅

速に障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、津波被害発生時には、くしの齒ルートの道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ 収集した道路被害情報を基に、必要に応じてう回路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

キ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次被害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

(4) 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

(5) 応急復旧対策の実施

「本編第14章第1節道路施設対策」に定めるとおり実施する。

(6) 関係機関との協力体制

国、県等の関係機関とは管理協定等により、災害時には強力な協同体制が得られるように要請できるものとする。

◆資料編（資料6－3）緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図

◆資料編（資料12－30）災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）

◆資料編（資料12－48）災害時橋梁緊急点検の協力に関する協定書

（西三河測量設計研究会）

2 中部地方整備局における措置

〔参照項目〕

碧南市地震時応急復旧計画 4. 4. 2

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。

イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。

ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な

災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。

エ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

イ 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

ウ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

カ 措置にあたっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

キ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊への応急工事の実施につき応援を要請する。

(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。

(5) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

3 県における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。

イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。

ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ ア～イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。

エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。

ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

(4) 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

4 愛知県道路公社における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 道路施設の被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、管理隊及び緊急時協定業者により巡視点検を速やかに実施する。また、橋梁等の構造物については、必要に応じ緊急点検業者により詳細な点検を実施する。

イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。

ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 一般通行者に対する情報提供

一般通行者への情報提供は、道路情報板、道路パトロールカーの放送設備等で行う。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物の除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。

なお、津波被害発生時には、くしの齒ルートの道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(5) 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

第3節 港湾・漁港施設対策

1 市における措置

(1) 応急復旧活動

防潮壁・防潮水門に、き裂倒壊等が生じた場合、施設管理者である県に連絡し、応急工事の実施を依頼し、当該施設の機能の保持、回復を図る。特に、局部的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重大な機能障害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。

(2) 輸送機能の確保

ア 耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図るよう管理者に要請する。耐震強化岸壁に接続する緊急輸送道路に指定された臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。

イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、臨港道路の管理者に連絡し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うよう依頼する。

(3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

市は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）

港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

(5) 航路啓開の実施

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

2 第四管区海上保安本部における措置

(1) 船舶交通の整理・指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。

(2) 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

(3) 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、港湾・漁港管理者（県・市町・名古屋港管理組合）と連携しつつ、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(4) 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認めたときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(5) 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3 木材等の航路障害物の除去

第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、緊密に連携し、海上に流出した木材等の航路障害物について、その所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

第4節 鉄道施設対策

1 鉄道事業者における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

(2) 緊急対応措置の実施

ア 乗務員関係

- (ア) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- (イ) 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
- (ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
- (エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

- (ア) 地震等による異状を認めたときは列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。
- (イ) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。
- (ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
- (エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
- (オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。
- (カ) 無人駅には災害対策本部より駅員を派遣し、上記(ア)～(オ)の事項を実施する。

ウ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

(3) 応急復旧活動の実施

- ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。
- イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

第5節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

市は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(1) 緊急輸送の方針

市役所を中心基地、文化会館を予備中心基地とし、行政区を単位として各小中学校をそれぞれの主要基地（集積地点）とし、中心基地に集積された人員、物資等を各地区の主要基地へ必要最小限の範囲で緊急輸送するものとする。

市は発災後における応急対策に必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、市が保有する車両等を動員するとともに、輸送関係業者等の保有車両を調達し、緊急輸送体制を確保

するため、相互の協力体制を十分整備することとし、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

緊急輸送基地（集積地点）等

種類	地区	設定場所	区間	延長
中心基地		碧南市役所		km
主要基地（集積地点）	新川地区	新川中学校	松本町～新川町	2.3
主要基地（集積地点）	中央地区	中央中学校	松本町～植出町	1.2
主要基地（集積地点）	大浜地区	大浜小学校	松本町～浜田町	4.2
主要基地（集積地点）	棚尾地区	南中学校	松本町～春日町	1.3
主要基地（集積地点）	旭地区	東中学校	松本町～天神町	1.7
主要基地（集積地点）	西端地区	西端小学校	松本町～上町	4.8
予備中心基地		文化会館		
計	7カ所 (8カ所)			

※ 発災の程度により予備中心基地を設定すること。

(2) 緊急輸送車両等の確保等

市及び運送関係業者等の保有する車両を中心基地に集結し、各地区に必要な物資、人員を緊急輸送するものとし、地区ごとに最低3台（資機材輸送用トラック2台、人員輸送用トラック1台）の6地区計18台を確保する。なお、予備車両として市の保有する車両を本部基地に配備する。

(3) 緊急輸送車両確保要領

災害輸送のための確保は、概ね次の方法によるものとする。

ア 確保順位

- (ア) 市の車両等
- (イ) 県及び他市町村の車両等
- (ウ) 応急対策実施機関（郵便局、愛知県トラック協会西三支部碧南部会）所有の車両等
- (エ) 民間業者所有の車両等
- (オ) 自家用車両等

◆資料編（資料6－1）市車両保有状況

◆資料編（資料12－25）災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書 （市対愛知県トラック協会西三支部碧南部会）

イ 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、県、他市町村、民間業者等に対して次の事項を明示して調達あっせんを要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) その他必要事項

◆資料編（資料6－2）車両・船舶等の調達先

ウ 他機関による輸送経費

- (ア) 災害救助法に基づく応急救助に係る輸送経費

災害救助法適用に基づく応急救助の対象、期間、経費については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

(イ) その他の輸送経費

官公署及び公共機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときはその賃金）程度の費用とする。民間業者による輸送又は車両等の借上げは、愛知県における慣行料金（国土交通省の許可を受けている料金内）によるものとする。なお、自家用自動車等の借上げについては、借上料金（運転手付）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね8割程度内）で、所有者と協議して定めるものとする。

◆資料編（資料12－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

エ 報告その他事務報告

災害救助法に基づく輸送と、その他の輸送とは区分整理するものである。

(4) 市災害対策本部における配車の要請

緊急輸送を要する各部は、総務部長に次の要請を明示して配車の要請をするものとする。

ア 輸送機関又は借上機関

イ 輸送量又は車両の台数等

ウ 集合の日時及び場所

エ その他の条件

(5) 自衛隊等への輸送要請

市において車両等による輸送の確保が困難なときは、名古屋市消防航空隊又は自衛隊に対しヘリコプター又は舟艇による輸送を要請するものとする。

◆資料編（資料6－9）緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

(6) 従事命令による輸送力の確保

一般の方法により自動車輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行し確保するものであるが、この従事命令の方法は次の者に対して行い、「本編第4章第5節3民間人における労務供給」に定めるところによる。

ア 地方鉄道業者及びその従事者

イ 自動車運送業者及びその従事者

ウ 船舶運送業者及びその従事者

(7) 人力等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力等により輸送するものとする。輸送のための労力確保は、「本編第4章第5節3民間人における労務供給」の定めるところによる。

2 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

3 中部運輸局の措置

(1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者

等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう協力要請を行うとともに、県の要請により車両等の調達の調整を行う。

- (2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶等の調達のあつせんを行う。

4 港湾・漁港管理者の措置

緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、耐震強化岸壁などの係留施設及びその背後の荷さばき地、野積場の利用調整を図る。

5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

6 緊急通行車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両については、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1節1（5）「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

◆資料編（資料6－5）緊急通行車両等届出書

◆資料編（資料6－6）緊急通行車両確認証明書及び標章

第9章 浸水・津波対策

基本方針

- 市及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、水路等の決壊による浸水の恐れがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「碧南市水防計画」に準拠した上で実施する。
- 津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受ける恐れのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波災害に対する応急対策を講ずる。
- 水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
碧南市、消防署	○河川・海岸の点検及び応急復旧 ○情報の伝達 ○避難指示（緊急）等の発令、海岸線の監視、巡回			
県	○河川・海岸の点検及び応急復旧 ○連絡調整及び広報			

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 浸水対策	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署 災害復旧協議会	1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置
第2節 津波対策	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等 1 (3) 津波の自衛措置 2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置 3 その他の措置

第1節 浸水対策

1 市及び関係機関における措置

(1) 河川・海岸の点検及び応急復旧

ア 地震、津波が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川、海岸の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行うものとする。

イ 排水機場、水門等については、直ちに操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて操作を行う。また、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

◆資料編（資料3－2）排水機場施設一覧

(2) 浸水対策資機材の確保

ア 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

イ 市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、市長の要請により県から水防資機材の応急支援を受けることができる。

◆資料編（資料3－1）水防資器材備蓄状況

(3) 可搬式ポンプによる応急排水

ア 各管理者は、堤防、水門、樋門の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬ポンプによる応急排水を実施する。

イ 市は、県に要請することにより、可搬ポンプを借り受けることができる。

2 市民における措置

市及び関係機関は、水防上の必要な措置をとるものであるが、近地地震津波のように地理的条件が大きく影響することがあるため、市民は、被害が予想される場合はテレビ・ラジオ放送等の情報に注意し、自衛のため必要な措置を講ずるものとする。

第2節 津波対策

1 市における措置

(1) 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等の関係市町村への伝達は、本編第3章「情報の収集・伝達・広報」に定めるところにより行われるが、市はこれらに基づき、市の防災行政無線（同報系無線）、広報車、へきなん防災メール等様々な手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

(2) 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等

ア 市は、市の地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部の設置等の措置を講ずる。

イ 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、市の防災行政無線（同報系無線）、広報車、へきなん防災メール等により避難情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。

ウ 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、釣り人等への避難指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災会等への活動要請などの必要な措置を講ずる。

(3) 津波の自衛措置

津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、(1)の情報伝達等がなくても強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

ア 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。

イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖（工事中の場合は中断等）措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

3 その他の措置

その他の津波災害に対する対策は、第1節浸水対策のほか、本編第3章情報の伝達・収集・広報、第5章 救出・救助対策、第8章交通の確保・緊急輸送対策などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 5. 1

碧南市地震時応急復旧計画 7. 1

主な機関の応急活動

機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期
碧南市	○避難所の開設・運営 ○他市町村・県への応援要求 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ			
県	○情報収集・支援体制の整備 ○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○多言語による情報発信 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ			
事業者等	○安否確認や交通情報等の収集 及び従業員等の一斉帰宅の抑制			

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 避難所の開設・運営	(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)	1 (1) 避難所の開設 1 (2) 多様な避難所の確保 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (4) 避難所の運営 2 災害救助法の適用 3 広域一時滞在に係る協議等
第2節 要配慮者対策	(市) 福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置等 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

第3節 帰宅困難者対策	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	1 (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設(滞在場所)の確保等 1 (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1 (3) その他帰宅困難者への広報 1 (4) 帰宅途中で救援が必要になった人等の対策
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

第1節 避難所の開設・運営

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 5. 1

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 5. 4. 1

碧南市地震時応急復旧計画 5. 4. 2

碧南市地震時応急復旧計画 7. 1

碧南市地震時応急復旧計画 8. 3. 1

碧南市地震時応急復旧計画 8. 4

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

避難所の開設は、第2次非常配備体制により、避難所班班長の指示したときとする。開設期間については、災害救助法が発令されたときは同法により、災害発生の日から7日以内とする。また同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

なお、避難所が危険で不適當となった場合、別の避難所へ移送する。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 5. 4. 1

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置する。また、避難所の運営に当たっては、「碧南市避難所開設・運営マニュアル」を

活用するとともに、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

3 広域一時滞在に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 6. 1

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

また、災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、県、その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するよう努める。

◆資料編（資料12-59）災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

◆資料編（資料8-3）福祉避難所

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

- ア 市友好親善協会や各種ボランティア団体との連携
- イ 一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の多言語情報等共通ツール等の活用
- ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する 多言語情報及び外国人相談対応等における通訳翻訳支援の活用
- エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCA T）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 7. 4. 1

碧南市地震時応急復旧計画 7. 4. 2

- (1) 市域に所在する事業所から一斉に帰宅した場合、避難に大きな障害となることが予想されるため、事業者に対し、社員及び事業所来訪者又は利用者の安全確保のため、滞在場所の確保等の対策を依頼する。
- (2) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等
市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。
また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。
- (3) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供
市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。
- (4) その他帰宅困難者への広報
市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。
- (5) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策
市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置（安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一

斉帰宅の抑制)

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食品、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、その時々に応じた物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 8. 1

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
碧南市	○水・食品・生活必需品等の供給 ○他市町村・県・日本水道協会への応援要求			
県	○水・食品等の調達あつせん ○応援活動の実施			

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 給水	(市) 水道班(水道課)	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1 (2) 断水が生じた場合の措置 1 (3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 2 応急給水 3 応援体制 4 非常用水源の確保 5 愛知県企業庁における措置 6 災害救助法の適用
第2節 食品の供給	(市) 調達班(資産活用課、行政課) 社会福祉協議会 日本赤十字社	1 (1) 炊出しその他による食品の供給 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 1 (3) 炊出しについて、赤十字奉仕団等へ協力要請 1 (4) 米穀の原料調達 2 災害救助法の適用
第3節 生活必需物資の供給	(市) 調達班(資産活用課、行政課)	1 (1) 生活必需品の供給 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要請 2 生活必需品の給与又は貸与 3 災害救助法の適用

第1節 給水

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 8. 1

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。

- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 応急給水

実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。

市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。

- (1) 飲料水の供給は水道班で行う。
- (2) 応急給水の職員配置は、次表のとおり行う。

	担当	掌握事務	関係機関
給排水部 水道班 給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、 愛知県災害復旧支援センター、 碧南市災害復旧協議会、水道災害 相互応援に関する覚書を締結して いる水道事業者(以下「県内水道事 業者」という。)
	給水担当 (給水業務係)	給水車両及び給水用機器 の確保 応急給水	自主防災会、ボランティア団体、 碧南市災害復旧協議会、県内水道 事業者
	復旧担当 (工務係)	被害状況調査 作業用資器材の確保	碧南市災害復旧協議会、県内水道 事業者、日本水道協会
	配水担当 (配水管理事務所)	配水施設等の保全	西三河水道事務所 県内水道事業者、協力事業者

- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (4) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生 からの日数	目標水量(リットル/人・ 日)	住民の水の 運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね1km以内	給水車、給水袋等
4日～14日	20	おおむね250m以内	給水車、給水袋等、応急給水栓
15日～21日	100	おおむね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

- (5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源及び応急給水栓からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。
- (6) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的に処理した後使用するものとし、飲料水は末端配給までの適当な箇所において塩素の残留効果を測定するものとする。

◆資料編(資料10-1)応急給水用資機材

(7) 給水は、給水車によるもののほか、給水袋等の自動車による搬送・配布を実施する。また、状況に応じて、市長は知事に対し、ヘリコプターによる給水を要請するものとする。

3 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。また、必要に応じて「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先へ飲料水の調達の要請を行う。
- (2) 市町村相互及び日本水道協会の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

◆資料編（資料12－33）災害救助物資の緊急調達に関する協定

4 非常用水源の確保

災害時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定に当たっては、碧南市地域防災計画（地震災害対策計画）第3編第11章第1節2（4）の表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおくように努める。

(2) 非常用水源の確保

市が行う応急給水の水源は、第2配水場内のNo. 1～No. 4配水池を使用するものとする。

名 称		貯水量	備考
第2配水場配水池	No. 1 配水池	5,500 m ³	
	No. 2 配水池	5,500 m ³	
	No. 3 配水池	5,000 m ³	
	No. 4 配水池	5,000 m ³	
	合計	21,000 m ³	

その他、非常用水源として、あらかじめ次のようなものについて選定しておく。

ア 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

イ 井戸の利用

生活用水の確保のため、「井戸水提供の家」は井戸水の提供を行う。

5 愛知県企業庁における措置

愛知県企業庁においては、市町村への送水管等の復旧は、2週間以内で完了し応急給水が確保できるように、被災時における管路の復旧の優先順位を、県水の依存率、影響給水人口、広域調整池等を考慮して予め定めておくこととしている。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助

法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第2節 食品の供給

1 市における措置

〔参照項目〕

碧南市地震時応急復旧計画8. 1

碧南市地震時応急復旧計画8. 4

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階 アルファ米、クラッカーなど

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 炊出しについて、赤十字奉仕団等へ協力要請

炊出しは、必要に応じ赤十字奉仕団、ボランティア、自主防災会等に協力を要請する。

(4) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

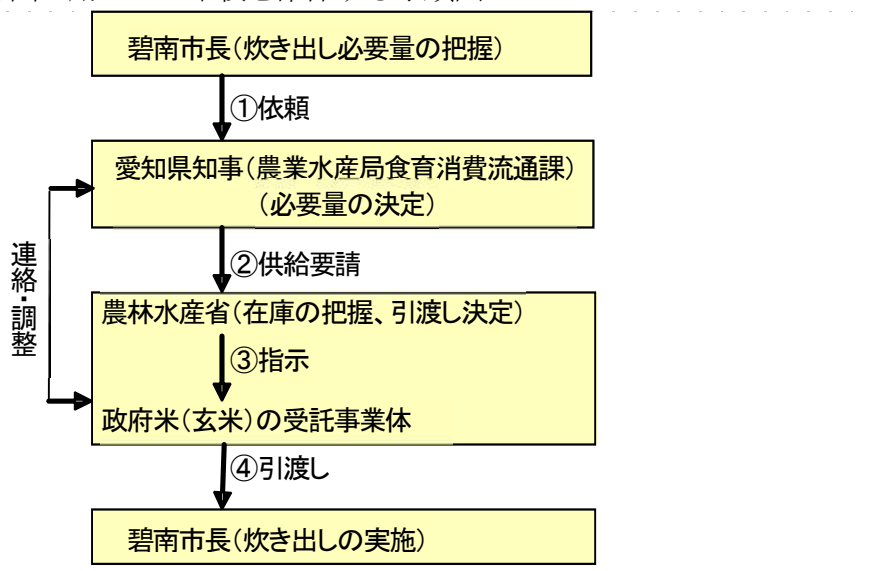
ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 米穀以外の食糧品等の調達を行う際には、あいち中央農業協同組合の協力を要請する

とともに、「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先へ調達の要請を行う。市において調達できないものは、他市町村及び県に要請するものとする。

オ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



臨海公園にかまどベンチを整備しているため、有効活用について検討する。

◆資料編（資料12-22）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合）

◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第3節 生活必需物資の供給

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画8. 1

(1) 生活必需品の供給

市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、

自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 他市町村又は県への応援要求

供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 生活必需品の給与又は貸与

(1) 対象者

住宅の全壊（焼）・流失・半壊（焼）又は床上浸水により、日常生活に必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 給与又は貸与する品目

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 物資の調達

ア 物資の調達は、あいち中央農業協同組合に協力を要請するとともに、「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先へ調達の要請を行う。調達が困難な場合は県に依頼するなどの方法により調達する。

イ 応急措置資器材の提供、自動車用燃料等の優先供給については碧南高浜石油業協同組合に加入するガソリンスタンドの協力を得る。

ウ 避難所等の仮設トイレが不足する場合は、㈱カイノスに供給協力を要請する。

エ LPガスの供給等については、碧南ガス協同組合の協力を得る。

◆資料編（資料12-10）大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定（市対碧南高浜石油業協同組合）

◆資料編（資料12-22）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合）

◆資料編（資料12-23）災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書（市対㈱カイノス（旧㈱三河機工））

◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定書

◆資料編（資料12-45）災害時における液化石油ガスの供給協力等に関する協定書

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料 1 2－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

基本方針

- 大震災発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予測されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒活動を推進する。
- 市は、被災後、県が行う人の生命や健康に大きな影響を及ぼす恐れのある環境汚染事故の発生状況の情報収集に協力する。
- （放射性物質及び原子力災害については「風水害等災害対策計画第3編第19章 放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。）

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県警察	○地域安全活動の強化			
県	○環境汚染事故の把握			
	○関係機関への情報の提供及び事業者への指導			
	○環境調査			
	○人員・資機材等の応援依頼			
	○連絡調整及び支援・協力			

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 環境汚染防止対策	(市) 環境班(環境課)	1 環境汚染モニタリングへの協力
第2節 地域安全対策	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部	1 (1) 社会秩序の維持対策 1 (2) 広報、相談活動 1 (3) 行方不明者の搜索・保護活動 2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り 3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力

第1節 環境汚染防止対策

1 市及び衣浦衛生組合における措置

県が実施する環境汚染モニタリングに協力し、環境汚染状況や、その発生源を的確に把握する。

第2節 地域安全対策

1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴

利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

2 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 13. 1

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第13章 遺体の取扱い

基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 10. 1

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県		○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会及び県歯科医師会に検案を依頼		
碧南市		○遺体の搜索・収容 ○遺体の処理及び一時保存 ○遺体の埋火葬 ○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請 ○他市町村又は県への応援要請		
県警、第四管区海上保安本部		○検視（調査）の実施 ○県医師会及び県歯科医師会への応援要請		

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 遺体の搜索・収容	（市）本部班(防災課)、 遺体安置班(市民課、監 査委員事務局、会計課、 スポーツ課)	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の搜索 1 (3) 検視（調査） 1 (4) 応援要求 2 災害救助法の適用
第2節 遺体の処理	（市）本部班(防災課)、 遺体安置班(市民課、監 査委員事務局、会計課、 スポーツ課)、第1医療 班(健康課)、第2医療班 (市民病院) 県警察、 第四管区海上保安本部	1 (1) 遺体の収容及び一時保存 1 (2) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (3) 遺体の洗浄等 1 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (5) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 3 災害救助法の適用
第3節 遺体の埋火葬	（市）遺体安置班(市民 課、監査委員事務局、会 計課、スポーツ課)、福 祉班(福祉課)、 衣浦衛生組合	1 (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (2) 遺体の搬送 1 (3) 埋火葬 1 (4) 棺、骨つば等の支給 1 (5) 埋火葬相談窓口の設置 1 (6) 応援要求 2 災害救助法の適用

第1節 遺体の搜索・収容

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 10. 1

碧南市地震時応急復旧計画 10. 4

(1) 対象者

災害のため、行方不明でかつ周囲の情勢からすでに死亡していると推定される者であつて、その者の居住地における災害救助法の適用の有無、その者の住家の被害の有無、死因の如何を問わない。

(2) 遺体の搜索

市は、警察署・第四管区海上保安本部等と密接な連絡をとり搜索を実施する。

(3) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(4) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、同法施行令及び同法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12－4）災害救助法適用基準等

第2節 遺体の処理

1 市における措置

〔参照項目〕

碧南市地震時応急復旧計画 10. 4

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため速やかに埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（勤労者体育センター及び新川公民館）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定してお

くよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

なお、検案の実施については、市と碧南警察署が連携し、碧南市医師会及び碧南歯科医師会に依頼する。加えて県が県警察と連携し、県医師会及び県歯科医師会に依頼する。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。さらに、必要に応じて協定先へ応援を要求する。

◆資料編（資料12-13）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会）

◆資料編（資料12-14）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会）

◆資料編（資料12-36）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会）

◆資料編（資料12-55）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書（市対愛知県葬祭業協働組合）

2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県医師会及び県歯科医師会に応援を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、同法施行令及び同法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準等

第3節 遺体の埋火葬

1 市及び衣浦衛生組合における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 10. 4

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

自己の資力で埋火葬が困難な遺族等又は遺族等が引き取りを拒否した場合に遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を調達し、自己の資力で埋火葬が困難な遺族等又は遺族等が引き取りを拒否した場合に現物支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬に関する措置の実施が困難な場合、他市町村へ実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。ただし、遺体の埋火葬については、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」（衣浦衛生組合で締結）によるものとする。さらに必要に応じて県または協定先へ応援を要求する。

◆資料編（資料12-36）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会）

◆資料編（資料12-55）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書（市対愛知県葬祭業協働組合）

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、同法施行令及び同法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準等

第14章 ライフライン施設等の応急対策

基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に調査復旧する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道） ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立			→
碧南市	○応急復旧活動の実施（上水道、下水道） ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立			→
中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 JERA	○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 ○危険防止措置の実施 ○応急復旧活動の実施 ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施		→	→
ガス会社、LPガス協会	○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施		→	→
NTT 西日本	○重要通信の確保及び通信の途絶の解消			
放送事業者	○放送事業の継続			→
郵便事業者	○郵便事業の継続			→

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 電力施設対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A	1 (1) 非常災害対策本部の設置 1 (2) 情報の収集と伝達 1 (3) 危険防止措置の実施 1 (4) 応急復旧活動の実施 1 (5) 要員、資機材等の確保 1 (6) 広報活動の実施 1 (7) 広域運営による応援 1 (8) 電源車の配備 2 復旧工事等の協力要請
第2節 ガス施設対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会	1 (1) ・ 2 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) ・ 2 (2) 情報の収集 1 (3) 津波からの避難対策 1 (4) ・ 2 (3) 緊急対応措置の実施 1 (5) ・ 2 (4) 応援の要請 1 (6) ・ 2 (5) 応急復旧活動の実施 1 (7) ・ 2 (6) 広報活動の実施
第3節 上水道施設対策	(市) 水道班(水道課)	1 (1) 応急復旧活動の実施 1 (2) 応援の要請 1 (3) 応援・受援体制の確立 1 (4) 水道資材の備蓄
第4節 工業用水道施設対策	県企業庁	1 (1) 応急復旧活動の実施 1 (2) 応援の要請 1 (3) 受援体制の確立
第5節 下水道施設対策	(市) 下水道班(下水道課)	1 (1) 応急復旧活動の実施 1 (2) 応援の要請
第6節 通信施設の応急措置	通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消
	県、 (市) 本部班(防災課)、 防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置
	放送事業者	4 放送事業の継続
第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
第8節 ライフライン施設の 応急復旧	(市)、ライフライン事業者	1 (1) 現地作業調整会議の開催 1 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

第1節 電力施設対策

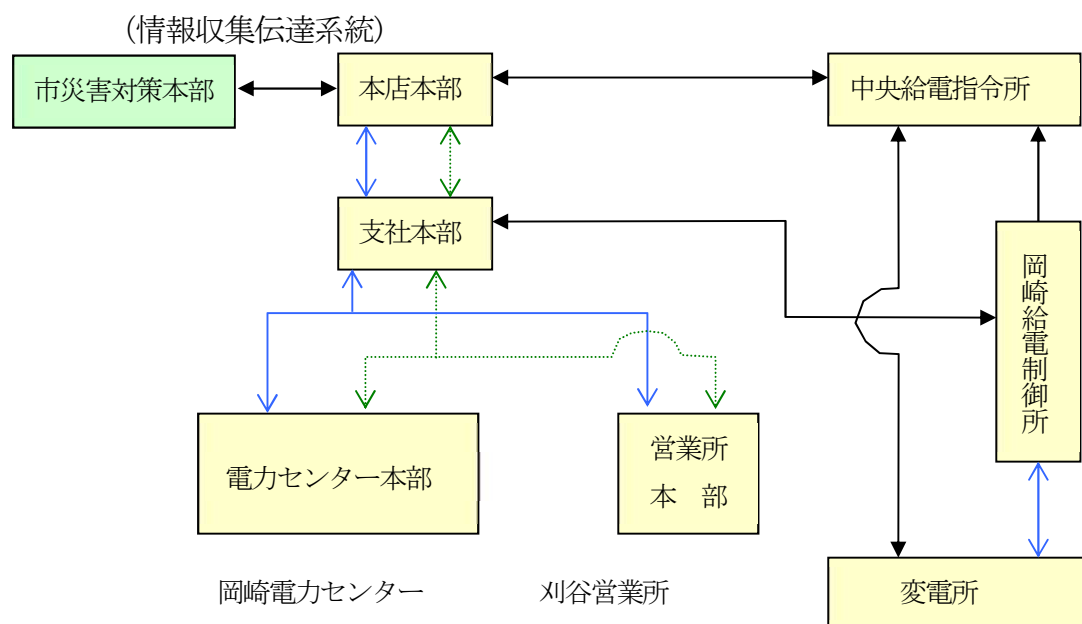
1 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 J E R A における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT 加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。



(注) 情報の伝達・報告は、図に示すルートによって行うものとする。

ただし、重要緊急事項については、特に図に示すルートにかかわらず迅速・的確なルートを選んで行うことができる。

「—▶」は、給電指令ルートを通じて行う気象情報、発送変電設備の停止（被害）及び復旧状況等の臨時の伝達・報告ルートを示す。

「—▶」は、対内情報班を通じて行う本部指令、気象情報、動員状況、停止（被害）及び復旧状況等の伝達・報告ルートを示す。

「.....▶」は、各班の組織を通じて行う復旧状況の具体対策指示及び実施状況等の伝達・報告ルートを示す。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(イ) 電力会社側

- a 火力設備
- b 超高圧系統に関連する送変電設備

(ロ) 利用者側

- a 人命にかかわる病院
- b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

「電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備(中部電力パワーグリッド株式会社)

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

2 復旧工事等の協力要請

市は、「災害時応急復旧工事等の協力に関する協定」に基づき、必要に応じて、碧南電設業協同組合及び愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区に対し、電気復旧工事等の協力を要請する。また、「災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定」に基づ

き、必要に応じて、中部電気保安協会岡崎支部に対し、電気の保安及び電気使用の安全確保等の協力を要請する。

◆資料編（資料12-26）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書
（市対碧南電設業協同組合）

◆資料編（資料12-27）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書
（市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区）

◆資料編（資料12-28）災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書（中部電気保安協会岡崎支部）

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社、サーラエナジー株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。（震度5弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。）

(2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 津波からの避難対策

ア 津波警報等が発表された場合、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。

また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市が指定する避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には、帰宅等を要請する。

イ 津波警報等が発表された場合は、着積中のLNG船等に対し港外避難を要請する。

(4) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(7) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(4) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(5) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(6) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

(7) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害の恐れがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地对策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整

備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

1 水道事業者（市）における措置

被害施設を短期間に復旧するため配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

これと合わせて、県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水を図る。

また、津波危険地域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置をとることに努める。

(1) 応急復旧活動の実施（配管設備破損）

ア 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

イ 配水管が破損し、復旧が困難な場合は、応急配管を行うと共に、近接応急給水栓の利用を促す。

(2) 応援の要請

市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。また、被害状況に応じて、県、日本水道協会、及び協定締結先事業者へ応援を要請する。

◆資料編（資料12-17）災害時応急復旧工事の協力に関する協定書
（市対碧南市災害復旧協議会）

◆資料編（資料12-51）災害時応援復旧工事の協力に関する協定書
（市対碧南市上下水道工事店協同組合）

(3) 水道資機材の備蓄

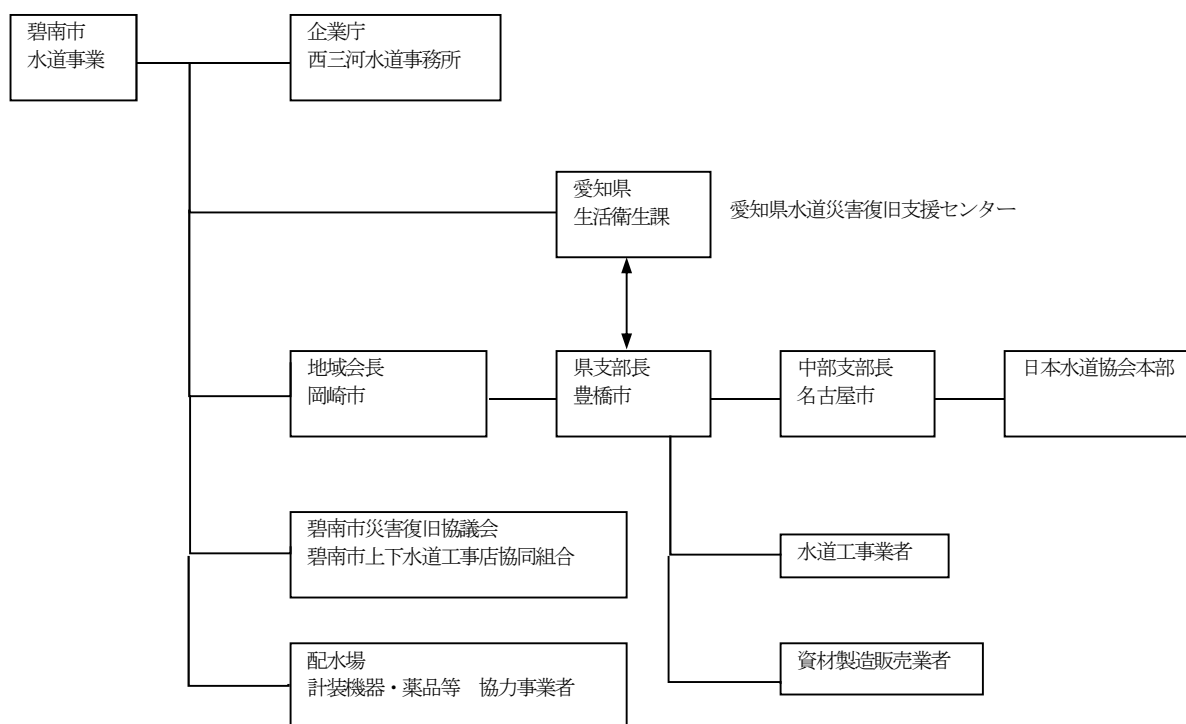
応急復旧時の必要性から水道資機材の備蓄及び調達手段の確保に努める。

2 県（保健医療局、企業庁）及び日本水道協会愛知県支部における措置

(1) 応援・受援体制の確立

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

※ 「水道災害相互応援に関する覚書」、「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」による県、水道局、日本水道協会、協力業者の応援要請体系



第4節 工業用水道施設対策

1 工業用水道事業者（県企業庁）における措置

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、二次災害の発生箇所もしくは発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

(2) 応援の要請

被災時において、関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、他の事業体に応援の要請にあたる。また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続きの特例措置等を要請する。

(3) 受援体制の確立

他市町村及び他県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5節 下水道施設対策

1 下水道管理者（市）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

◆資料編（資料12－46）災害時における応急対策の協力に関する協定

(2) 応援の要請

市は碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。なお、市独自では対応が不十分であると判断される場合には、近隣下水道管理者あるいは県へ応援を要請する。

◆資料編（資料12－17）災害時応急復旧工事の協力に関する協定書

（市対碧南市災害復旧協議会）

第6節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 西日本電信電話株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

(イ) 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

(ウ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

- (4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

3 市及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

(1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。

(2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

(3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。

(4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第7節 郵便業務の応急措置

1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第15章 住宅対策

基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空室を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 11. 1

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定支援本部等の設置 ○判定活動の支援 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○建設 ○賃貸住宅の借上げ ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施		○一時入居の開始	
碧南市	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 ○判定活動の実施 《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 → 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》		○一時入居の開始	

	○設置の要請 《住宅の応急修理》 《障害物の除去》	○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 ○応急修理の実施の補助 ○障害物の除去

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
住宅供給公社・都市再生機構	《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保	○相談窓口の開設	○一時入居の開始	

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	(市) 住宅建築班(建築課)	1 (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置 1 (2) 判定活動の実施
第2節 被災住宅等の調査	(市) 巡視・調査班(税務課)、住宅建築班(建築課)	1 (1) 住宅の被害状況 1 (2) 被災地における住民の動向 1 (3) 応急仮設住宅建設現場活動上の支障事項等 1 (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	(市) 住宅建築班(建築課)	1 (1) 提供する住宅の選定・確保 1 (2) 相談窓口の開設 1 (3) 一時入居の終了 1 (4) 使用料等の軽減措置 1 (5) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) 住宅建築班(建築課)	1 (1) 応援協力の要請 1 (2) 建設用地の確保 1 (3) 応急仮設住宅の建設 1 (4) 賃貸住宅の借上げ 1 (5) 被災者の入居及び管理運営 2 災害救助法の適用
第5節 住宅の応急修理	(市) 住宅建築班(建築課)	1 (1) 応急修理の実施 1 (2) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用
第6節 障害物の除去	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、住宅建築班(建築課)	1 (1) 障害物の除去の実施 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要求 2 災害救助法の適用

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 1 1. 1

碧南市地震時応急復旧計画 1 1. 4. 1

1 市における措置

市は、県の協力を受け、判定士に被災建築物の応急危険度判定を依頼し、愛知県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき判定結果を表示することにより建物所有者、使用者又は付近住

民等に注意を喚起するものとする。また、応急危険度判定について、判定実施体制・派遣要請・判定結果の集約、判定士の身分保障等について、県と密接な連携をとり体制整備に努めるものとする。

(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

◆資料編（資料12-41）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書

第2節 被災住宅等の調査

1 市における措置

〔参照項目〕

碧南市地震時応急復旧計画11.4.1

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付（第4編第5章第1節参照）、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付（第4編第5章第2節1参照）等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

◆資料編（資料12-58）災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 市における措置

〔参照項目〕

碧南市地震時応急復旧計画11.4.1

市は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空室を提供する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況を考慮し、利用可能な空室を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるもので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、市の公共賃貸住宅で用意した戸数では対応が難しい場合は、「住居施設の使用に関する協定」の締結先に対し、住居施設の使用を要請するほか、他の市町村に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

また、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。

◆資料編（資料12-32）災害時における住居施設の使用に関する協定書
（トヨタ自動車衣浦工場）

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に、市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 11. 4. 2

市は、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として建設が行われるので、市は協力する。応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。なお、県から権限を委任されるものについては、災害救助法施行細則の規定に従って応急仮設住宅の建設を実施する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受

けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市の基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の市外調達により、限度額での施工が困難な場合は、知事の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に知事の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営及び処分

(ア) 応急仮設住宅の管理については、市が行うものとし、委託契約は工事完了の日から行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティーの形成及び運営に努めると共に、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。供与にあたって、入居者に対しこの住宅本来の目的を十分に理解させた上で、入居者との間に応急仮設住宅貸借契約を結ぶ。

なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第5節 住宅の応急修理

1 市における措置

市は、被災住宅の応急修理について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として応急修理が行われるので、市は住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

なお、県から権限を委任されるものについては、災害救助法施行細則の規定に従って住宅の応急修理を実施する。また、災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

(1) 応急修理の実施

ア 応急修理を受ける者の範囲

- (ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- (イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な場所とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

地震災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

カ 建築材料の調達

原則として市指名願登録業者より調達するものとする。

(2) 応援協力の要請

市は、被災住宅の応急修理に当たっては、県に対して協力を要請する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

2 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することになる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急修理は、市が行う。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第6節 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物の除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請け負わせて実施する。

◆資料編（資料12-17）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書

（市対碧南市災害復旧協議会）

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第16章 学校における対策

基本方針

- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 12. 1

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（県立学校） ○応援の要求・指示		
碧南市	○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（市立学校） ○応援の要求		
国立・私立学校設置者（管理者）	○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（私立学校等） ○応援の要求		

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、（市）学校教育班（学校教育課）、国立・私立学校設置者（管理者）	1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等
第2節 教育施設及び教職員の確保	（市）住宅建築班（建築課）、学校教育班（庶務課、学校教育課）	1 (1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 1 (2) 教職員の確保 2 他市町村・教育委員会に対する応援要求
第3節 応急な教育活動についての広報	（市）学校教育班（学校教育課）	1 広報・周知活動の実施

第4節 教科書・学用品等の給与	(市) 学校教育班(庶務課、学校教育課)	1 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 1 (2) 給与の品目 1 (3) 給与の方法 1 (4) 奨学に関する措置 1 (5) 他市町村又は県に対する応援要請 2 災害救助法の適用
第5節 被災教職員、児童・生徒の健康管理	(市) 学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課)	1 教職員、児童・生徒の健康管理

第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 県(教育委員会)、市及び国立・私立学校設置者(管理者)における措置

(1) 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭(保護者)への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

津波警報等は、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

ウ 国立・私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校(園)長が行うものとする。

ただし、各学校(園)長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 国立及び私立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はその恐れがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市及び学校管理者における措置

[参照項目]

碧南市地震時応急復旧計画 12. 1

碧南市地震時応急復旧計画 12. 3. 1

(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。なお、一斉に授業が実施できない場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業、並びに地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

同一市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整を行い、早期授業の再開を図る。なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎での授業の実施や、家庭学習を指導する等の対策を講じる。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

1 市及び学校管理者における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 給与の品目

以下の3品目の範囲内に限られる。また、教科書以外の教材については、原則として市教育委員会に届出又は承認をうけて利用している事実をあらかじめ確認するものとする。

(ア) 教科書、教材

(イ) 文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、下敷、クレヨン、絵具、定規等）

(ウ) 通学用品（運動靴、カバン、傘、ゴム靴等）

(3) 給与の方法

給与の対象となる児童・生徒の数を、被害別、学年別等正確に把握するとともに、教科書にあつては学年別、学科別、発行所別に調査集計し、調達配分するものとする。

(4) 奨学に関する措置

公立学校にあつては保護者の申請により、その被害の程度に応じて費用の支払いの延長、減額又は免除等の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第5節 被災教職員、児童・生徒の健康管理

1 市における措置

市は被災した教職員、児童・生徒に対して感染症の予防接種や健康診断等を実施して健康管理に努める。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 復興本部の設置等	県	1 (1) 県復興本部の設置 1 (2) 県復興本部の組織及び運営 1 (3) 県復興本部会議の開催
第2節 復興計画等の策定	県	1 (1) 県復興方針の策定 1 (2) 県復興計画の策定
	(市) 土木施設管理班(都市計画課)	2 (1) 市復興計画の策定
第3節 職員の派遣要請	県	1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求
	(市) 情報・調整班(秘書情報課)	1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求

第1節 復興本部の設置等

1 県における措置

(1) 県復興本部の設置

県において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、県の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると県災害対策本部長（知事）が判断した場合、復興本部を設置する。

(2) 県復興本部の組織及び運営

県復興本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

(3) 県復興本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ県復興本部会議を招集する。県復興本部会議の構成は、県災害対策本部長、県災害対策副本部長及び本部員と

する。

第2節 復興計画等の策定

1 県（政策企画局）における措置

(1) 県復興方針の策定

県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。

なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）」第2条第1号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第9条に基づく県復興方針を定めることとなる。

(2) 県復興計画の策定

県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。

2 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3節 職員の派遣要請

1 県（人事局）における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

知事は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

知事は、内閣総理大臣に対し復興法第53条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

2 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 公共施設災害復旧事業	(市) 調達班(資産活用課、行政課)、土木施設管理班(土木港湾課) 施設管理者	1 各施設管理者における措置 2 災害復旧事業の種類 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 4 重要物流道路(代替・補完路を含む。)の指定に伴う災害復旧事業の代行 5 起債の特例 6 国の補助を伴わない災害復旧事業費
第2節 激甚災害の指定	(市) 本部班(防災課)、調達班(資産活用課、行政課)、土木施設管理班(土木港湾課)	1 (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力 1 (2) 指定後の関係調書等の提出 2 激甚災害に係る財政援助措置
第3節 暴力団等への対策	(市) 調達班(資産活用課)、住宅建築班(建築課)	1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- ケ 漁港災害復旧事業

- コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
 - (2) 農林水産業施設災害復旧事業
 - (3) 都市災害復旧事業
 - (4) 水道災害復旧事業
 - (5) 住宅災害復旧事業
 - (6) 社会福祉施設災害復旧事業
 - (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
 - (8) 学校教育施設災害復旧事業
 - (9) 社会教育施設災害復旧事業
 - (10) その他の災害復旧事業
- 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2／3又は4／5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2／3又は1／2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1／2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

5 起債の特例

下記の(1)(2)の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は激甚災害が発生した場合はその発生した日の年度に属する限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

- (1) 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるもののうち、当該災害のための減免でその程度及び範囲が、被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合。
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧について総務省令で定めるものに要する費用で、市の負担に属するものの財源とする場合。

6 国の補助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、市単独事業の経費が著しく過大と認められる場合は、別に法律で定めるところにより災害復旧事業費の財源に充てるため、特別の措置を講ぜられる場合もある。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

- (2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

- (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

基本方針

- 市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

〔参照項目〕

碧南市地震時応急復旧計画 9. 1

碧南市地震時応急復旧計画 9. 4

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
災害廃棄物処理対策	(市) 環境班(環境課) 衣浦衛生組合	1 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進 1 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1 (3) ごみの収集・運搬、処分の方法 1 (4) し尿の収集・運搬、処分の方法 1 (5) 周辺市町村及び県への応援要請

第1節 災害廃棄物処理対策

1 市及び衣浦衛生組合における措置

〔参照項目〕

碧南市地震時応急復旧計画 9. 1

碧南市地震時応急復旧計画 9. 3. 2

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定の推進

市及び衣浦衛生組合は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、衣浦衛生組合並びに県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) ごみの収集・運搬、処分の方法

ア 食物の残廃物を優先的に収集するものとする。

イ ごみ等の収集は被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地域から実施する。

ウ 収集したごみ等は、処分地において埋立・焼却もしくは適当な場所に投棄するものとする。ごみ等の収集及び処分等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定める基準に従って行うものとする。

エ 大規模災害が発生した場合、市及び衣浦衛生組合は廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬器材及び処理、処分場を確保する。

(ごみ処理に必要な資機材及び人員)

項目	必要資機材（主なもの）			必要な車両	必要な人員
	種類及び数量	所在場所	配備場所		
ごみ 焼却施設	焼却施設 炉型式 回転ストーカ炉 能力 190t／日 (95t×2炉)	広見町1-1-1		委託業者 収集車（パッカー） 6台	一般事務 2名 収集運搬18名 その他 4名 計 24名
一般廃棄物 最終処分場	埋立処分場 埋立面積10,197㎡ 埋立容積41,443㎥ サトイッチ方式	平山町 2-45-2		パライショベル 1台 トラック 2台	一般事務 2名 収集運搬 4名 その他 2名 計 10名

(4) し尿の収集・運搬、処分の方法

ア し尿の収集は被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から実施する。

イ 運搬車によることができない湛水地域等については、舟艇等にドラム罐・樽等をのせて収集するものとする。

ウ 一過性の浸水であっても、その地域が処理能力に比べ広範にわたっている場合の措置として、便槽内容の2～3割程度の汲取りを全戸に実施し、各戸のトイレの使用を可能にするよう配慮するものとする。

エ 収集したし尿は、衣浦衛生組合衛生センターで処理をする。この場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定める基準に従って行うものとする。なお、収集や処理が不可能な場合は、衛生的な埋め立て処分を行う。

(し尿処理に必要な資機材及び人員)

項目	必要資機材（主なもの）			必要な車両	必要な人員
	種類及び数量	所在場所	配備場所		
し尿処理	し尿処理施設方式 直接脱水＋希釈下水 放流 能力 110kl／日	丸山町1-14		許可業者 バキューム車 3.7kl×1台 2.7kl×6台 1.8kl×3台	一般事務 2名 収集運搬24名 計 26名

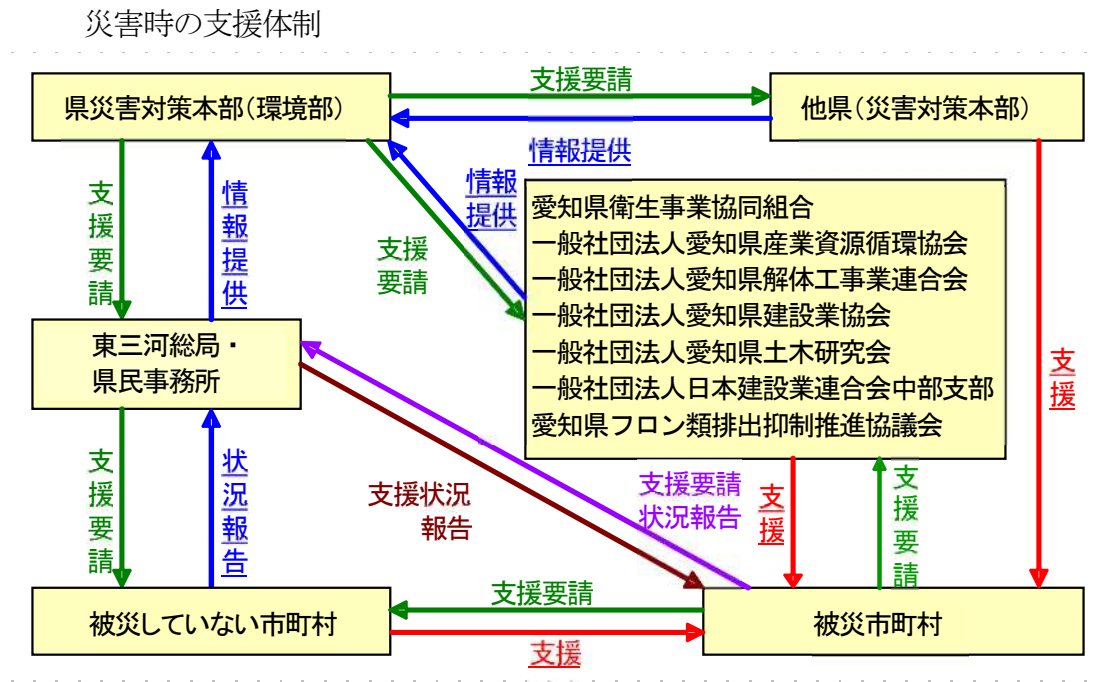
(5) 周辺市町村及び県への応援要請

市は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、災害時における廃棄物及びし尿の収集運搬等の協力に関する協定の締結業者や周辺市町村又は県に応援要請を行う。

◆資料編（資料9－3）清掃施設（ごみ、し尿）

- ◆資料編（資料12-6）し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書
（三河、知多清掃施設連絡協議会）
- ◆資料編（資料12-7）災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（県内市町村、一部事務組合）
- ◆資料編（資料12-38）災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書
- ◆資料編（資料12-39）災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定書
- ◆資料編（資料12-44）災害時における廃棄物の処理等に関する協定書



第4章 震災復興都市計画の決定手続き

基本方針

- 県及び市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法等に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成をはかり、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 第一次建築制限	(市) 土木施設管理 班(都市計画課)、住 宅建築班(建築課)	1 (1) 市街地の被災状況把握 1 (2) 復興地区区分の検討 1 (3) 建築基準法第84条の区域(案)の作成及び県への申出 1 (4) 都市復興基本方針の策定と公表
	県	2 第一次建築制限区域の指定
第2節 第二次建築制限	(市) 土木施設管理 班(都市計画課)	1 市街地の家屋被害状況の調査 2 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表 3 被災市街地復興推進地域の都市計画決定
第3節 復興都市計画事業の都 市計画決定	(市) 土木施設管理 班(都市計画課)	1 都市復興基本計画の策定と公表 2 復興都市計画事業等の都市計画決定

第1節 第一次建築制限

1 市における措置

(1) 市街地の被災状況把握

市は、被災状況や応急危険度判定調査の結果等により、市街地の被災状況を把握するとともに、県に報告し、連絡調整に努める。

(2) 復興地区区分の検討

市は、被災状況を基に、被災地の被害及び基盤整備状況の程度などに応じて、復興に関する事業手法を想定しながら、復興地区区分の検討を行う。

(3) 建築基準法第84条の区域(案)の作成及び県への申出

市は、発災後10日以内に、被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、県(建築指導課)に申出を行う。

(4) 都市復興基本方針の策定と公表

市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

2 第一次建築制限区域の指定

県は、発災後14日以内に、次の(1)～(3)に掲げる被災市街地復興特別措置法第5条第1項の各号の要件に該当する地区について、建築基準法第84条に基づく第一次建築制限区域を定め、発災後1ヶ月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。また、更に1ヶ月を超えない範囲内において期間を延長することができる。

きる。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成される恐れがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 市街地の家屋被害状況の調査

市は、市街地の家屋被害の概況をもとに、発災後1ヶ月以内に中被害以上の地区内全ての家屋被害について、詳細な状況や範囲を調査・把握するとともに、県に報告し連絡・調整に努める。

2 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

3 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

市は、建築基準法第84条の区域指定の後、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（発災後最長2年以内）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は、都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあつ

ては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 罹災証明書の交付等	(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成
第2節 被災者への経済的支援等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会	1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置
第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店 (市) 市民班(会計課)	1 (1) 通貨の円滑な供給の確保 1 (2) 金融機関等に対する要請 1 (3) 損傷銀行券等の引換 1 (4) 相談窓口の設置 1 (5) 国庫事務の運営 2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止
第4節 住宅等対策	(市) 住宅建築班(建築課) 独立行政法人住宅金融支援機構	1 (1) 災害公営住宅の建設 (2) 被災住宅等の復旧相談 2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置 3 住宅復興資金
第5節 労働者対策	(市) 供給班(商工課)	1 (1) 愛知労働局との連携 1 (2) 暴力団等における不正受給の防止

第1節 罹災証明書の交付等

1 市における措置

(1) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県へ住家等の被害の程度の調査への応援協力を依頼する。

ア 災害が発生したときは、様式1の罹災状況調査票（罹災台帳）によって罹災状況を調査し、これを罹災台帳とする。

◆資料編（資料13-1）罹災状況調査票（罹災台帳）

イ 様式2の罹災証明書交付申請書により申請があった場合は、罹災台帳に記載されている者に限り、様式3の罹災証明書を交付する。

◆資料編（資料13-2）罹災証明書交付申請書

◆資料編（資料13-3）罹災証明書

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2節 被災者への経済的支援等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金の支給

ア 災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市1／4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その

他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市1／4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2／3、県1／3）

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、以下のとおり支援を行う。

担当課	項目	支援の対象	支援の内容
税務課	市民税の減免	災害又は火災の場合	災害状況により減免 1/8～10/10
	固定資産税・都市計画税の減免	災害又は火災の場合	災害状況により減免 4/10～10/10
国保年金課	国民健康保険税の減免 <u>後期高齢者医療保険料の減免</u>	災害又は火災の場合	市民税と同じ <u>被害の程度により月割保険料の半分又は全部</u>
高齢介護課	利用負担額の減免	災害等	減免の割合 100分の95～100分の100
	介護保険料の減免	災害等	減免の割合 100分の12.5～100分の100
福祉課	災害見舞金	災害又は火災の場合 (災害救助法の救助又は国より弔慰金を受けた場合を除く)	死亡 10万円 負傷 1.5万円～3万円 住居・家財の被害 0.6万円～6万円
こども課	保育料の減免	災害等	災害状況により市長が定める
学校教育課	教科書の給与	災害救助法が適応された災害	無料
水道課	水道料金の減免	特別な理由があるとき	災害状況により市長が定める
下水道課	下水道使用料の減免	特別な理由があるとき	災害状況により市長が定める
建築課	市営住宅 目的外使用	火災、水害等	免除
	市営住宅家賃	災害等	災害による被害の程度により 市長がその都度定める

(4) 義援金品の受付・配分

ア 義援金品の受付

義援金は会計班、義援品は供給班にて受付窓口を開設して寄託される義援金品を受け付ける。義援品の提供を受ける場合は、被災者のニーズに応じた物資とし、梱包ごとに品名を明示するなど、円滑かつ迅速な仕分けができるよう努めるものとする。

イ 義援金品の配分

義援金の配分については、福祉班において「碧南市災害義援金配分委員会設置規程」に基づき、配分委員会を設置し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切

かつ速やかに配分する。

義援品の配分については、被災者のニーズに応じた物資を適切かつ速やかに配分する。

2 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

3 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

4 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

5 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

第3節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

(2) 金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸

出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。
- b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 証券会社等への措置

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。

(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

エ 電子債権記録機関への措置

(ア) 取引停止処分、休日営業等に関する措置

災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

(イ) 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 損傷銀行券等の引換

損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

(4) 相談窓口の設置

国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。また、広く被災者等からの金融相談を受け付ける。

(5) 国庫事務の運営

国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止

災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

第4節 住宅等対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合には、県に協力を要請する。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

3 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

第5節 労働者対策

1 市における措置

(1) 愛知労働局との連携

市は、被災した労働者及び事業主からの保護対策や職業のあっせん等の相談に応じ、関係機関である愛知労働局（刈谷労働基準監督署及びハローワーク碧南）と連携し、労働者対策を行う。

(2) 暴力団等における不正受給の防止

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 商工業の再建支援	(市) 供給班(商工課)	1 (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
第2節 農林水産業の再建支援	(市) 農水班(農業水産課)	1 (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1 (2) 金融支援等 1 (3) 施設復旧

第1節 商工業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第7章 財政対策

基本方針

- 災害により、公共施設等に大きな被害を受けた場合、その復旧事業には莫大な財源が必要となるため、市は災害復旧事業に伴う財政援助及び助成等を活用する。
- 災害予防、災害応急対策、災害復旧等の防災行政の実施に要する費用は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてがそれぞれの立場において分任するものであるから、それぞれの実施機関が負担する。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 財源の確保	(市)調達班(行政課)	1 (1) 災害復旧事業に伴う財政援助等の活用 1 (2) 激甚災害の指定に伴う財政援助活用 1 (3) 特例の財政援助の要望
第2節 費用の負担	(市)調達班(行政課)	1 費用の負担者 2 応援に要した費用 3 知事の指示に基づいて市長が実施した費用 4 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

第1節 財源の確保

1 市における措置

災害により、公共施設等に大きな被害を受けた場合、その復旧事業には莫大な財源が必要となるため、以下のとおり財政対策を講じ、財源の確保に努めることとする。

(1) 災害復旧事業に伴う財政援助等の活用

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成並びに起債の特例を活用する。「本編第2章第1節参照」

(2) 激甚災害の指定に伴う財政援助活用

激甚災害の指定に伴う財政援助を活用する。「本編第2章第2節参照」

(3) 特例の財政援助の要望

上記の措置のみでは、十分な財源が確保できない場合は、補助率の拡充等の特例の財政援助を、国・県へ要望する。

第2節 費用の負担

1 費用の負担者

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に要する費用は、法令に特別の定めがある場合、又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合

(1) 災害救助法第21条

- (2) 水防法第44条
- (3) 災害対策基本法第94条・第95条
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第57条

2 応援に要した費用（災害対策基本法第92条）

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は、当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。ただし、一時振替支弁を求めることができる。

3 知事の指示に基づいて市長が実施した費用（災害対策基本法第93条）

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用、及び応援のために要した費用のうちで市長が負担することの困難な場合、又は市で負担することが適当でないもので災害対策基本法施行令（以下、政令）で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって知事が全部又は一部を負担する。

4 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用（災害対策基本法第95条）

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づいて、市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市において負担することが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより国又は県がその全部又は一部を補助する。なお、この補助率については応急措置の内容その他の事情によりその都度決定される。

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市町村、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	県、(市) 本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備
2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	県、(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、社会教育班(生涯学習課) 始め全課、防災関係機関	1 情報収集・連絡体制の整備 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 3 住民への周知・呼びかけ 4 避難対策等 5 消防機関等の活動 6 警備対策 7 水道、電気、ガス、通信、放送関係 8 金融 9 交通 10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 11 滞留旅客等に対する措置 12 広域応援部隊の活動
3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応	県、(市) 本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関	1 情報収集・連絡体制の整備 2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間 3 住民への周知・呼びかけ

1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。(南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」2「津波警報等情報の伝達」を参照。)

2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。(南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」2「津波警報等情報の伝達」を参照。)

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(規模は最大クラス(M9)を想定)に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続(事前避難)等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。(参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」)

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(令和元年5月内閣府作成)及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」(令和2年3月県作成)などに基づき、事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。

本市における高齢者等事前避難対象地域は、前浜町2丁目、4丁目、5丁目、中江町6丁目とする。国から後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされた場合、市はこの地域に対して、当該指示の期間中「高齢者等避難」を発令する。

なお、住民事前避難対象地域は設定しない。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く。)及び事

前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。(第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。)

市は、国から後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされた場合、当該指示の期間中事前避難のための避難所として、碧南市文化会館、前浜集落センター及び川口農業センターを開設する。

なお、当該期間中、これらの施設は閉館とする。

5 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

- (2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

9 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 県(関係局)は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 海上

ア 第四管区海上保安本部(事務所を含む。)及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

(3) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県(関係局)が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された際に、とるべき防

災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。

- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ⑧ 各施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制(⑧においては実施必要箇所を含む)は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

- ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- ② 県立学校にあつては、次に掲げる事項
 - (ア) 児童・生徒等に対する保護の方法
 - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - (ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部又は方面本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市町村が南海トラフ地震防災対策推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力す

るものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事
中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとす
る。

1 1 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の
保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

1 2 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場
合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応
急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和3年5月改訂)
に基づき活動するものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。(南海トラフ地震臨時情
報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」2「津波警報等情報
の伝達」を参照。)

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプ
レート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、
太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測され
たケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変
化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制
を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関
する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項につ
いて周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所
の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への
備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。(参考：第2編第11章「防
災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害
情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」)

(参考 南海トラフ地震に関連する情報)

○南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連
解説情報」の情報名称で発表される。

- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

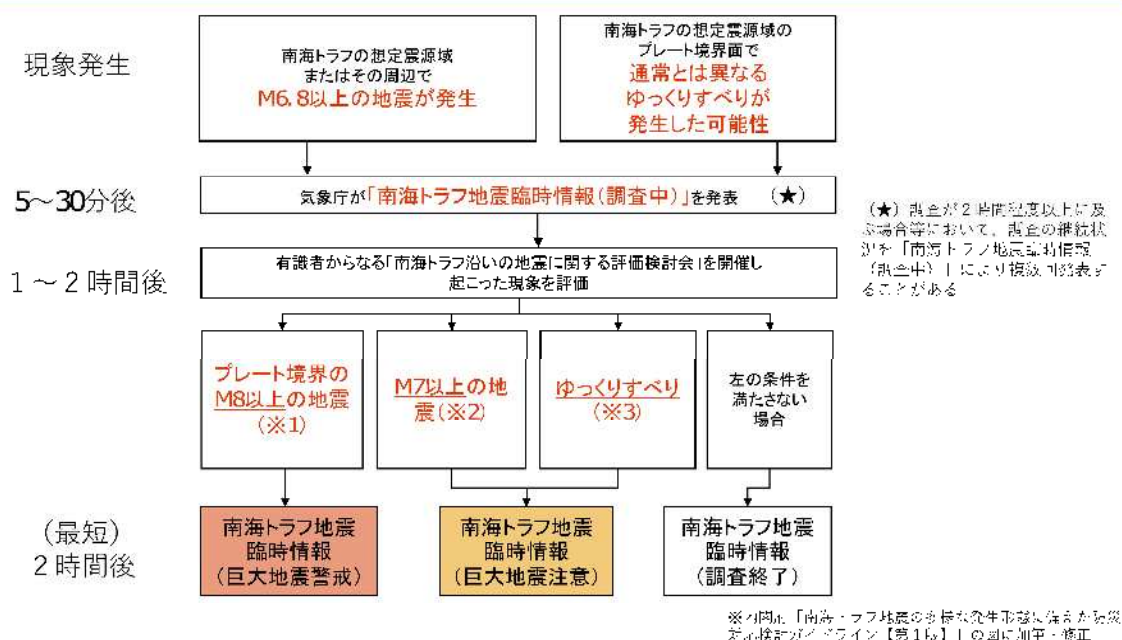
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内^{*1}において、モーメントマグニチュード^{*4}7.0以上の地震^{*3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

◆別紙「東海地震に関する事前対策」

別紙「東海地震に関する事前対策」

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	(市) 本部班(防災課)	東海地震に関する事前対策の意義
第2節 東海地震に関連する情報	(市) 本部班(防災課)	1 情報の種類 2 警戒宣言発令までの流れ

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、「第4編災害応急対策」に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

[広報に関する事項]

市、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

別紙「東海地震に関する事前対策」

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

名古屋地方気象台は、第2編第11章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する知識

イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市は、第2編第11章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(3) 自動車運転者に対する広報

市及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第2編第11章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2節 東海地震に関連する情報

1 情報の種類

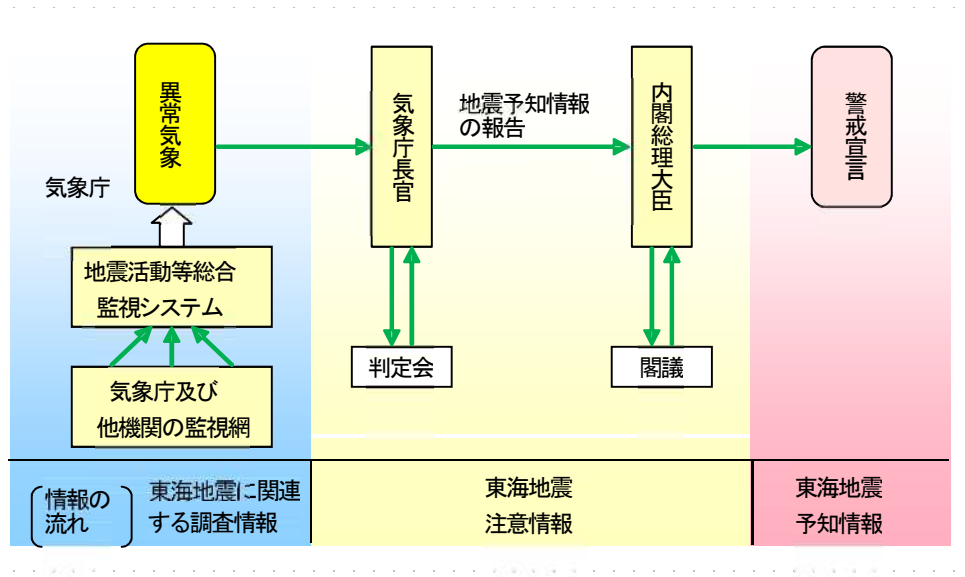
東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種 類	内 容 等		カラーレベル	防 災 対 応
東海地震 予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		赤	警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震 注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		黄	準備行動の実施 市民への広報
東海地震 に関連する調査情報	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	青	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。		

※カラーレベルはそれぞれの情報が意味する状況の危険度を表す指標であり、赤が最も危険度が高い。

2 警戒宣言発令までの流れ



※ これらの情報に関する説明は、次章第2節第1に掲載

第2章 地震災害警戒本部の設置等

基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、県及び市は地震災害警戒本部を速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 地震災害警戒本部の設置等	（市）本部班(防災課)、全市職員	1 (1) 東海地震注意情報発表時における必要な職員の参集や連絡体制の確保（強化地域） 1 (2) 警戒宣言発令時における市地震災害警戒本部（強化地域）又は災害対策本部（強化地域外）の設置 1 (3) 職員の参集
	その他の防災関係機関	2 (1) 東海地震注意情報発表時における必要な職員の参集や連絡体制の確保 2 (2) 警戒宣言発令時における地震災害警戒本部に準じた組織の設置
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	（市）広報班(経営企画課) 関係各課	1 警戒宣言等の伝達系統 2 代替伝達系統 3 市の内部伝達、住民等への伝達 4 その他の防災関係機関の情報伝達
第3節 警戒宣言発令時等の広報	（市）広報班(経営企画課)、市民班(市民課)	1 問い合わせ窓口等の体制整備 2 広報内容 3 広報手段等
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	（市）市民班(市民課)、避難所班(国保年金課)	1 収集・伝達系統 2 報告事項・時期

第1節 地震災害警戒本部の設置等

1 市における措置

- (1) 東海地震注意情報発表時における必要な職員の参集や連絡体制の確保（強化地域）

東海地震注意情報が発表された場合、碧南市職員非常配備体制表に定める第3次非常体制をとる。また、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

- (2) 警戒宣言発令時における市地震災害警戒本部（強化地域）又は災害対策本部（強化地域外）の設置

警戒宣言が発せられた場合、市長は市地震災害警戒本部（以下、「市警戒本部」という。）を市地域防災計画に基づき設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。なお、警戒本部の組織及び運営は大震法、大震法施行令、碧南市地震災害警戒本部条例に定めるところによる。

- (3) 職員の参集

職員は、地震予知情報等の内容、その他これらに関連する情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報及び警戒宣言発令を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参加するよう努めるものとする。

◆資料編（資料12-3）碧南市地震災害警戒本部条例

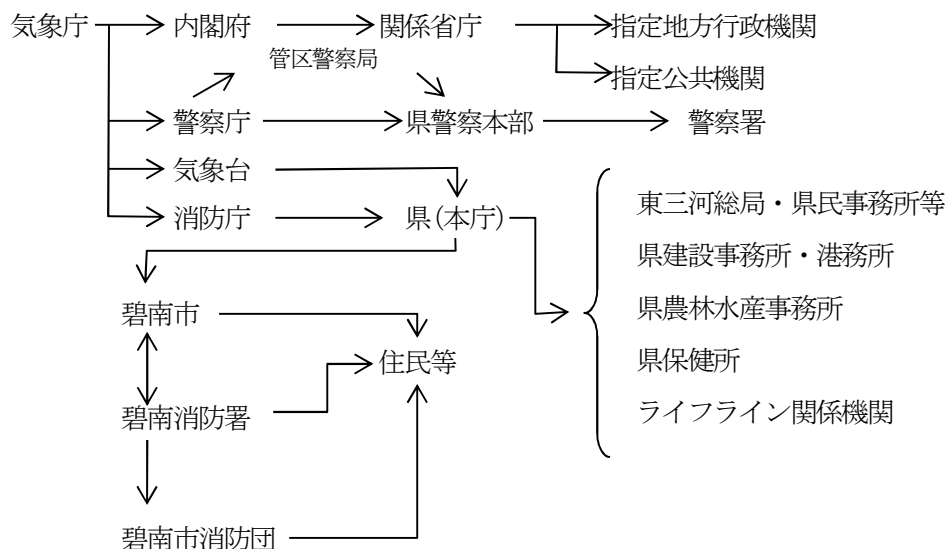
2 その他の防災関係機関における措置

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。
(2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、市内の指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

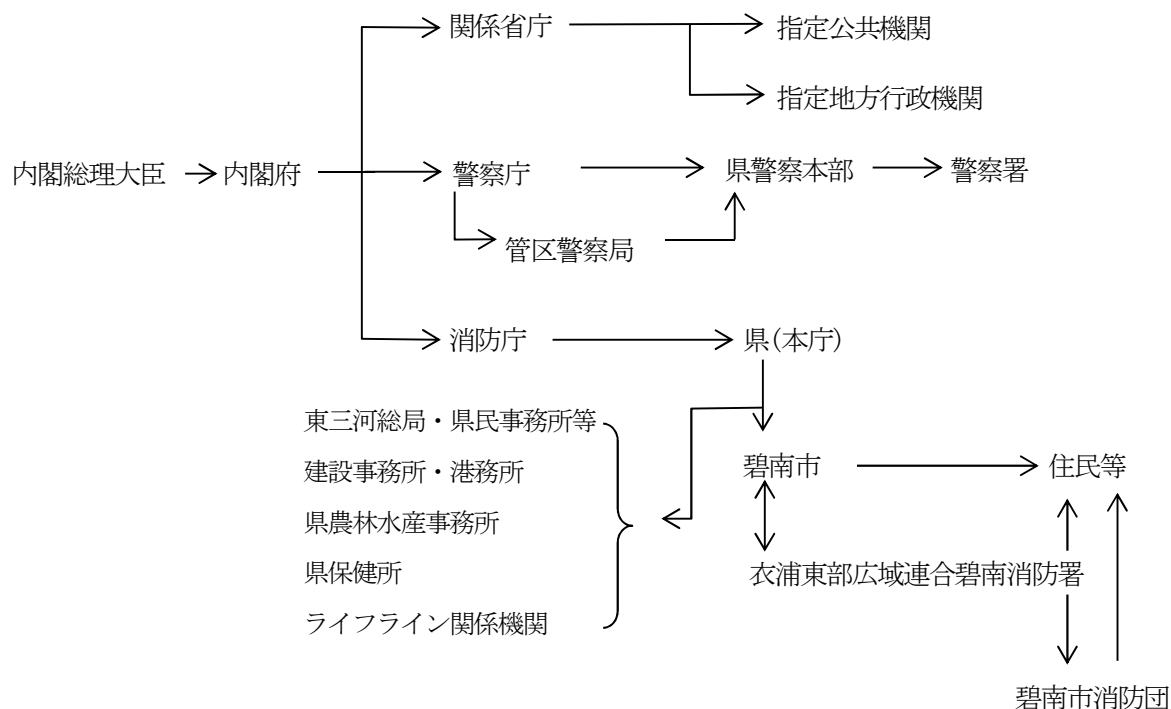
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

1 警戒宣言等の伝達系統

- (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



(2) 警戒宣言



2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市町村への代替伝達系統は、第3編第3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

3 市の内部伝達、住民等への伝達

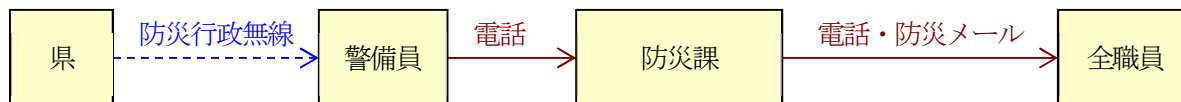
市の内部における伝達は、以下のとおりとし、職員が動員され次第、速やかに住民等へ伝達するものとする。

(1) 東海地震注意情報時の内部伝達

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外

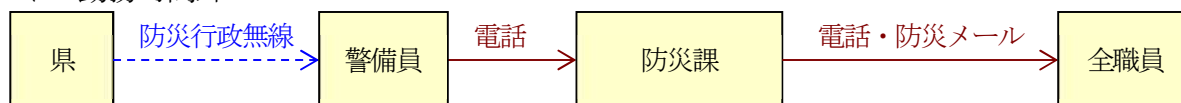


(2) 警戒宣言発令時の内部伝達

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



◆資料編 (資料4－6) 東海地震に関連する情報の伝達例文

◆資料編（資料4－7）東海地震警戒宣言の伝達例文

4 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

1 市における措置

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

2 広報内容

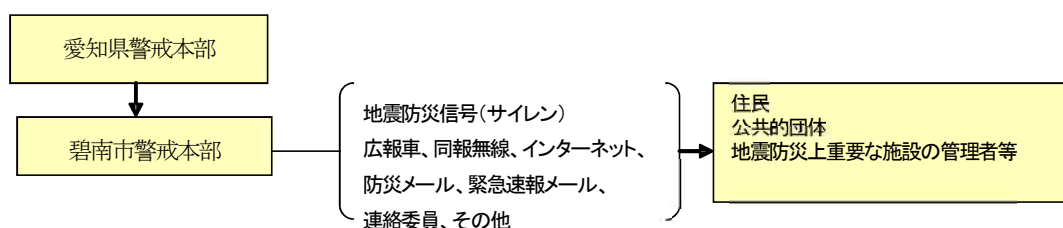
広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

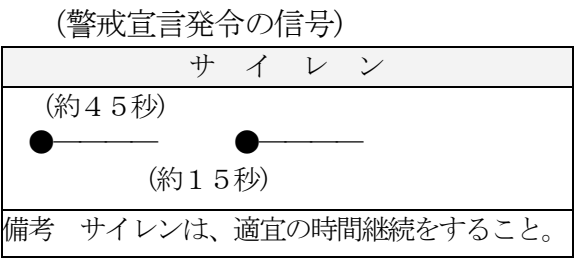
- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に市内の震度及び津波の予想並びに災害危険箇所及び避難対象地区の周知
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) ライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地区外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

◆資料編（資料4－8）市長から市民への呼びかけ例文

3 広報手段等

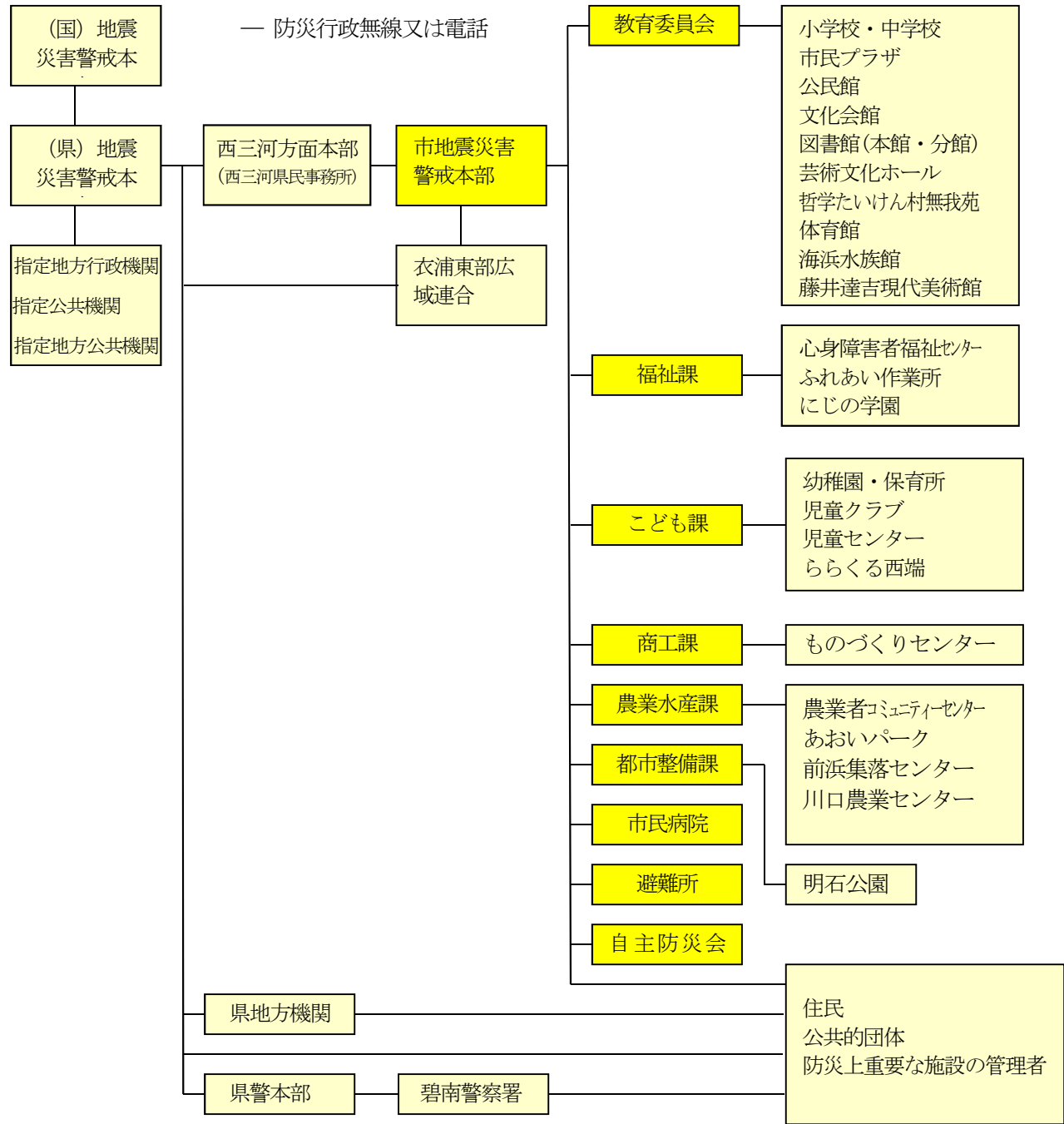
広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、同報無線、インターネット、へきなん防災メール、緊急速報メール又は連絡委員等を通じる次の伝達系統により行うものとする。なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語や、やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。





第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統



警戒宣言が発せられた場合、NTT電話の利用が増加し、異常ふくそうが生じ通話不能な

事態の発生が予想されるので、平常時から警戒宣言が発せられたときの電話の自粛を呼びかけることとする。また、通話の状況によっては、災害時優先加入者（防災関係機関、警察、病院等）の通話確保のため一般通話は、発信規制される場合もある。

防災関係機関は、警戒宣言の発令に伴う異常な事態の対応に当たっては防災行政無線（「資料編（資料4-1）無線局」参照）及び電話（「資料編（資料4-3）災害時情報伝達収集先電話一覧」参照）により情報伝達、収集等に努めるものとする。

- ◆資料編（資料4-1）無線局
- ◆資料編（資料4-2）愛知県及び消防庁への連絡先一覧
- ◆資料編（資料4-3）災害時情報伝達収集先電話一覧

2 報告事項・時期

- (1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式1）」により県に報告する。報告事項は次のとおりとする。
- ① 東海地震予知情報の伝達（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
 - ② 地域住民の避難状況（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ③ 消防・浸水対策活動（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ④ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ⑤ 施設・設備の整備及び点検（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ⑥ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ⑦ 食糧、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ⑧ 緊急輸送の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - ⑨ 地震災害警戒本部（災害対策本部の設置）（選択：1 設置、2 準備中、3 未設置）
 - ⑩ 対策要員の確保（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
- (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項

- ① 避難の経過
- ② 避難の完了
- ③ 東海地震予知情報の伝達、避難指示
- ④ 消防、水防その他応急措置
- ⑤ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- ⑥ 施設・設備の整備及び点検
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持

- ⑧ 緊急輸送の確保
- ⑨ 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- ⑩ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

- ①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。
 - ②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
 - ③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。
- (3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。
- ◆資料編（資料13－7）避難・地震防災応急対応実施状況報告書（市→県）

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

基本方針

- 市、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 主要食糧、医薬品の確保	(市) 調達班(資産活用課、行政課)、第1医療班(健康課)、市民病院	1 (1) 主要食糧の確保 1 (2) 医薬品の確保
	日本赤十字社愛知県支部 (愛知県赤十字血液センター)	2 愛知県赤十字血液センターにおける措置
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(市) 第1医療班(健康課)、環境班(環境課)、土木施設管理班(土木港湾課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、消防署	1 (1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1 (2) 浸水対策用の資機材・人員の配備 1 (3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備 1 (4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1 (5) 医療救護用の資機材・人員の配備 1 (6) 地震災害応急対策に係る大震法に定める措置
	(市) 水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、県企業庁	2 (1) 水道事業者(市) 2 (2) 工業用水道事業者(県企業庁) 2 (3) 下水道管理者(市)
	鉄道事業者	3 (1) 応急復旧用資機材・機器の所在等確認 3 (2) 応急復旧体制の確立
	中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A	4 (1) 車両・資機材等の整備・確保 4 (2) 対策要員の確保
	ガス事業会社	5 (1) 車両・資機材等の整備・確保 5 (2) 対策要員の確保
	通信事業者、 移動通信事業者	6 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 6 (2) 応急復旧体制の確立
	日本赤十字社愛知県支部	救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備
	国立病院機構の病院	医療救護班等の準備体制の確立

第1節 主要食糧、医薬品の確保

1 市における措置

(1) 主要食糧の確保

市は主要食糧の確保を図るため、市が保有する備蓄食糧の放出措置をとる。また、あいち中央農業協同組合の応援を求めるとともに、「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先へ調達の要請を行う。合わせて、調味料、副食物、食器類、調理器具等の在庫物資の供

与確保にも努める。

◆資料編（資料7-1）食糧・生活必需品等備蓄一覧表

◆資料編（資料12-22）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合）

◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定

(2) 医薬品の確保

市は、平常医療用と併せ、発災後の医療活動用として医薬品等の備蓄に努めるものとする。

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保については、碧南市薬剤師会の協力を得て調達することを原則とし、不足する場合は、「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先や、県、日赤愛知県支部等に調達の要請をする。

◆資料編（資料12-13）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会）

◆資料編（資料12-14）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会）

◆資料編（資料12-15）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）

◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定

2 日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）における措置

日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 市における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

（緊急輸送道路の指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料6-3）を参照、緊急輸送道路の確保については「第3編第8章交通の確保・緊急輸送対策」を参照）

◆資料編（資料6-3）緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図

(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。なお、浸水対策用資器材に不足を生じる場合は、県へ応援を要請する。

（浸水対策については「第3編第9章浸水・津波対策」を参照）

◆資料編（資料3-1）水防資器材備蓄状況

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

衣浦衛生組合は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一廃棄物処理施設を、復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(ごみ処理対策については、「第3編第3章第1節産業廃棄物処理対策」を参照)

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(し尿処理対策については、「第3編第3章第1節産業廃棄物処理対策」を参照)

(4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

(防疫活動については、「第3編第7章第2節防疫・保健衛生」を参照)

(5) 医療救護用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

(医療救護については「第3編第7章第1節医療救護」を参照)

(6) 地震災害応急対策に係る大震法に定める措置

地震災害応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるとき、市長は、大震法第27条第1項の定めにより区域内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用することができるものとする。この場合、市長は、土地建物等の占有者等到大震法施行令第13条の定める通知等をするものとする。

この措置を執ったときには、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第27条第6項の定めにより、これを補償するものとする。

2 水道事業者等における措置

(1) 水道事業者（市）

水道事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

(水道の応急対策については「第3編第14章第3節上水道施設対策」を参照)

(2) 工業用水道事業者（県企業庁）

工業用水道事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、各施設について必要な点検・巡視を実施し、応急対策への準備、情報収集・伝達方法の確認、所要人員の確保に努める。(工業用水道の応急対策については「第3編第14章第4節工業用水道施設対策」を参照)

(3) 下水道管理者（市）

下水道管理者（市）は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

3 鉄道事業会社における措置

名古屋鉄道株式会社及び臨海鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

(1) 応急復旧用資機材・機器の所在等確認

応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。

(2) 応急復旧体制の確立

必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

4 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社J E R Aにおける措置

中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社J E R Aは、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両・資機材等の整備・確保

車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。また、発災後、復旧資機材が不足する場合、他事業場へ融通を依頼する。

(2) 対策要員の確保

あらかじめ定めた連絡ルート（「第3編第14章第1節」を参照）により、対策要員を動員し確保に努める。また、発災後、復旧要員を確保するとともに、請負工事会社及び他事業場への応援を依頼する。

5 ガス事業会社における措置

東邦ガス株式会社及びその他のガス事業会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両・資機材等の整備・確保

車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) 対策要員の確保

あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

6 通信事業者及び移動通信事業者における措置

(1) 復旧用資機材、車両等の確保等

西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

(2) 応急復旧体制の確立

あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

- 7 日本赤十字社愛知県支部における措置(救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備)

日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。

- 8 独立行政法人国立病院機構の病院における措置(医療救護班等の準備体制の確立)

独立行政法人国立病院機構の病院は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、医療救護班等の準備体制をとる。

第4章 発災に備えた直前対策

基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 避難対策	(市) 本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)、避難所班(国保年金課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)	1 (1) 避難対象地区の周知 1 (2) 避難の指示等 1 (3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知 1 (4) 屋外における避難生活の運営 1 (5) 徒歩による避難の誘導 1 (6) 要配慮者に対する支援・配慮 1 (7) 出張者、旅行者等の対応
	県警察	2 (1) 避難の際における警告、指示等 2 (2) 避難の指示
	第四管区海上保安本部	3 (1) 船舶、臨海施設等に対する警戒宣言等の伝達・周知 3 (2) 遊泳者等に対する警戒宣言等の周知 3 (3) 津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告(港則法) 3 (4) 海上保安官による立退き指示 3 (5) 海上保安官による警戒区域の設定及び区域外への退去等指示
	(市) こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)	4 (1) 児童生徒等の安全確保 4 (2) 実態に即した具体的な対応方法の決定 4 (3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知 4 (4) 施設設備に対する安全点検
第2節 消防、浸水等対策	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署	1 (1) 正確な情報の収集及び伝達 1 (2) 火災、水災等の防除のための警戒 1 (3) がけ地崩壊危険地域、津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保 1 (4) 要配慮者の避難誘導に対する民生委員・児童委員、自主防災会等への活動要請 1 (5) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報 1 (6) 自主防災会等の防災活動に対する指導 1 (7) 地震防災応急計画の実施の指導 1 (8) 迅速な救急救助のための体制確保 1 (9) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 1 (10) 水防資機材の点検、整備、配備 1 (11) 衣浦港周辺における液状化への警戒
第3節 社会秩序の維持対策	県警察 第四管区海上保安本部 (市) 本部班(防災課)	1 (1) 混乱防止の措置 1 (2) 不法事案に対する措置 1 (3) 避難に伴う措置 1 (4) 自主防災活動に対する支援 2 第四管区海上保安本部における措置
第4節 道路交通対策	県公安委員会	1 県公安委員会における措置
	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、 県公安委員会	2 道路管理者における措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第5節 鉄道	(市) 本部班(防災課)、 中部運輸局	1 (1) 各事業者がとる準備行動の支援 (東海地震注意情報発表) 1 (2) 列車の強化地域内進入禁止等 (警戒宣言発令)
	衣浦臨海鉄道株式会社、 名古屋鉄道株式会社	2 (1) 東海地震注意情報発表時 2 (2) 警戒宣言発令時
第6節 バス	(市) 本部班(防災課)、 供給班(商工課)、 中部運輸局 路線バス事業者	1 くるくるバスにおける措置 2 中部運輸局における措置 3 路線バス事業者における措置
第7節 海上交通	(市) 本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港湾課)、 第四管区海上保安本部	1 (1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する避難勧告及び必要に応じた入港制限等 (港則法) 1 (2) 港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域にかかる船舶交通の整理・指導 1 (3) 臨海施設等危険物取扱施設に対する事故防止に係る指導 1 (4) 貯木場からの木材流出防止の指導
	中部運輸局	2 第四管区海上保安本部と協力の上、関係事業者等へ応急措置の実施指導
第8節 飲料水、電気、ガス、 通信及び放送関係	(市) 水道班(水道課)	1 配水池の水位確保等配水操作
	中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A	2 (1) 電力施設の特別巡視、特別点検等の予防措置 2 (2) 電力の緊急融通体制の確認 2 (3) 電気の安全措置に関する広報
	都市ガス事業者	3 (1) ガス供給の継続 3 (2) ガスの安全広報 3 (3) 帰宅等の要請 3 (4) ガス工作物の巡視・点検 3 (5) 工事等の中断
	一般社団法人愛知県 L P ガス協会	4 L P ガスの具体的な安全措置に関する広報
	通信事業者	5 (1) 地震防災応急対策等に関する広報 5 (2) 通信の利用制限等の措置 5 (3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用 5 (4) 復旧用資機材、車両等の確認と広域応援計画に基づく手配 5 (5) 建物、施設等の巡視と点検 5 (6) 工事中の施設に対する安全措置
	日本放送協会名古屋放送局	6 (1) 防災組織の整備及び県・市町村への協力 6 (2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等 6 (3) 外国人、視覚障害者等への配慮
第9節 生活必需品の確保	(市) 調達班(資産活用課、行政課)	1 (1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 1 (2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1 (3) 各家庭に対する周知
第10節 金融対策	(市) 会計班(会計課)、 東海財務局、 日本銀行名古屋支店	1 (1) 預金取扱金融機関への措置 1 (2) 保健会社及び少額短期保険業者への措置 1 (3) 証券会社等への措置 1 (4) 電子債権記録機関への措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第11節 郵政事業対策	(市) 本部班(防災課)、 調達班(行政課)、 日本郵便株式会社	1 (1) 業務の取扱い停止 1 (2) 窓口取扱い事務の種類、取扱時間等の局前等掲示 1 (3) 屋外業務従事者の帰局 1 (4) 一時的避難場所として使用される場合、避難者の安全確保
第12節 病院、診療所	(市) 第1医療班(健康課)、 市民病院 診療所病院、診療所	1 (1) 院内放送等による職員、入院・外来患者等に対する情報提供等(東海地震注意情報発表) 1 (2) 病院・診療所の原則、外来診療中止(警戒宣言発令) 1 (3) 災害拠点病院の外来診療を原則縮小(警戒宣言発令)
第13節 スーパー <u>マーケット</u> 等	(市) 供給班(商工課)、 スーパー <u>マーケット</u> 等	1 スーパーマーケット等における措置
第14節 緊急輸送	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、調達班(行政課、資産活用課)、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定 2 中部運輸局における措置 3 第四管区海上保安部における措置 4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲 5 緊急輸送の方針 6 緊急輸送道路 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 8 緊急輸送車両の効力
第15節 警戒宣言発令時の 帰宅困難者・滞留 旅客対策	(市) 本部班(防災課) 関係機関	1 帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策 1 帰宅困難者、滞留旅客の避難誘導、保護、食料等のあっせん等

第1節 避難対策

1 市における措置

(1) 避難対象地区の周知

市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき津波危険地域(「第2編第9章第1節津波危険地域の指定」を参照)、土砂災害警戒区域(「資料編(資料1-1)土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」を参照)の範囲(以下「避難対象地区」という。)を警戒宣言発令時の避難情報の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置、その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車での避難の禁止)を、関係地区住民に対して周知するものとする。

なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。

◆資料編(資料1-1)土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(2) 避難の指示等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行うとともに、次の措置をとるものとする。

- ア 防災行政無線（同報系）、広報車等による避難情報の周知
- イ 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼
- ウ 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指示
- エ 県警察への避難指示等を行った旨の通知及び避難誘導、交通規制等の依頼
- オ 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検整備
- カ 市警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設
- キ 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施
- ク 避難対象地区及び警戒区域の設定を行った場合、居住者等は避難場所及び避難所へ避難するものとする。この場合、居住者等は発災に備えて安全を保ちながら避難するものとする。

◆資料編（資料８－１）一時退避場所及び火災時退避場所

◆資料編（資料８－２）市の指定する避難所

(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

市は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しないため、３日分程度の食糧を持参するように周知する。

(4) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

(5) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用 of 適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(6) 要配慮者に対する支援・配慮

ア 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

イ 警戒宣言に基づき、市長より避難の指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は地域支援者とし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた場合、市は（１）に掲げる者を収容する施設の内自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

エ 市は、外国人に対する避難誘導等の対応について、多言語又は簡単な日本語による対応ができるように配慮する。

(7) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

2 県警察における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により、危険な事態が発生する恐れがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受ける恐れのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立ち入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずる恐れのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

3 第四管区海上保安本部における措置

(1) 船舶、臨海施設等に対する警戒宣言等の伝達・周知

第四管区海上保安本部は、東海地震注意情報が発せられた段階から、船舶、臨海施設等に対して、あらかじめ定める伝達系統により、警戒宣言その他地震に関する情報の伝達・周知を行う。

(2) 遊泳者等に対する警戒宣言等の周知

第四管区海上保安本部は、東海地震注意情報が発せられた段階から、遊泳者等に対して、船舶、航空機により、警戒宣言その他地震に関する情報の周知を図る。

(3) 津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告（港則法）

第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告（港則法）を行う。

(4) 海上保安官による立退き指示

警戒宣言が発せられた場合において、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、海上保安官は立退きを指示する。海上保安官が立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(5) 海上保安官による警戒区域の設定及び区域外への退去等指示

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるとき、海上保安官は、警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。海上保安官が警戒区域を設定したときは、直ちに最寄の市長にその旨を通知する。

4 学校等における措置

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童生徒等が在校又は在園中の場合には、授業、部活動、保育等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校又は降園させる。

イ 児童生徒等が登下校又は登降園中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校又は休園として、児童生徒等は登校又は登園させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定

各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

(3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第2節 消防、浸水等対策

1 市及び消防署における措置

市及び消防署は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、市地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、準備等必要な体制をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 火災、水災等の防除のための警戒

(3) がけ地崩壊危険地域、津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保

(4) 要配慮者の避難誘導に対する民生委員・児童委員、自主防災会等への活動要請

(5) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

(6) 自主防災会等の防災活動に対する指導

(7) 地震防災応急計画の実施の指導

(8) 迅速な救急救助のための体制確保

(9) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

(10) 水防資機材の点検、整備、配備

(11) 衣浦港周辺における液状化への警戒

◆資料編（資料5－2）地震防災応急計画作成対象施設等

第3節 社会秩序の維持対策

1 県警察における措置

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため、社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合、主要駅、銀行、スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により、流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

ア 窃盗犯、粗暴班、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

自主防災会等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

2 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

第4節 道路交通対策

1 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 交通規制の基本方針

警戒宣言が発せられた場合における交通対策の基本は、次のとおりとする。

ア 強化地域での一般車両の走行は極力抑制する。

イ 強化地域への一般車両の流入は極力制限する。

ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な

物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 碧南市の規制措置

- (ア) 第1次的には路線、区間を定め、緊急自動車及び緊急輸送車両であることの確認を受けた車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止する。
- (イ) 前記の目的を達成するため、交通検問所を設置して、必要な交通規制、誘導及び自動車使用抑制の要請等を行う。
- (ウ) 緊急輸送車両等の通行を確保すべき必要がある場合には、指定した路線、区間及びその他の関連道路について車両の通行を禁止し又は制限する。
- (エ) 第2次的には避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。
- (オ) 広域的な避難場所の周辺道路については、避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。
- (カ) 津波被害発生予測地域の周辺道路については、発生予測地域内道路及び同地域に通ずる道路について、通行禁止規制等の交通規制を行う。
- (キ) 石油コンビナート等特別防災区域の周辺道路については、愛知県石油コンビナート等防災計画に基づく必要な交通規制を行う。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

- ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。
- イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。
- ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

- ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。
- イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。

◆資料編（資料6－5）緊急通行車両等届出書

◆資料編（資料6－6）緊急通行車両確認証明書及び標章

2 道路管理者における措置

道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害の恐れがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

1 中部運輸局における措置

中部運輸局は、鉄道について、次の措置をとるものとする。

- (1) 各事業者がとる準備行動の支援（東海地震注意情報発表）

東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。

- (2) 列車の強化地域内進入禁止等（警戒宣言発令）

警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し待機させる。ただし震度6弱未満かつ津波等の被害の恐れがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。

2 名古屋鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社における措置

- (1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
- (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
- (イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客等への対応

- (ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
- (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。
- (ウ) 規制の結果生ずる滞留貨物の保管を行う。

第6節 バス

1 市における措置(くるくるバスにおける措置)

市は、警戒宣言発令時における、くるくるバス及び乗客等の安全を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 中部運輸局における措置

中部運輸局は、路線バス事業者に対し、東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者と呼びかけるよう要請する。

3 路線バス事業者における措置

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。

- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7節 海上交通

1 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。

- (1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する避難勧告及び必要に応じた入港制限等（港則法）
津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告（港則法）を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。
- (2) 港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域にかかる船舶交通の整理・指導
港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (3) 臨海施設等危険物取扱施設に対する事故防止に係る指導
臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の排出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。

2 中部運輸局における措置

中部運輸局は、第四管区海上保安本部と協力して、関係事業者等へ応急措置の実施指導を行う。

第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 市及び水道事業者における措置

市及び水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないよう、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。

（飲料水の供給については「第3編第11章第1節給水」を参照）

2 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社J E R Aにおける措置

中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社J E R Aは、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の特別巡視、特別点検等の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(仕掛け工事及び作業中の電力設備における応急安全措置)

電力設備		応急安全措置
火力発電所		1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強 (2) クレーン、チェンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動 (3) 転倒又は転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止のセット、補強柱のセット (4) 仮設パイプ等の固定 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止 3 揚油、揚炭作業は防災体制を強化し、状況に応じ作業の中止及びタンカーの避難等の実施
変電所		1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強 (2) クレーン、チェンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動 (3) 転倒又は転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止のセット、補強柱のセット 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
送電架線路	架空	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 状況により、組立中鉄塔ボルトの本締、各種支線の補強又は取付 (2) 鉄塔上の資材、工具の撤去又は緊結 (3) 重機類のブーム格納 (4) 工事敷地の立入禁止柵の点検・補強 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
	地中	1 工事を中止し、バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強の実施 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
配電線路	架空	1 工事を中止し、建込中の支持物の固定、緊縛等の実施 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
	地中	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) ケーブルドラム、柱上端末部など移動落下物が懸念されるものの固定、緊縛等の実施 (2) バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検・補強 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止

(2) 電力の緊急融通体制の確認

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 電気の安全措置に関する広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及び Web サイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 都市ガス事業会社における措置

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。また、他の都市ガス事業会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) ガス供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) ガスの安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

4 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

5 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

- イ 電報の受付、配達状況
- ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況
- エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況
- オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法
- カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害伝言用ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(4) 復旧用資機材、車両等の確認と広域応援計画に基づく手配

警戒宣言が発せられた場合、災害復旧等に係わる組織（対策要員）においては、速やかに地震災害警戒本部に参集する。復旧用資機材車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。また、発災後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な次の車両については、あらかじめ緊急輸送用として特別許可（緊急通行車両の事前申請）を得ておくものとする。

- ア 移動無線車、移動電源車、ポータブル衛生通信支援車
- イ 災害対策用機器及び応急復旧用資機材運搬用車両
- ウ 工事用車両、特殊車両
- エ 広報車、その他災害応急復旧対策上必要な車両

(5) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設について巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(6) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信施設、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

6 日本放送協会名古屋放送局、株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチにおける措置

(1) 防災組織の整備及び県・市町村との協力

日本放送協会名古屋放送局、株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチは、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的

として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

(3) 外国人、視覚障害者等への配慮

放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第9節 生活必需品の確保

1 市における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請、指導

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。また、生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のため指導を行う。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

(3) 各家庭に対する周知

市は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。

ア 各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されない恐れがあること。

イ 地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならないこと。

第10節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる民間金融機関等における措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 窓口営業の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。この場合であっても、当地の警

察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

イ 取引者に対する営業停止等の周知徹底

営業停止等並びに継続して現金自動預け払い機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。

ウ 休日等の警戒宣言発令時における窓口営業の再開停止

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

エ 警戒宣言解除時における平常営業の再開

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

オ 発災後の業務の円滑な遂行に向けた応急措置

発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。

カ 混乱の未然防止

その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。

(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止すること。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。

ウ 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び少額短期保険業者の円滑な遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

オ 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

(3) 証券会社等への措置

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事業所の窓口における業務を停止すること。

イ 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始又は再開は行わない。

- エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。
- オ 発災後の証券会社等の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。
- カ その他、地域の投資家保護に十分配慮する。

(4) 電子債権記録機関への措置

- ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応
 - (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。
 - (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。
 - (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期すため、営業所での営業の開始又は再開は行わない。
 - (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。
 - (オ) 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。
- イ 強化地域外に営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応
強化地域内の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行う。

第11節 郵政事業対策

1 日本郵便株式会社における措置

(1) 業務の取扱い停止

警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。

(2) 窓口取扱い事務の種類、取扱時間等の局前等掲示

(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。

(3) 屋外業務従事者の帰局

警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。

(4) 一時的避難場所として使用される場合、避難者の安全確保

警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮する。

第12節 病院、診療所

1 病院、診療所における措置

- (1) 院内放送等による職員、入院・外来患者等に対する情報提供等（東海地震注意情報発表）
病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 病院・診療所の原則、外来診療中止（警戒宣言発令）
強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。
- (3) 災害拠点病院の外来診療を原則縮小（警戒宣言発令）
災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第13節 スーパーマーケット等

1 スーパーマーケット等における措置

警戒宣言が発せられた場合、市内のスーパーマーケット等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第14節 緊急輸送

1 市及び関係機関における措置

(1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保

市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

(2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定

確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段については、「第3編第8章第4節緊急輸送手段の確保」のとおりである。

2 中部運輸局における措置

(1) 中部運輸局は、陸上緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。

(2) 中部運輸局は、海上緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる船舶の出動可能隻数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。

3 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、人員、物資の海上緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため

必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

5 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、県、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の警戒本部において調整を行うものとする。

6 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、資料編（資料6－3）で定める道路とする。

◆資料編（資料6－3）緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図

7 緊急輸送車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。

◆資料編（資料6－7）緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証

◆資料編（資料6－8）緊急通行車両等事前届出一覧表

- (2) 大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については「本章第4節1（6）」に定めるところによる。

8 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第15節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

1 市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留

旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策

基本方針

- 市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川・海岸、港湾・漁港、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 道路	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)	東海地震注意情報発表時から、次の措置をとる。 1 (1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達 1 (2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握 1 (3) 工事の中断等 1 (4) 応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握 1 (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当者に対する事前配備の連絡・確認 1 (6) 市、その他関係機関との連携協力による必要な措置 1 (7) 警戒宣言発令時危険箇所
第2節 河川及び海岸	(市) 農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)	津波による重大な被害が予測される地区における河川・海岸管理施設管理上の対応の事前決定
第3節 港湾・漁港	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	港湾・漁港施設については、東海地震注意情報発表時から次の措置をとる。 1 (1) 必要に応じた施設の巡視・点検及び工事中断等 1 (2) 特定の施設等における必要に応じた利用者に対する防災上必要な措置の要請 1 (3) 津波の危険地区における水門・閘門等の操作又は操作準備のための配備 1 (4) 応急復旧に必要な資機材保有状況、事前配備の確認・連絡 1 (5) 関係機関との連携協力による必要な措置
第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市) 施設を管理する課	市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 1 (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 1 (2) その他警戒宣言発令時等の措置 2 保育所、幼稚園、学校 3 病院 4 社会福祉施設
第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市) 施設を管理する課	1 (1) 施設管理者の取るべき措置 1 (2) 災害対策本部が置かれる施設の管理者の取るべき措置 1 (3) 屋内避難に使用する建物の選定 1 (4) 避難所が置かれる施設の管理者の取るべき措置
第6節 工事中の建築物等に対する措置	(市) 関係各課	工事中に東海地震注意情報が発表された場合、原則工事を中止する

第1節 道路

1 市における措置

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- (1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達

道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達するものとする。

(2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握

緊急輸送道路及び避難路として指定された路線並びに道路の損壊が想定される危険箇所を主体に巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。

(3) 工事の中断等

必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

(4) 応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握

応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。

(5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当者に対する事前配備の連絡・確認

道路巡視及び災害復旧協議会等応急復旧協力業者に事前配備に付いて連絡・確認を行う。

(6) 市、その他関係機関との連携協力による必要な措置

市、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

(7) 警戒宣言発令時危険箇所

地震が発生した場合、災害が発生する恐れのある区間内で、警戒宣言が発せられた場合に危険となる箇所は下記のとおりである。

路 線 名	所 在 地	状 況	管 理 上 の 措 置
市道 長田橋柿池線 (長田橋)	碧南市長田町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止

※長田橋架替予定

第2節 河川及び海岸

1 河川及び海岸施設

地震予知情報により、津波の発生が予想される場合、河川及び海岸施設の管理上の措置は下記のとおりとする。

(1) 必要に応じて所管する施設の巡視・点検を行い、状況に応じて応急の措置をとる。また、工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事の中断等の措置をとる。

(2) 特定の施設又は特定の者のみが利用している施設について、必要に応じて利用者に防災上必要な措置を要請する。

(3) 津波の危険のある地区について、水門・陸閘門等の操作又は操作の準備のための配備を行う。

(4) 応急復旧に必要となる、資機材の保有状況、事前配備についての確認・連絡を行う。

(5) 関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

(参考：市内における海岸及び津波の影響を受ける河川)

区 分	名 称	所 在 地	延長 (m)	管 理 者
農地海岸	三河湾沿岸衣浦港地区海岸碧南地区海岸	碧南市川口町地先	1,850	愛知県知事 (農林水産省構造改善局所管)
河川海岸	碧南海岸竜宮権現地区海岸	碧南市築山町地先 ～権現町地先	1,760	愛知県知事 (国土交通省水管理・国土保全局所管)
河川海岸	碧南海岸前浜新田地区海岸	碧南市江口町地先 ～潮見町地先	560	愛知県知事 (国土交通省水管理・国土保全局所管)
港湾海岸	三河湾沿岸衣浦港海岸新川地区海岸	碧南市浅間町地先	1,510	愛知県知事 (国土交通省港湾局所管)
港湾海岸	三河湾沿岸衣浦港海岸新須磨地区海岸	碧南市浜町地先 ～道場山町地先	1,761	愛知県知事 (国土交通省港湾局所管)
港湾海岸	三河湾沿岸衣浦港海岸浜寺地区海岸	碧南市浜町地先	801	愛知県知事 (国土交通省港湾局所管)
漁港海岸	三河湾沿岸大浜漁港海岸北川地区海岸	碧南市浜寺町地先 ～築山町地先	1,415	愛知県知事 (水産庁所管)
河川	矢作川	-	-	国土交通大臣 (豊橋河川事務所所管)
河川	高浜川	-	-	愛知県知事 (知立建設事務所所管)
河川	新川	-	-	愛知県知事 (知立建設事務所所管)
河川	蜷川	-	-	愛知県知事 (知立建設事務所所管)

第3節 港湾・漁港

1 港湾・漁港施設

港湾・漁港施設は、水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤上に建設されている場合が多く、地震の直接被害の他、津波による二次災害が想定されるので、東海地震注意情報が発表された段階から、所管する港湾・漁港において次の措置をとるものとする。

(1) 必要に応じた施設の巡視・点検及び工事中断等

必要に応じて所管する施設の巡視・点検を行い、状況に応じて応急の措置をとる。また、工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事の中断等の措置をとる。

(2) 特定の施設等における必要に応じた利用者に対する防災上必要な措置の要請

特定の施設又は特定の者のみが利用している施設について、必要に応じて利用者に防災上必要な措置を要請する。

(3) 津波の危険地区における水門・閘門等の操作又は操作準備のための配備

津波の危険のある地区について、水門・閘門等の操作又は操作の準備のための配備を行う。

(4) 応急復旧に必要な資機材保有状況、事前配備の確認・連絡

応急復旧に必要な資機材の保有状況、事前配備についての確認・連絡を行う。

(5) 関係機関との連携協力による必要な措置

関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

(参考：市内における市内港湾・漁港施設)

区 分	名 称	所在地	管 理 者
重要港湾	衣浦港	碧南市港南町地内 ～碧南市明石町地内	愛知県知事
第一種漁港	蜷川漁港	碧南市前浜町地内 ～権現町地内	碧南市長
第二種漁港	大浜漁港	碧南市築山町地内	愛知県知事

第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市（関係局）における措置

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

1 一般的事項

(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

(ア) 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

(ア) 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(2) その他警戒宣言発令時等の措置

地域内の庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要

な体制を整えるものとする。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制

2 保育所、幼稚園、学校

(1) 保育所、幼稚園、学校においては、原則「本編第4章第1節」に定める対応をとるが、交通規制などにより、園児児童生徒の保護が困難になることが予測される場合は、警戒宣言発令前から具体的な対応方法を定めておくものとする。

(2) 当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

3 病院

病院においては、警戒宣言が発せられた場合、診療等に関して次の措置をとるものとする。また、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置をとることとする。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。

イ 診療は継続する。

ウ 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

(2) 警戒宣言が発せられた場合

ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。

イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

4 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

(1) 施設管理者のとりべき措置

市の施設で、地震防災応急対策の実施上重要な建物となる施設の管理者は、「本編本章第4節の1」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

(2) 災害対策本部が置かれる施設の管理者のとりべき措置

市警戒本部の方面本部等が置かれる市の庁舎を管理する者（調達班）は、(1)に掲げる措置をとるほか、市警戒本部開設に必要な資機材の確保に協力する。また、緊急車両等の確保を行う。

(3) 屋内避難に使用する建物の選定

市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用も含め、選定する。

(4) 避難所が置かれる施設の管理者のとりべき措置

市の防災計画が定める緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）又は応急救護所が置かれる学校等の管理者は、「本編本章第4節の2」に掲げる措置をとるとともに、緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所又は応急救護所の開設に必要な資器材の搬入、配備に協力するものとする。

第6節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

基本方針

- 防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	1 市における措置 2 費用の負担方法
第2節 自衛隊の地震防災派遣	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	1 (1) 自衛隊の派遣要請 1 (2) 関係部隊等との連絡調整 2 部隊の受入れ及び経費負担

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

1 市における措置

- (1) 防災関係機関相互における応援要請、又は応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定める者とする。
- (2) 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。
- (3) 市長は、市において地震防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により、知事等に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができるものとする。

- ◆資料編 (資料12-9) 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定
- ◆資料編 (資料12-24) 碧南市、越前市災害時相互応援協定書
- ◆資料編 (資料12-29) 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- ◆資料編 (資料12-31) 碧南市、由仁町災害時相互応援協定書
- ◆資料編 (資料12-35) 碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書
- ◆資料編 (資料12-40) 西三河災害時相互応援協定書

2 費用の負担方法

- (1) 他県又は他市町村から、市に応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条の規定による。
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 市警戒本部長における措置

(1) 自衛隊の派遣要請

市警戒本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、県警戒本部長に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

ア 派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を希望する区域

エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

市警戒本部長は、県警戒本部長からの要請により自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

2 部隊の受入れ及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、「第3編第4章第3節5「災害派遣部隊の受入れ」及び6「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

第7章 市民のとりべき措置

基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 家庭においてとるべき措置	(市) 本部班 (防災課)	(1) 正確な情報の収集 (2) 警戒宣言発令時にかかる市の指示に従った避難 (3) 警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施 (4) 身の安全を確保することができる場所の確保 (5) 火の使用の自粛 (6) 灯油等危険物やLP ガスの安全措置 (7) 消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保 (8) 身軽で安全な服装へ着替え (9) 非常持出品及び救助用具の用意・確認 (10) 脱出口の確保、及び避難場所・避難路等の確認 (11) 自主防災組織にかかる情報収集伝達体制の確保 (12) 地区（連絡委員、役員）は避難誘導を行う体制をとる (13) 自動車や電話の使用自粛
第2節 職場においてとるべき措置	(市) 本部班 (防災課)	(1) 防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定及び実施 (2) 身の安全を確保できる場所の確保 (3) 火の使用の自粛 (4) 消防計画、予防規程などに基づく危険箇所の点検 (5) 職場の自衛消防組織の出動体制の整備 (6) 重要書類等、非常持出品の確認 (7) 職場の条件等に応じた安全な場所での待機 (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者の安全確保 (9) 正確な情報の把握及び職場内の伝達 (10) 近くの職場同士の協力 (11) マイカーによる出勤・帰宅等の自粛、及び危険物車両等の運行の自粛 (12) 漁船所有者の流出防止措置

第1節 家庭においてとるべき措置

(1) 正確な情報の収集

テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。

(2) 警戒宣言発令時にかかる市の指示に従った避難

警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらか

じめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。

(3) 警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施

警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。

(4) 身の安全を確保することができる場所の確保

とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。

(5) 火の使用の自粛

火の使用は自粛するものとする。（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。

(6) 灯油等危険物やLP ガスの安全措置

灯油等危険物やLP ガスの安全措置をとるものとする。

(7) 消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保

消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。

(8) 身軽で安全な服装へ着替え

身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。

(9) 非常持出品及び救助用具の用意・確認

水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。

(10) 脱出口の確保、及び避難場所・避難路等の確認

万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。

(11) 自主防災組織にかかる情報収集伝達体制の確保

自主防災会は情報収集伝達体制を確保するものとする。

(12) 地区（連絡委員、役員）は避難誘導を行う体制をとる

各地区（連絡委員、役員等）は、住民の避難誘導を行う体制をとる。避難に先立って、避難する人数の確認、介護の必要な病人、老人、障害者等の状況を把握し、避難にあたっては、連絡委員、役員等で補助・介護して避難する。

(13) 自動車や電話の使用自粛

自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第2節 職場においてとりべき措置

(1) 防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定及び実施

防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。

(2) 身の安全を確保できる場所の確保

とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。

(3) 火の使用の自粛

火の使用は自粛するものとする。

(4) 消防計画、予防規程などに基づく危険箇所の点検

消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。

(5) 職場の自衛消防組織の出動体制の整備

職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。

(6) 重要書類等、非常持出品の確認

重要書類等の非常持出品を確認するものとする。

(7) 職場の条件等に応じた安全な場所での待機

職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。

(8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者の安全確保

不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。

(9) 正確な情報の把握及び職場内の伝達

正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。

(10) 近くの職場同士の協力

近くの職場同士で協力し合うものとする。

(11) マイカーによる出勤・帰宅等の自粛、及び危険物車両等の運行の自粛

マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。

(12) 漁船所有者の流出防止措置

漁船所有者等は、漁具等の流出防止措置、漁船等の指定された水域への避難等を開始する。漁船等が定められた水域へ避難する場合は、第四管区海上保安本部又は漁業協同組合の指示に従って行う。

令和⁶年2月修正

碧 南 市 地 域 防 災 計 画
— 地震・津波災害対策計画 —

編集発行 碧南市防災会議
事務局 碧南市市民協働部防災課

碧南市松本町28番地（〒447-8601）
電話（0566）95-9874
